

ち草に隠れ、追へば則ち山に入る。故れ往古以來、未だ王化に染はず。今、朕れ汝の爲人を察るに、身體長大く、容姿端正し、力能く罪を扛げ、猛きこと雷電の如し。向ふ所・前なく、攻むる所・必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我が子にして、實は則ち神人なること。是れ寔に天の朕が不敵、且つ國の不平たるを愍み給ひて、天業を經め給へ、宗廟を絶たざら令め給ふ乎。亦た是の天下は則ち汝の天下なり。是の位は則ち汝の位なり。願はくは深く謀り遠く慮りて、姦しきを探り、變くを伺ひて、之に示すに威を以てし、之を懐くるに徳を以てして、兵甲を煩はさずして自らに臣順はしめよ。即ち言を巧みて以て暴ふる神を調へ、武きを振ひて以て姦しき鬼を攘へ」と。於是、日本武尊、乃ち斧鉞を受け賜はりて、以て再拜みて奏して曰さく「昔、西の方を征ちし年、皇靈の威に頼りて、三尺劍を提げて熊襲國を撃ち、未だ決辰も經ずして賊の首、罪に伏しぬ。今亦た神、祇の靈に頼り、天皇の威を借りて、往きて其の境に臨みて、示すに徳教を以てせむに、猶ほ服はざること有らば、則ち兵を擧げて撃たむ」と。仍て重ねて再拜みまつる。天皇、即ち吉備武彦と大伴武日連とに命せて、日本武尊に従はしめ、亦た七拘脛を以て贈夫と爲たまふ。冬十月、王子の朔の癸丑の日(三)、日本武尊、發路し給ふ。戊午の日(七)、枉道して、伊勢神宮を拜み給ふ。仍て倭姫命に辭て曰はく「今、天皇の命を被はりて、東に征きて將に諸の叛者を誅へむとす。故れ辭す」と。於是、倭姫命、草薙劍を取りて、日本武尊に授けて曰はく「慎みて莫・怠りそ。是月、日本武尊初めて駿河國に至ります。其の處の賊、陽り從ひて欺きて曰さく「是の野に麋鹿・甚多なり。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨まして狩り應へ」。日本武尊、其の言を信け給ひて、野中に入りて兎獸し給ふ。賊、王を殺さむとする情ありて、王とは日本武尊を謂ふ也」火を放けて其の野を燒く(一調、其野に放火燒)。王欺かれぬと云ふことを知しめして、則ち煙を以て火を出だして、向燒けて免るることを得たまへり。(一)云く、王の所佩る劍・雲雲、自から抽でて王の傍の草を薙ぎ攘ふ

是に因て免るる事を得給へり。故、其の劍を號けて草薙と曰ふ。雲雲、此をば武羅玖毛と云ふ。王の曰く「殆に欺かれぬ」と。則ち悉くに其の賊衆を焚きて滅ぼしつ。故れ其の處を號けて燒津と曰ふ。亦た相撲に進まして、上總に往かむと欲し、海を望りて高言して曰く「是れ小さき海のみ。立跳にも渡りつ可し」。乃ち海中に至りますに、暴風忽ちに起りて、王船漂蕩ひて渡るべからず。時に王に従ひまつる妾あり、弟橘媛と曰す。穗積氏・忍山宿禰の女なり。王に啓して曰さく「今、風起き浪溢くして王船没みなむとす。是れ必ず海神の心也。願くは妾の身を以て王の命を贖ひて海に入らむ」と。言ひ訖りて乃ち瀧を披けて、入りぬ。暴風、即ち止みて、王船岸に着くことを得たり。故れ時人その海を號けて馳水と曰ふ。

爰に日本武尊、則ち上總より轉りて陸奥國に入ります。時に大なる鏡を王船に懸けて、海路より葦浦に廻りて、横さまに玉浦を渡りて、蝦夷の境に至ります。蝦夷の賊、首・島津神、國津神等、竹水門に屯みて距がむとす。然るに遙かに王船を視て、豫め其の威勢に怖ちて心の裏に得勝ち奉るまじきことを知りて、悉くに弓矢を捨てて、望り拜みて曰さく「仰ぎて君の容を視奉れば、人倫に秀れ給へり。若し神にかも坐す。姓名を承はらむ」。王對へて曰はく「吾は是れ現人神の子なり」。於是、蝦夷等、悉くに慄まりて、則ち裳を棄げ浪を披けて、自から王船を扶けて岸に着しつ。仍て面縛はれて服罪ふ。故、其の罪を免し給ふ。因て以て其の首帥を俘にして身に從へまつら令む。蝦夷、既に平きぬ。日高見國より還りまして、西南の方・常陸を経て甲斐國に至りて、酒折宮に居します。時に燭を擧げて進食す。是夜、歌を以て侍ふ者に問ひて曰はく、

新治、筑波を過ぎて、幾夜か宿つる。
 諸の侍者、答・得言さす。時に秉燭者あり。王歌の末を續けて歌みて曰さく、

かくなへて、夜には九夜、日には十日を。

即ち、乘燭人の聴きことを美め給ひて、敦く賞したまふ。則ち是宮に居しまして、靱部を以て大伴連の遠祖・武日に賜へり。

是に日本武尊の曰はく、「蝦夷の凶しき首、威な其の辜に伏しぬ、唯し信濃國、越國、頗る未だ化に従はず」と。則ち甲斐より北の方・武藏、上野を轉歴て、西の方・碓日坂に速ります。時に日本武尊、毎に弟・橘媛を顧び給ふ情まします。故れ碓日嶺に登りて、東南の方を望りて、三たび歎きて曰はく、「吾嬬者耶(嬬、此をば葛摩と云ふ)。故、因りて山の東の諸國を、吾嬬の國と曰ふ。

於是、道を分りて、吉備武彦を越國に遣して、其の地形の險易、及び人民の順、不を察しめ給ふ。則ち、日本武尊は信濃に進入ましぬ。是の國、山高く谷幽くして、翠嶺・萬重。人、杖倚ひても升起難し。巖峻しく、磴紆りて、長峯・數千。馬、頓響みて進かず。然れども日本武尊、烟を披き、霧を凌ぎて、遙かに大山を徑り給ふ。既に峯に達りて、飢れ給ふ。山中に食す。山神、王を苦しめ令めむとし、以て白き鹿に化りて王の前に立てり。王、異し給ひて、一箇の蒜を以て白き鹿に弾きかけ給ふ。則ち眼に中りて殺しつ。爰に王忽ち道を失ひて、出でむ所を知り給はず。時に白き狗、自から來りて、王を導きまつる狀あり。狗に隨ひて出でて美濃に出でますことを得つ。吉備武彦、越より出でて遇ひぬ。是より先に信濃坂を度る者、多に神氣(あやし)を得て以て換え臥せり。但し白き鹿を殺しまし、より後、是の山を踰ゆる者、蒜を嚼みて、人及び牛馬に塗るに、自からに神氣に中らず。

日本武尊、更た尾張に還りまして、即ち尾張氏の女・宮寶媛を娶して、滝しく留りて月を踰えぬ。是に近江の膽吹の山に荒ぶる神ありと聞して、即ち劍を解きて宮寶媛の家に置きて、徒より行でます。膽吹山に至りますに、山神、大蛇に化りて道に當れり。爰に日本武尊、主神の化れる蛇なることを知しめさずして謂はく、「是の大蛇は必ず荒ぶる神の使ならむ。既に主神を殺すことを得てば、其の使は豈に求むるに足らむ乎」。因て蛇を踏ぎこえて猶ほ行でます。時に山神、雲を興し氷を零らしむ。峯霧ひ、谷噴みて、復た往くべき路なし。乃ち捷道ひて其の跋涉む所を知らず。然れども霧を凌ぎて強ちに出でます。方に僅かに出づることを得たり。猶ほ失意けて醉へるが如し、因て山下の泉の側に居しまして、乃ち其の水を飲して醒めましぬ。故れ其の泉を號けて居醒の泉と曰ふ。

日本武尊、是に始めて痛身たまふこと有します。然るを稍くに起きて、尾張に還ります。爰に宮寶媛の家に入りまますして、便ち伊勢に移りまして尾津に到り給ふ。昔に日本武尊、東に向まし、歳、尾津濱に停り給ひて進食す。是の時、一の劍を解きて松の下に置き、遂に忘れて去まします。今、此に至りますに、劍猶ほ存す。故れ歌よみて曰はく、

尾張に、直に向へる、一つ松あはれ。一つ松、人に在りせば、衣著せましを、太刀佩けましを。

能褒野に達びて、痛み給ふこと甚だし。則ち俘にせる蝦夷等を以て、神宮に獻る。因て吉備武彦を遣して、天皇に奏して曰はく、「臣、命を天朝に受けて遠く東の夷を征つ。則ち神の恩びを被ふり、皇の威に頼りて、叛者・罪に伏し、荒神・自らに調ひぬ。是を以て甲を卷き戈を戢めて懺悔けて還れり。冀ひしく、曷れの日、曷れの時に、天朝に復命申さむと。然るに天、命、忽ちに至りて、隙、驕・停め難し。是以、獨り曠野に臥して誰にも語ることを無し。豈に身の亡せむことを惜しまむや。唯だ面(まのあ)仕へまつらす成りぬることを愁しふ」。既にして能褒野に崩ります。時に年三十。

天皇、聞しめして、寢ますこと席安からず。食きこしめすこと味ひ甘からず。晝夜喉咽びて泣ち悲しび辨擲ち給ふ。因りて以て大く歎きて曰はく、「我が子・小碓王、昔、熊襲が叛きし日、未だ總角にも未及に、久しく征伐に煩ひつ。既に

して恆に左右に在りて、朕が不及を補ふ。然るに東夷・懸ぎ動みて、討た使むる者なし。愛を忍びて以て賊の境に入らしむ。一日も願ひずと云ふこと無し。是を以て朝夕、進退ひて還らむ日を待ち待つ。何の禍ひ分、何の罪分。不意之間我が子を倭亡こと。自今以後、誰人と與にか鴻業を經給めむ耶。即ち群卿に詔して、百寮に命せて、仍て伊勢國の能衰野陵に葬りまつる。

時に日本武尊、白鳥に化り給ひて、陵より出でまして、倭國を指して飛ぶ。群臣等、因て以て其の棺槨を開けて、之を視たてまつれば、明衣、空しく留まりて屍骨は無し。於是、使者を遣して白鳥を追尋ねれば、則ち後の琴彈原に停れり。仍て其の處に陵を造る。白鳥、更た飛びて河内に到りて、舊市邑に留まる。亦た其の處に陵を作る。故れ時の人、是の三の陵を號けて白鳥陵と曰す。然れども途に高く翔りて天に上りき。徒に衣冠を葬しまつる。因て功名を録へむと欲して、即ち武部を定め給ふ。是歲、天皇、踐祚、四十二年焉。

初め日本武尊の所佩る草薙横刀は、是れ、今、尾張國の年魚市郡の熱田社に在り。於是、神宮に獻れる蝦夷等、晝夜喧嘩して、入出禮無し。時に倭姫命の曰はく「是の蝦夷等、神宮に近づく可からず」と。則ち朝庭に進上たまふ。仍て御諸山の傍に安置らしむ。未だ幾ばくの時を経ざるに、悉く神山の樹を伐りて、隣りに叫び呼ばひて人民を脅かす。天皇、聞しめして群卿に詔して曰はく「其の神山の傍に置らし、蝦夷は、是れ本より獸心ありて、中國に住ましめ難し。故れ其の情願の隨に、邦畿之外に班ち遣はせ」。是れ今、播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波、凡て五の國の佐伯部の祖なり。

初め日本武尊、兩道入姫皇女を娶して妃と爲て、稻依別王を生みませり。次に足仲彦天皇(神代)、次に布忍入姫命、次に稚武王。其の兄の稻依別王は、是れ犬上君、武部君、凡て二族の始祖なり。又の妃、吉備武彦の女・吉備穴戸武媛、

武卯王と十城別王とを生みませり。其の兄の武卯王は、是れ讃岐綾君の始祖なり。弟の十城別王は、是れ伊豫別君の始祖なり。次の妃、穗秋氏・忍山宿禰の女・弟橋媛、稚武彦王を生みませり。

五十一年(辛酉年)の春正月、壬午の朔の戊子の日(七)、群卿を召して、宴きこしめすこと。數日矣。時に皇子・稚足彦尊(神代)、武内宿禰、妻の庭に參赴す。天皇、召して其の故を問はせ給ふ。因て以て奏して曰さく「其れ實樂の日は、群卿、百僚、必ず情を戲遊に在きて、國家に存かず。若し狂生有りて、墻間の隙を伺はむ乎と、故れ門下に侍ひて非常に備ふ。時に天皇、謂りて曰はく「理、灼然なり(灼然、此をば以て耶知事と云ふ)」。則ち異に諷みたまふ。秋八月、己酉の朔の壬子の日(四)、稚足彦尊を立て、皇太子と爲たまふ。是の日、武内宿禰に命ちて、棟梁之臣と爲たまふ。

五十一年(壬戌年)の夏五月、甲辰の朔の丁未の日(四)、皇后・播磨大郎媛、薨りましぬ。秋七月、癸卯の朔の己酉の日(七)、八坂入姫命を立て、皇后と爲たまふ。

五十三年(癸亥年)の秋八月、丁卯の朔の日、天皇、群卿に詔して曰はく「朕、愛子を顧ぶること、何の日にかは止まむ。翼くは小碓王の所平し國を巡狩ひと欲ふ」と。是月、乘輿、伊勢に幸まして、轉りて東海に入ります。冬十月、上總の國に至ります。海路より淡水門(關)を渡ります。是時に覺賀鳥の聲聞こゆ。其の鳥の形を見そなはさむと欲して、尋て海中に出でます。仍て白蛤を得給ふ。是於、膳臣の遠祖、名は磐鹿六屬、蒲を以て手織に爲て、白蛤を贈に爲りて進る。故れ六屬の功を美め給ひて、膳大伴部を賜へり。十二月、東國より還りまして、伊勢に居します。是を綺宮と謂す。

五十四年(甲子年)の秋九月、辛卯の朔の己酉の日(十九)、伊勢より倭に還りまして、纏向宮に居します。

五十五年(乙丑)の春二月、戊子の朔、辰の日(丑)、彦狹嶋王を以て東山道の十五國の都督に拜け給ふ。是れ豊城命の孫なり。然るに春日の穴咋の邑に到りて、病に臥して薨りぬ。是時、東國の百姓、其の王の至りまさぬことを悲しびて、竊かに王の尸を盗みて、上野國に葬りぬ。

五十六年(丙寅)の秋八月、御諸別王に詔して曰はく、「汝の父・彦狹嶋王、任所に向ふ事を得ずして、早に薨りぬ。故れ汝、専ら東國を領めよ」。是を以て御諸別王、天皇命を承けたまはりて、且に父の業を成さむと欲ひて、則ち行きて治めて、早に善しき政を得つ。時に蝦夷・賊ぎ動む。即ち兵を擧げて撃つ焉。時に蝦夷の首帥、足振邊、大羽振邊、遠津間男邊等、叩頭て來て頓首みて、罪を受なひて、盡くに其の地を獻る。因りて以て降者を免して、服はざるを誅しつ。是を以て東國久しく無事なり焉。是に由て其の子孫、今に東國に在り。

五十七年(丁卯)の秋九月、坂手池を造る。即ち竹を其の堤の上に蒔う。冬十月、諸國に令ちて田部・屯倉を興つ。

五十八年(戊辰)の春二月、辛丑の朔の辛亥の日(十一)、近江國に幸まして志賀に居しますこと三歳、是を高穴穗宮と謂す。

六十年(庚午)の冬十一月、乙酉の朔の辛卯の日(七)、天皇、高穴穗宮に崩す。時に年、一百六歳。

稚足彦天皇 成務天皇

稚足彦天皇は、大足彦忍代別天皇(景)の第四に當り給ふ子なり。母皇后を、八坂入姫命と曰す。八坂入彦皇子の女なり。大足彦天皇の四十六年に、立ちて皇太子と爲りたまふ。年一十四。六十年の冬十一月、大足彦天皇、崩ります。

崩ります。

元年(辛亥)の春正月、甲申の朔の戊子の日(丑)、皇太子、即位。是年、太歳辛未。

二年(壬子)の冬十一月、癸酉の朔の壬午の日(十)、大足彦天皇を、倭國の山邊の道上の陵に葬しまつる。皇后を尊びて皇太后と曰す。

三年(癸丑)の春正月、癸酉の朔の己卯の日(七)、武内宿禰を以て、大臣と爲たまふ。初め天皇、武内宿禰と同じ日に生れます。故、異に寵み給ふこと有します焉。

四年(甲寅)の春二月、丙寅の朔の日、詔して曰はく、「我が先の皇・大足彦天皇、聰明、神武まして、録に膺り。圖を受け給へり。天に治ひ、人に順ひて、賊を撥ひ、正きに反り給ふ。徳、覆ひ盡すに伸しく、道、造花に協へり。是を以て普天率土、不王臣と云ふこと莫し。稟氣懷靈、何非得處。今、朕、嗣ぎて寶祚を踐りて、夙に夜に兢惕る(むなしく)。然るに黎元、蠢々、爾にして野心を悛めず。是れ國郡に君長なく、縣邑に首渠者無ければなり焉。自今以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置かむ。即ち當國の幹了者を取りて、其の國郡の首長に任せ、是を中區の蕃屏と爲さむ。

五年(乙丑)の秋九月、諸國に令して、以て國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、竝びに楯・矛を賜ひて以て表とす。則ち山・河を隔ひて國・縣を分ち、阡・陌に隨ひて以て邑里を定む。因りて東西を以て日縱と爲、南北を日横と爲、山の陽を影面と曰ひ、山の陰を背面と曰ふ。是を以て百姓、居に安みして天下無事なり焉。

四十八年(戊午)の春三月、庚辰の朔の日、麩・足・仲彦尊(尊)を立て、皇太子と爲たまふ。

六十年(庚午)の夏六月、己巳の朔の己卯の日(十一)、天皇、崩りました。時に年、一百あまり七歳。

日本書紀 卷第七 終

日本書紀 卷第八

足仲彥天皇 仲哀天皇

足仲彥天皇は、日本武尊の第二に當り給ふ子なり。母の皇后を兩道入姫命と曰す。活目入彥五十狹茅天皇（仁）の皇女なり。天皇、容姿端正し。身長十尺。稚足彥天皇（成）の四十八年に立ちて皇太子と爲り給ふ。（時に年三十あまり一歳。）稚足彥天皇、男まします。故、立てて嗣と爲たまふ。六十年、天皇崩ります。明年の秋九月、壬辰の朝の丁酉の日（日）、倭國の狹城盾列の陵に葬しまつる。（盾列、此をば多多那美と云ふ。）元（天）年（天）の春正月、庚寅の朝の庚子の日（日）、皇太子・即天皇位。秋九月、丙戌の朝の日、母の皇后を尊びて皇太后と曰す。冬十一月、乙酉の朝の日、群臣に詔して曰はく、「朕れ未だ弱冠に達らずして、父王すでに崩ましぬ。乃ち神靈、白鳥と化りて天に上り給ふ。仰望まつる情、一日も息むこと勿し。是を以て冀くは白鳥を獲て、陵の域の池に養はむ。因りて以て其鳥を視つゝ願ひまつる情を慰めむと欲ふ」と。則ち諸國に令ちて白鳥を買ら俾む。閏の十一月、乙卯の朝の戊午の日（日）、越國より白鳥四隻を買ふ。是に鳥を送る使人、菟道河の邊に宿る。時に蘆葉浦見別王、其の白鳥を視て問ひて曰く、「何處に將去く白鳥ぞ。」越の人答へて曰さく、「天皇、父の王を戀ひ奉り給ひて、養ひ狎けむと將たまふ。故、之を買ふ。則ち蒲見別王、越の人に謂りて曰く、「白鳥と雖も、燒かば則ち黒鳥に爲

らむ」と。仍て強に白鳥を奪ひて將て去ぬ。爰に越の人、參赴て請す焉。天皇、是に蒲見別王の、先王に禮無きことを惡み給ひて、乃ち兵卒を遣して誅さしめ給ふ矣。蒲見別王は則ち天皇の異母の弟なり。時の人曰へらく「父は是れ天にまし、兄は亦た君にます。其れ天を慢て君に遠ひなば、何にぞ誅を免るゝことを得ましや」。是年、太歳・壬申。二年(八五三)の春正月、甲寅の朔の甲子の日(廿一)、氣長足姫尊(皇孫)を立て、皇后と爲たまふ。是より先に、叔父・彦人大兄の女、大中媛を娶して妃と爲たまひて、豐坂皇子、忍熊皇子を生ましむ。次に來熊田造が祖・大酒主の女、弟媛を娶して、譽屋別皇子を生ましむ。

二月、癸未の朔の戊子の日(廿六)、角鹿に幸ます。即ち行宮を興て、居します。是を筭飯宮と謂す。即月に淡路の中倉を定む。

三月、癸丑の朔の丁卯の日(廿五)、天皇、南國を巡狩そなはす。於是、皇后、及び百寮を留め給ひて、駕に従るは二二三の卿大夫、及び官人ども數百して、輕行ます。紀伊國に至りて徳勒津宮に居します。是時に當りて熊襲叛きて朝貢たてまつらす。天皇、於是、將に熊襲の國を討たむと將す。則ち徳勒津より發して、海に浮びて穴門に幸ます。即日、使を角鹿に遣して、皇后に勅して曰はく、「便ち其津より發して、穴門に進ひ給へ」。

夏六月、辛巳の朔の庚寅の日(廿)、天皇、豐浦津に泊ります。且た皇后、角鹿より、發して行ます。淳田門に到りて、船の上に食す。時に海鯽魚、多に船の傍に聚まる。皇后、酒を以て海鯽魚に灑ぎ給ふ。海鯽魚、即ち酔ひて浮きぬ。時に海人、多に其の魚を獲て歡びて曰さく、「聖王の所賚る魚なり焉」。故れ其の處の魚、六月に至りて常に傾浮こと醉へるが如し、其れ是の緣なり。

秋七月、辛亥の朔の乙卯の日(廿五)、皇后、豐浦津に泊ります。是日、皇后、如意珠を海中に得たまへり。九月、宮室を穴門に興て、居します。是を穴門豐浦宮と謂す。

八年(八五九)の春正月、己卯の朔の壬午の日(廿四)、筑紫に幸ます。時に、岡縣主の祖・熊鷹、天皇車駕すと聞はりて、像て五百枝の賢木を拔取り、以て九尋船の船に立て、上枝には白銅鏡を掛け、中つ枝には十握劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周芳の沙塵之浦に参迎へて、魚鹽の地を獻る。因て以て奏して言さく「穴門より向津野の大津に至る迄を、東門と爲し、名籠屋の大津を以て西門と爲し、沒利島、阿閉島を限りて御宮と爲し、柴嶋を割きて御殿と爲し(御殿、此をば彌那陪と云ふ)、逆見海を以て鹽地と爲しまつらむ」と。既にして海路を導きつかへまつる。山鹿岬より廻りて崗浦に入ります。水門に到りて御船進くことを得ず。則ち熊鷹に問ひて曰はく「朕れ聞けり、汝・熊鷹は明き心有りて以て参來り。何しかも船の進かざる」。熊鷹奏して曰さく「御船の進むことを得ざる所以は、是れ臣が罪に非ず。是の浦の口に、男女二の神有す。男神をば大倉主と曰し、女神をば菟夫羅媛と曰す。必ず是神の心ならむ」と。天皇、則ち祈禱み給ひ、挾抄者・倭國の菟田の人・伊賀彦を以て、祝と爲て祭ら令め給ふ。則ち船進くことを得つ。皇后別船にめして、洞海(洞、此をば久岐と云ふ)より入り給ふ。潮洞て進み給ふことを得ず。時に熊鷹、更に還りて、洞より皇后を迎へ奉る。則ち御船の進まざるを見て、惶懼まりて、忽ちに魚沼・鳥池を作りて、悉に魚・鳥を聚む。皇后、是の魚鳥の遊ぶを看そなはして、忿・心・稍に解けました。潮の満つるに及びて、即ち崗津に泊り給ふ。又、筑紫の伊觀縣主の祖・五十述手、天皇行幸すと聞はりて、五百枝の賢木を拔取りて、船の船體に立て、上つ枝には八尺瓊を掛け、中つ枝には白銅鏡を掛け、下つ枝には十握劍を掛けて、穴門の引嶋に参迎へて之を獻る。因て奏して言さく「臣、敢て是物を獻る所以は、天皇、八尺瓊の勾れるが如くに、以て曲に妙に御宇しめせ。且た白銅鏡の如くに、以て分明に山・川・海原を看行はせ。乃ち此の十握劍を提げて、天下を平け給へ矣」と。天皇、即ち五十述手を美

め給ひて「功し」と曰ふ。故れ時の人、五十迹手が本土を號けて、伊蘇國と曰ふ。今、伊靱と謂ふは訛れる也。己亥の日(二十)、備縣に到りまして、因りて以て櫛日宮に居します。秋九月、乙亥の朔の己卯の日(五)、群臣に勅して、以て熊襲を討たむことを議らしめ給ふ。時に神有して皇后に託りて誨へまつりて曰はく「天皇、何しかも熊襲の服はざる事を憂へ給ふ。是れ脊尖之空國ぞ。豈に兵を擧げて伐つに足らむ乎。茲國に愈りて、寶國あり。譬へば美女の隙の如くして向津國なり(隙、此をば麻用弭枳と云ふ)。眼の炎耀く金・銀・彩色、多に其の國に在り。是を袴袂・新羅國と謂ふ焉。若し能く吾を祭り給はゞ、則ち双に血ぬらさずして其の國必ず自らに服ひ従ひなむ矣。復た熊襲も爲服。其の祭には、天皇の御船、及び穴門直・踐立の所獻る水田、名は大田と云ふ、是等の物を以て爲幣たまへ」と。天皇、神の言を聞しめて疑の情まします。便ち高き岳に登りて遙かに望り給ふに、大海・曠く遠くして國も見えず。於是、天皇、神に對へまつりて曰はく「朕れ周望すに、海のみ有りて國無し。豈に大虚に國有らめや。誰ぞの神の徒らに朕を誘き給ふ。復た我が皇祖の諸天皇等、盡に神祇を祭ひまつり給ふ。豈に遺れる神有さむ耶」。時に神、亦た皇后に託りて曰はく「天津水影の如く押伏せて我が所見る國を、何ぞ國無しと謂ひて我が言を誘誘り給ふ。其れ汝王、如此言ひて遂に信け給はずば、汝王は其國を得給はじ。唯し今・皇后始めて胎みませり。其の子、獲たまふこと有らむ」と。然れども天皇、猶ほ信け給はずて、以て強に熊襲を撃ち給ふ。得・勝ち給はで還ります。

九年(八六〇)の春、二月、癸卯の朔の丁未の日(五)、天皇、忽に痛身たまふこと有して、明日・崩りましぬ。時に年、五十あまり二(一)〔即ち知りぬ、神の言を用給はずして、早く崩ります。〕一云く、天皇、親ら熊襲を伐たせ給ひて、賊の矢に中りて崩り給ふ。

於是、皇后、及び大臣、武内宿禰、天皇の喪を匿めて、天下に知らしめず。則ち、皇后、大臣及び中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部麁野連、大伴武以連に詔して曰はく「今、天下にまた天皇の崩りませる事を知らず。若し百姓、これを知りなば、懈怠ること有らむ乎」と。則ち四人の大夫に命おほせて、百寮を領て宮中を守ら令め、竊かに天皇の屍を收めて、武内宿禰に付けて以て海路より穴門に遷しまつりて、豊浦宮に藏して、无火燻斂を爲す。(无火燻斂、此をば褒那之阿餼利と云ふ)。甲子の日(廿二)、大臣、武内宿禰、穴門より還りて、皇后に復奏まをす。是年、新羅役に由りて、以て天皇を葬しまつることを得ず。

日本書紀 卷第八 終

日本書紀 卷第九

氣長足姬尊 神功皇后

氣長足姫尊は、稚日本根子彦大日天(皇)の曾孫・氣長宿禰王の女なり。母を、葛城高類媛と曰す。足仲彦天(皇)の二年に立ちて皇后と爲り給ふ。幼くして聰明・敏智く在す。容貌・壯麗はし。父王・異しとし給ふ焉。

九年の春二月、戊申の日(日)、足仲彦天皇、筑紫の櫛日宮に崩りましぬ。時に皇后、天皇の、神の教に従ひま

さずして、早く崩りまし、事を傷み給ひて以爲さく、「所崇之神を知りて、財寶國を求めむと欲ふ」と。是を以て群臣及

び百寮に命おほせて、以て罪を解へ。過を改め、更た齋宮を小山田邑に造らせ給ふ。

三月(神代)の壬申の朔、皇后・吉日を選びて、齋宮に入りまして、親ら神主と爲り給ふ。則ち武内宿禰に命おほせて

琴を撫で令め、中臣烏賊津使主を喚して審神者とす。因て以て千縉・高縉を、琴頭・尾に置きて、請ぎ申して曰さく、「先

の日に、天皇に教へ給ひしは誰れの神ぞ。願はくは其の名を知らむと欲ふ」。七日七夜に遶りて、乃ち答へて曰はく「神

風の伊勢國の、百傳ふ度逢の縣の、拆鈴の五十鈴の宮に居る神。名は撞賢木・嚴之御魂・天疎向津姫命焉。亦た問ひま

つらく「是の神を除きて、神有す乎」。答へて曰はく「幡衣・穗に出でし吾也。尾田の吾田節の淡郡に居る神有なり」。問

ひまつらく「亦た有す耶」。答へて曰はく「天に事代・虛に事代・玉鏡入彦・嚴之專代主神有りぬ也」。問ひまつらく「亦

た有す耶」。答へて曰はく「有りや無しや(一調あること)不知焉」。於是、審神者の曰さく「今、答へ給はずして、更た後に言

ふこと有します乎」。則ち對へて曰はく「日向國の橋の小門の水底に所居て、水梨の稚やかに出で居る神、名は表筒男

中筒男、底筒男の神有りぬ也」。問ひまつらく「亦た有す耶」。答へて曰はく「有りや無しや、不知焉」。遂に且た神有す

とも言はず矣。

時に神の語を得て、教の隨に祭ひまつる。然して後に吉備臣の祖・鴨別を遣はして、熊襲國を撃た令む。未だ汝辰も經

ずして自からに服ひぬ焉。且た荷持田の村(荷持、此をば能登利と云ふ)に、羽白熊鷲と云ふ者あり。其の人と爲り、強

く健し。亦た身に翼有りて、能く飛びて以て高く翔る。是を以て皇命に従はずして、毎に人民を略盜む。戊子の日

(叶七)、皇后、熊鷲を撃たむと欲して、櫛日宮より松崎宮に遷ります。時に颯風忽ちに起りて、御笠・墮風(一調あること)故

れ時の人、其の處を號けて御笠と曰ふ。辛卯の日(二十)、層増岐野に至りまして、即ち兵を擧げて羽白熊鷲を撃ちて滅之。

左右に謂りて曰はく「熊鷲を取得て、我が心則ち安し」。故れ其の處を號けて安と曰ふ。丙申の日(五日)、山門縣に轉至り

まして、則ち土蜘蛛・田油津媛を誅ふ。時に田油津媛の兄・夏羽、軍を興して迎來つ。然れども其の妹の誅されしことを

聞きて逃げぬ。

夏四月、壬寅の朔の甲辰の日(三日)、北の方・火前國の松浦縣に到りまして、玉嶋里の小河の側に進食す。是に

皇后、針を勾げて鉤を爲り、粒を取りて餌に爲て、袋の絲を抽取りて縋に爲て、河中の石の上に登りて、鉤を投げて祈

ひて曰はく「朕、西の方の財國を求めむと欲ふ。若し事を成すこと有るならば、河の魚、鉤を飲へ」。因て以て竿を擧げて

乃ち細鱗魚を獲たまひつ。時に皇后、曰はく「希見き物なり(希見、此をば梅豆蓮志と云ふ)」。故、時の人其の處を號け

て、梅豆羅國と曰ふ。今、松浦と謂ふは記れるなり。是を以て其國の女人、四月の上旬(一調あること)に當る毎に、鉤を以

て河中に投げて年魚を捕ること、今に絶えず。唯し男夫は釣ると雖も、以て魚を獲ること能はず。既に神功皇后、神の教への諭有ることを識しめして、更に神祇を祭祀りて、躬ら西を征す給はむと欲す。爰に神田を定めて伺る。時に備河の水を引せて、神田に潤けむと欲して、溝を掘り給ふ。迹驚岡に及びて、大きな磐塞がりて溝を穿すことを得ず。皇后、武内宿禰を召して、鏡・鏡を捧げて、神祇に禱祈りまして溝を通さむことを求め令む。則ち當時、雷電霹靂して其の磐を裂きて、水を通穿さ令めつ。故、時の人その溝を號けて、裂田溝と曰ふ。皇后、還りて櫻日浦に詣りまして、髪を解きて海に臨みて曰はく、「吾れ神祇の教を被け、皇祖の靈を頼りて、滄海を浮涉りて躬ら西を征たむと欲ふ。是を以て今、頭を海水に沐がむに、若し諭有らば、髪おのづから分れて兩に爲れ。即ち海に入れて洗ぎ給ふ。髪自からに分れぬ。皇后、便ち分れたる髪を結び給ひて誓に爲たまふ。因て以て群臣に謂りて曰はく「夫れ師を興し、衆を動かすは、國の大きな事なり。安さも危さも、成らむこと敗れむこと、必ず斯に在り。今、征伐とて有り。以て事を群臣に付け、若し事成らば、罪、群臣に在らむ。是れ甚傷きことなり焉。吾れ婦女にして加以不肖し、然れども驚らく男の貌を假りて、強に雄しき略を起て、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に籍りて、兵甲を振して嶮き浪を渡り、艦船を整へて以て財土を求めむ。若し事成らば、群臣共に功有らむ。事就らずば吾れ獨り罪有らむ。既に此の意有り。其れ共に之を議らへ」。群臣、皆曰はく「皇后、天下の爲に、宗廟社稷を安みする所以を計ります。且た罪・臣下に及ぶまじと。頓首て詔を奉る」と。

秋九月、庚午の朔の己卯の日(廿)、諸國に令して、船船を集めて、兵甲を練らふ。時に軍卒ども集ひ難し。皇后、曰はく、「必ず神の心ならむ焉」と。則ち大三輪の社を立て、以て刀・矛を奉り給ふ矣。軍衆、自からに聚ひぬ。於是、吾覺の海人・鳥摩呂と云ふ者を使して、西海に出だして、國有りやを察せしむ。還りて曰はく「國も見えず。また

磯鹿の海人・名草を遣して觀せしむ。數日て還りて曰はく「西北の方に山あり。帯雲・横しまに覆れり。蓋し國有る乎」。爰に吉日を卜へて、發し給はむとすること日有り。時に皇后、親から斧鉞を執り給ひて、三軍に令りて曰はく、「金鼓簡なく、旌旗・錯ひ亂れむ時に、士卒ども整らず。財を貪り、多欲し、私を懐き、内に顧せば、必ず敵の爲めに虜れなむ。其れ敵少くとも、勿れ輕ろ。敵強くとも、無屈ぢそ。則ち奸し暴がむをば勿聽しそ、自からに服はむをば勿殺しそ。遂に戦ひ勝てる者は、必ず賞あらむ。背走る者は自から罪有らむ」。既にして神、諱ありて曰はく「和魂は王身に服ひて壽命を守らむ。荒魂は先鋒と爲りて師・船を導かむ(和魂、此をば阿遲滿多摩と云ふ。荒魂、此をば阿遲滿多摩と云ふ)。即ち神の教を得て拜禮び給ふ。因て依網吾彦・男垂見を以て祭の神主と爲たまふ。于時、適ま皇后の開胎に當れり。皇后、則ち石を取りて、腰に挿みて祈ひて曰はく「事竟りて還らむ日に、姙土に産れ給へ」。其の石、今に伊都縣の道の邊に在り。既にして、則ち荒魂を擲きて軍の先鋒とし、和魂を請ぎて王船の鎮とす。

冬十月、己亥の朔の辛丑の日(三)、和理津より發し給ふ。時に飛廉・風を起し、陽侯・浪を擧げ、海の中の大魚、潮浪、遠く國の中に達ぶ。(即ち知りぬ。天神・地祇、悉に助け給ふ歟)。新羅王、是に戰々栗々きて厝身無所。則ち諸人を集へて曰く「新羅の國を建てしより以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず。若し天運盡きて、國、海と爲る乎」。是く言ふこと未だ訖らざる間に、船師・海に滿ちて、旌旗・日に耀き、鼓吹・起聲みて、山川悉に振ふ。新羅の王遙かに望りて以爲へらく「非常の兵、將に己が國を滅ぼさむとす」と。響ちて失志す。乃今して醒めて曰く、「吾れ聞く、東に神國あり。日本と謂ふ。亦た聖王有します。天皇と謂す。必ず其國の神兵ならむ。豈に兵を擧げて以て距ぐ可けむ乎」と。即ち素旆あげて自ら服ひ、素組して以て面縛れ、圖・箱を封めて、王船の前に降りつ。因て以て

叩頭て曰さく「從今以後、長く乾坤と與に伏ひまつりて、飼部と爲らむ。且た船控を乾さずして、春秋に馬梳(うまは)及び馬鞭を獻らむ。復た海の遠きに煩かすして、以て年毎に男・女の調を貢らむ。則ち重ねて誓ひて曰さく「東に出づる日、更に西に出で、且つ阿利那禮河の返りて以て逆に流れ、及た河の石の昇りて星辰と爲るに除ずして、殊に春秋の朝を闕き、怠りて梳・鞭の貢を廢めば、天神・地祇、共に討ひ給へ」。時に或人の曰さく「新羅の王を誅さむと欲ふ」と。於是、皇后の曰はく「初め神の教を承けたまはりて、將に金・銀の國を授かれり。また三軍に號令して、自らに服はむを勿殺しそと曰へりき。今既に財國を獲つ。亦た人、自ら降ひ服ひぬ。之を殺すは不祥し」と。乃ち其の縛を解きて飼部と爲たまふ。遂に其の國中に入りまして、重寶府庫を封め、圖籍文書を收め、即ち以て皇后の所杖る矛を以て、新羅の王の門に樹てて、後葉の印とす。故れ其の矛、今猶ほ新羅の王の門に樹てり。

爰に新羅の王・波沙寐錦、即ち微叱己知波珍干岐(波沙寐、皇紀には)を以て、質と爲す。仍りて金・銀・彩・色及び綾・羅・縵・絹を齎し、八十艘の船に載せ入れて、官軍に従は令む。是を以て新羅の王、常に八十船の調を以て日本國に貢る。其れ是の緣なり。

於是、高麗、百濟の二の國の王、新羅の圖籍を收めて、日本の國に降りまつりぬと聞きて、密かに、其の軍勢を伺は令む。則ち得勝つまじき事を知りて、自ら營の外に來て、叩頭て欺して曰さく「從今以後、永に西蕃と稱つ、朝貢を絶やさじ」と。故れ、因て以て内官家を定む。是れ所謂る三韓なり。

皇后、新羅より還り給ふ。十二月、戊戌の朔の辛亥の日(十四)、譽田天皇(神)を筑紫に生みます。故、時の人その産處を號けて宇瀨と曰ふ。

一云く、足仲彦天皇、筑紫の櫻日宮に居します。是に神有して、沙摩縣主の祖、内避高・國避高・松屋種に託り

て、天皇に誨へまつりて曰く「御孫の尊や、若し寶國を得まく欲ほさば、將に現に授けまつらむ」。便ち復た曰はく「琴將來て以て皇后に、進れ」。則ち神の言に隨ひて、皇后、琴を撫で給ふ。於是、神、皇后に託りて以て誨へて曰はく「今、御孫尊の所望し給ふ國は、譬へば鹿の角の如く、以て無實國なり。其れ今、御孫の尊の所御之船、及に穴門直踐立の所賣る水田、名は大田を幣と爲て能く我を祭り給は、則ち美女の敵の如くして、金・銀多れる、眼炎國を以て御孫の尊に授けまつらむ」。時に天皇、神に對へて曰く「其れ誰れの神の何しかも謾語れ給ふ耶。何處にか將に國有らむ。且つ朕が乗る船を既に神に奉りて、朕は曷れの船にか乗らむ。然も未だ誰の神とも知らず、願はくば其の名を知はらむ」。時に神、其の名を稱りて曰はく「表筒雄・中筒雄・底筒雄」。如是三柱の神の名を稱りて、且た重ねて曰はく「吾が名は向置男聞襲大歷五御魂・速狹・騰尊なり」。時に天皇、皇后に謂りて曰はく「聞惡き事を言ひます婦人手、何ぞ速狹騰とも言ふや」。是に神、天皇に謂りて曰く「汝王、如是、信け給はずば、必ず其國を得たまはじ。唯今、皇后懷妊ませる子、蓋し獲たまはむ歟」。是の夜、天皇、忽ちに病發りて以て崩ましぬ。

然して後、皇后、神の教の隨に祭奉つる。則ち皇后、男の束装して新羅を征ち給ふ。時に神、導き給ふ。是に由りて隨船浪・遠く新羅の國の中に及ちぬ。於是、新羅の王、宇流助富利知干、参迎へて跪きて王船を取へて、即ち叩頭て曰さく「臣、自今以後、日本國に所居す神の御子に、内官家と爲りて、絶ゆること無く朝貢たてまつらむ」。

一云く、新羅の王を禽に獲て、海邊に詣りて王の臍肋を抜きて岩の上に匍匐は令め、俄にして斬して沙中に埋めつ。則ち一人を留めて新羅の宰と爲て還り給ふ。然して後、新羅の王の妻、夫の屍を埋めし地を知らず。獨り宰を誘つる情有り。乃ち宰に誑へて曰く「汝當に王の屍を埋みし處を識ら令めば、必ず篤く報せむ。且つ吾れ汝が妻と爲らむ」と。於是、宰、誘言を信じて、密かに屍を埋みし處を告げぬ。則ち王の妻、國人と共に讓りて宰を殺して、更に

王の屍を出だして他處に葬りつ。時に宰の屍を取りて王の墓の土の底に埋め、以て王の魂を擧げて、其の上に登りて曰く「尊き卑き次第、固に當に此の如くなる當し」と。於是天皇、聞しめして重た發震忿ひて、大きに軍衆を起して、頼に新羅を滅ばさむと欲す。是を以て軍船、海に滿ちて詣る。是の時新羅の國人、悉に懼りて不知所如。則ち相集ひて、共に議りて王の妻を殺して、以て罪を謝み申しき。

於是、軍に従ひませる神、表筒男、中筒男、底筒男の三はしらの神、皇后に誨へて曰はく、「我が荒魂をば、穴門の山田邑に祭ら令めよ」と。時に穴門直の祖・踐立、津守連の祖・田袋見宿禰、皇后に啓して曰く「神の居しまさく欲したまふ地をば、必ず宜しく定め奉るべし」と。則ち踐立を以て、荒魂を祭ひまつる神主とす。仍て祠を穴門の山田邑に立つ。

爰に新羅を伐ち給ひし明年(紀元八百六十二年)の春二月、皇后、群卿及び百寮を領りて、穴門の豊浦宮に移りまして、即ち天皇の喪を收め給ひて、海路より以て京に向ます。時に豐坂王、忍熊王、天皇の崩りまじること、亦た皇后・西を征ち給ひ、並びに皇子、新に生まれませりと聞きて、密かに謀りて曰く「今、皇后、有子。群臣、皆從へり焉。必ず共に議りて幼主を立てむ。吾等、何にぞ兄を以て弟に從はむ乎」と。乃ち天皇の爲に、陵を作ると許りて、播磨に詣りて山陵を赤石に興つ。仍て船を編りて淡路嶋に返して、其島の石を運びて之を造る。則ち人毎に兵を取ら令めて皇后を待つ。於是、犬上君の祖・倉見別、吉師の祖、五十狹茅宿禰、共に豐坂王に謀きぬ。因て以て將軍と爲て、東の國の兵を興さしむ。時に豐坂王、忍熊王、共に菟野に出でて祈狩(祈狩、此をば于氣比餓利と云ふ)して曰く「若し事を成すこと有らば、必ず良き獸を獲む」。二人の王、おの／＼假殿に居ます。赤猪忽ちに出でて假殿に登りて、豐坂王を咋ひて殺しつ焉。軍士ども悉に慄づ。忍熊王、倉見別に謂りて曰く「是事、大きなる恠なり。此にしては敵を待つべからず」

と。則ち軍を引き、更に返りて住吉に屯む。時に皇后、忍熊王、師を起して以て待つと聞しめして、武内宿禰に命おほせて、皇子を懷きて横さまに南海より出でて紀伊水門に泊らしめ、皇后の船は直に難波を指し給ふ。時に皇后の船、海中に廻りて以て進むこと能はず。更に務古水門に還りまして之をトへ給ふ。

於是、天照大神、誨へまつりて曰はく「我が荒魂をば皇后に近づく可からず。當に御心の廣田國に居らしむ當し」。即ち山背根子が女・葉山媛を以て祭は令む。亦た稚日女尊、誨へて曰く「吾は活田長峽國に居らむ欲ふ」。因て海上五十狹茅を以て祭は令む。亦た事代主命・誨へて曰く「吾を御心の長田國に祠れ」。則ち葉山媛の弟・長媛を以て祭は令む。亦た表筒男、中筒男、底筒男、三はしらの神誨へて曰はく「吾が和魂をば、宜しく大津の淳中倉之長峽に居らしむ宜し。便ち因て往來ふ船を看む」。於是神の教の隨に以て鎮め坐さしむ焉。平かに海を渡ることを得たまへり。

忍熊王、復た軍を引き退きて、菟道に到りて軍す。皇后、南のかた紀伊國に詣りまして、太子に日高に會ひぬ。議を以て群臣に及ぼして、遂に忍熊王を攻めむと欲はして、更に小竹宮に遷る(小竹、此をば之奴と云ふ)。是時に適りて、晝の暗きこと夜の如くして、已に多くの日を経たり。時の人の曰く「常夜行く」と。皇后、紀直の祖・豐耳に問ひて曰はく「是の恠、何の由ぞ」。時に一老父ありて曰はく「傳へ聞く、是の如きの恠をば、阿豆那比の罪と謂す」。問ひ給ふ「何なる謂れぞ」。對へて曰はく「二の社の祝をば、共に合せ葬れる歟」。因て以て推問は令む。巷里に一人ありて曰はく「小竹祝と、天野祝と、共に善友たり。小竹祝、逢病て死りぬ。天野祝、血涙て曰く、吾れ生けりし時は交友たりき、何ぞ死りて穴を同じくすること無からめ乎と云ひて、則ち屍の側に伏して自ら死りぬ。仍て合せ葬りつ焉。蓋し是ならむ乎」。乃ち墓を開きて視れば實なり。故れ更に棺槨を改め、各處を異にして以て之を埋む。則ち日暉・炳燦て、日夜・別あり。

三月、丙申の朔の庚子の日(五)、武内宿禰、和珥臣の祖、武振熊に命おほせて、數萬の衆を率ゐて、忍熊王を撃たしむ。爰に武内宿禰等、精兵を選びて、山背より出でて菟道に至りて、以て河の北に屯む。忍熊王、營を出でて戦はむとす。時に熊之凝と云ふ者あり。忍熊王の軍の先鋒たり。(熊之凝は、葛野城首の祖なり。一云く、多良吉師の遠祖なり。)則ち己が衆を勤めむと欲ふ。因て以て高唱く歌ひて曰く。

彼方の。荒々松原。松原に。渡り行きて。櫓弓に。響矢を副へ。貴人は。貴人ども焉。愛子はも。愛子ども。いざ相戦な我は。たまきはる。内の朝。腹内は。砂有れや。いざ相戦な吾は。

時に武内宿禰、三軍に令して、悉くに推結せしむ。因て以て號令ちて曰く「各、備弦を以て髪の中に藏せ。且た木刀を佩け」と。既にして皇后の命を擧げて、忍熊王を誘つりて曰く「吾れ天下を食ふこと勿し。唯だ幼き王を懷きて、君王に従はむ。豈に距ぎ戦ふこと有らむ耶。願はくは共に弦を絶ち兵を捨て、與に連和からむ焉。然れば則ち君王・天業しらして、以て席に安く枕を高くして、專に萬機を制しめせ」と。則ち顯に軍中に令ちて、悉くに弦を断ち刀を解きて河水に投てつ。忍熊王、其の誘言を信じて、悉に軍衆を令て、兵を解きて河水に投棄て、弦を断たしむ。爰に武内宿禰、三軍に令ちて、備弦を出だして更に張りて、以て眞刀を佩き、河を渡りて進む。忍熊王、欺かれたることを知りて、倉見別、五十狹茅宿禰に謂りて曰く「吾れ既に欺かれぬ。今、備の兵無し。豈に戦ふことを得べき乎」と。兵を曳きて稍くに退く。武内宿禰、精兵を出だして之を追ふ。適逢坂に遇ひて以て破る。故れ其の處を號けて逢坂と曰ふ。軍衆走ぐ。狹々浪の栗林に及きて多に斬しつ。於是、血流れて栗林に溢く。故、是事を惡みて、今に至るまで其の栗林の葉を御所に進らす。忍熊王、逃げて入るゝ所無し。則ち五十狹茅宿禰を喚して、歌よみして曰く、

いざ吾君。五十狹茅宿禰。たまきはる。内の朝臣が。頭種の手負はずば。鴉鳥の。潜せな。

則ち共に瀬田に沈みて死りぬ。時に武内宿禰、歌よみて曰く、

近江の海。瀬田の濱に。潜く鳥。目にし見えねば。懣愁ろしも。

於是、其の屍を探れども得ず。然るに後、數日、菟道河に出でたり。武内宿禰また歌ひて曰く、

淡海の海。勢田の濱に。潜く鳥。田上過ぎて。菟道に捕へつ。

冬十月、癸亥の朔の甲子の日(五)、群臣、皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・辛巳。即ち、攝政元年と爲す。

二年(壬午)の冬十一月、丁亥の朔の甲午の日(八)、天皇を河内國の長野陵に葬しまつる。

三年(癸未)の春正月、丙戌の朔の戊子の日(三)、譽田別皇子を立て、皇太子と爲たまふ。因て以て磐余に都つくる。是を若櫻宮と謂す。

五年(乙未)の春三月、癸卯の朔の己酉の日(七)、新羅の王、汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅茂智等を遣はして、朝貢たてまつる。仍て、先の質、微叱許智伐早を返らしめむと云ふ情あり。是を以て許智伐早に誂へて、給きて曰さしむらく「使者、汗禮斯伐、毛麻利叱智等、臣に告げて曰さく、我が王、臣が久しく還らざるに坐りて、悉くに妻子を没めて孥と爲せりと。冀くは寛く本土に還りて、虚實を知りまをさむ」と請さしむ焉。皇太后すなはち聽し給ふ。因て以て葛城襲津彦を副へて遣しつ。共に對馬に到りて、鉏海の水門に宿る。時に新羅の使者、毛麻利叱智等、竊かに船及び水手を分ちて、微叱早岐を載せて新羅に逃れ令め。乃ち狗靈を造りて、微叱許智の床に置きて、詐りて病する者の爲して、襲津彦に告げて曰く「微叱許智、忽に病して將に死なむとす」と。襲津彦、人を使ひて病を看せしむ。即ち欺か

れたることを知りて、新羅の使者三人を捉へて、檻中に納めて火を以て焚き殺しつ。乃ち新羅に詣りて、陌路の津に次りて、草薙の城を抜きて還る。是時の倭人等は、今の桑原、佐藤、高宮、忍海、凡て四の邑の漢人等が始祖なり。十三年(八七三)の春二月、丁巳の朔の甲子の日(八)、武内宿禰に命おほせて、太子に従へまつりて、角鹿の宿飯大神を拜みまつら令む。癸酉の日(叶七)、太子、角鹿より至り給ふ。是日、皇太后、太子に大殿に宴し給ふ。皇太后、膳を擧げて、以て皇太子に壽し給ふ。因て以て歌して曰はく、

是の酒は、吾が酒ならず。藥の神。常世に在す。岩立たす。少彦名御神の。豊壽ぎ。祝ぎ纏ほし。神壽ぎ。祝ぎ旋ほし。獻り來し神酒ぞ。濁さず飲せ。樂。

武内宿禰、太子の爲に答歌よみて曰はく、

是の御酒を。釀みけむ人は。其の鼓。白に立てて。歌ひつ。釀みけむかも。此の御酒の。像に。心樂し。樂。

三十九年。是年、太歲。己未(魏志に云、明帝の景初三年六月、倭女王、大夫・難斗米等を遣はして郡に詣り、天子に詣りて朝獻らむことを求む。太守・劉夏、吏を遣はして、將送りて京都に詣る。)

四十年。(魏志に云、正始元年、建中校尉梯儁等を遣はして、詔書・印綬を奉りて倭國に詣る。)

四十三年。(魏志に云、正始四年、倭女王、復た使大夫・伊聲耆、掖耶等八人を遣はして上。獻。)

四十六年(九〇六)の春三月、乙亥の朔の日、新羅宿禰を卓淳國に遣す(新羅宿禰は何れの姓の人と云ふ事を知らず)。於是、卓淳の王、末錦早岐、新羅宿禰に告げて曰く「甲子の年(四十四)の七月の中の十日ばかり、百濟人・久底、彌州流、莫古の三人、我土に到りて曰く、百濟の王、東の方に日本と云ふ貴國あることを聞きて、臣等を遣して其の貴國に朝で令む。故れ道路を求めて以て斯土に至れり。若し能く臣等を教へて道路を通はさ令ば、則ち我が王、必ず君王を深徳せむ。時に久氏等に謂りて曰く、本より東に貴國あることを聞けり。然れども未だ曾て通ふこと有らざれば、其の道を知らず。唯し海遠く浪險し。則ち大船に乗りて僅かに通ふことを得べし。若し船舶無くば、路津有りと雖も何を以てか達ることを得む耶。於是、久氏等の曰く、然らば即ち當今は通ふことを得まじ。若し、更に還りて船舶を備ひて、而して後に通はむには矣。また仍に曰はく、若し貴國の使人・來ること有らば、必ず應に吾國に告げ給へ。如此言ひて乃ち還りぬ」と。

爰に斯摩宿禰、即ち倭人・爾波移と、卓淳の人・過古との二人を以て、百濟國に遣して、其の王を慰勞はしむ。時に百濟の肖古王、深く歡喜びて、厚に遇しつ焉。仍て五色の綵絹おのく一疋、及び角の弓箭、並びに鐵錠四十枚を以て爾波移に幣ふ。便ち復た寶藏を開けて、以て諸々の珍異を示せて曰く「吾國に多に是の珍寶あり。貴國に貢らむと欲へども道路を知らず。志ありて從ふこと無し。然れば從今、使者に付けて、尋て貢獻らまく耳」。於是、爾波移、事を奉けて、還りて志摩宿禰に告ぐ。便ち卓淳より還りぬ。

四十七年(九〇七)の夏四月、百濟の王、久氏、彌州流、莫古を使はして朝貢ら令む。時に新羅國の調の使、久氏と共に詣來けり。於是、皇太后、太子・譽田別尊、大に歡喜て曰はく「先王の所望し給ひし國人、今來朝之。痛しき哉、天皇に遠はせ奉らざること矣」。群臣、皆な流涕ますと云ふこと莫し。仍て二國の貢物を檢校ひ(一調かむぎ)。是に新羅の貢物は珍異しきもの甚多なり。百濟の貢物は少なく賤しくして不良。便ち久氏等に問ひて曰はく「百濟の貢物、新羅に及ばざること奈之如」。對へて曰はく「臣等、道を失ひて沙比に至る。則ち新羅の人、臣等を捕へて圍圍に禁む。三月を経て殺さむとす。時に久氏等、天に向ひて咒ひ詛ふ。新羅の人、其の咒ひ詛ふことを怖りて殺さず。則ち我が貢物を奪ひて、因て以て己が國の貢物とし、新羅の賤物を以て相易へて、臣が國の貢物と爲て、臣等に謂りて曰く、若し此辭を誤てら

ば、還らむ日に及びて、當に汝等を殺す當しと。故、久氏等、恐怖りて從へらく耳。是を以て僅に天朝に達することを得たり」と。時に皇太后、譽田別尊、新羅の使者を責め給ふ。因て以て天神に祈みて曰はく、「當に誰人を百濟に遣して、將に事の虚・實を檢さむ。當に誰人を新羅に遣して、將に其の罪を推へ問はむ」。便ち天神・誨へて曰はく、「武内宿禰を令て議を行はしめて、因て千熊長彦を以て使者と爲て、當に所願に如かしむ當し」と。(千熊長彦は、分明しく其の姓を知らざる人なり。一云く、千熊長彦は武藏國の人。今の是れ額田部根本首等が始祖なり。百濟記に、職麻那・那加比跪と云るは蓋し是れ歟)。於是、千熊長彦を新羅に遣して、責むるに「百濟の獻物を穢し濫れり。」と云ふを以てす。四十九年(己巳年)の春三月、荒田別、鹿我別を以て將軍と爲し、則ち久氏等と共に兵を勅へて、度りて卓淳國に至り、將に新羅を襲はむとす。時に或の曰く「兵衆(いとも)少くして新羅を破る可からず」。更に復た沙白蓋盧を奉上りて軍士を増さむことを謂ふ。即ち木羅斤資、沙々奴跪(是二人は其の姓を知らざる人也。但し木羅斤資は百濟の將なり)に命せて、精兵を誦りて、沙白蓋盧と共に遣す。徂きて卓淳に集ひて、新羅を撃ちて之を破りつ。因て以て比自埴、南加羅、味國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定む。仍て兵を移して西に廻りて古奚の津に至り、南蠻・憚彌多禮を屠り割きて、以て百濟に賜ふ。於是、其の王・肖古、及び王子・貴須、亦た軍を領て來會ふ。時に比利、辟中、布彌支、牛古の四邑、自然に降服ぬ。是を以て百濟の王の父子、及び荒田別、木羅斤資等、共に意流村(今、州流須祇と云ふ。)に會ひぬ。相見て欣感す。禮を厚くして送遣せり。唯だ千熊長彦と百濟の王とは、百濟國に至りて辟支の山に登りて盟ひ、復た古沙の山に登りて、共に磐石の上に居り。時に百濟の王、盟ひて曰く「若し草を敷きて坐と爲さば、恐らくは火に焼かれむことを。且た木を取りて坐と爲さば、恐らくは水の爲に流れむことを。故、磐石に居りて盟ふことは、長遠く朽ちざる事を示すもの也。是を以て自今以後、千秋萬歳、絶ゆること無く、窮まること無く、常に西蕃と稱

ひつ、春秋に朝貢らむ」と。則ち千熊長彦を將て都下に至りて、厚く禮遇を加へ、亦た久氏等を副へて送せり。五十年(庚午年)の春二月、荒田別等還りぬ。夏五月、千熊長彦、久氏等、百濟より至る。於是、皇太后、歡びて久氏に問ひて曰はく「海西の諸々の韓を、既に汝が國に賜へつ。今、何事ありてか以て頻に復た來ける」。久氏等、奏して曰はく、「天朝の鴻澤、遠く弊邑に及び。吾が王、歡喜踴躍りて、心に不任びず。故、還る使に因りて至誠を致す。萬世に逮ぶと雖も、何の年にか朝らざらむ」。皇太后、勅云はく「善哉、汝が言。是れ朕が懷ふこと也」。多沙城を増賜りて、往還ふ路の驛とす。

五十一年(辛未年)の春三月、百濟の王、亦た久氏を遣して朝貢。於是、皇太后、太子及び武内宿禰に語りて曰はく「朕が交親む百濟國は、是れ天の所致にして人に由れるに非ず。故、玩好・珍物、先に未だ有らざる所なり。歲時を闕かず常に來て貢獻る。朕れ此の款を省るに、毎に用て喜ぶ焉。朕が存時の如に、敢て恩恵を加へよ」。即ち、千熊長彦を以て、久氏等に副へて百濟國に遣す。因て以て大恩を垂れて曰はく「朕れ神の驗し給へるに從ひて、始めて道路を開き、海西を平定めて、以て百濟に賜へつ。今復た厚く好を結びて、永に寵み賞す」。是時、百濟の王父子、並に額致地て啓して曰はく「貴國の鴻恩、天地より重し。何の日、何の時に敢て忘れまつること有らめ哉。聖王・上に在まして明らげきこと日月の如し。今、臣・下に在りて、固きこと山岳の如し、永に西蕃と爲りて、終に貳心なからまし」。

五十二年(壬申年)の秋九月、丁卯の朔、丙子の日(時)、久氏等、千熊長彦に從ひて詣り。則ち七枝刀一口、七子鏡一面、及び種々の重寶を獻る。仍て啓して曰はく「臣が國の以西に水の源有り。谷那鐵山より出づ。其の遡きこと、七日行きて及ばず。當に是水を飲みて、便ち是の山の鐵を取りて、以て永に聖朝に奉らむ」。乃ち孫の枕流王に謂

りて曰く、今我が通ふ海の東の貴國は、是れ天の啓き給ふ所なり。是を以て天恩を垂れて、海の西を割きて我に賜へり。是に由て國の基、永に固し。汝、當に善く和好を脩めて、土物を聚め斂めて、貢奉することを絶さずば、死ると雖も何の恨があらむと云へり」と。自是以後、年毎に相續きて朝貢する焉。

五十五年(乙亥年)百濟の肖古王薨ぬ。

五十六年(丙子年)百濟の王子・貴須、立ちて王と爲る。

六十二年(壬午年)新羅・不朝。即年、嬰津彦を遣して新羅を撃たしむ。

百濟記に云く、壬午年、新羅、貴國に貢奉らず。貴國、沙至比跪を遣して討たしむ。新羅の人、美女二人を莊飾りて津に迎へ誘ふ。沙至比跪、其の美女を受けて、返りて加羅國を伐つ。加羅國の王、己本早岐、及の兒・百久氏、阿首至、閔沙利、伊羅麻酒、爾汶至等、其の人民を將て百濟に來奔る。百濟、厚く遇せり。加羅國の王の姉・既殿至、大倭に向て啓して云さく、「天皇、沙至比跪を遣し給ひて以て新羅を討たしむ。而るを新羅の美女を納れて、捨て、討たず。反りて我が國を滅ぼせり。兄弟・人民、皆な爲流離、憂へ思ふに不任びず。故れ以て來て啓す」。天皇、大に怒りまして、即ち木羅斤資を遣して、兵衆を領て、加羅に來會へて其社稷を復し給ふ。

一云く、沙至比跪、天皇の怒を知りて、敢て公に還らず。乃ち自ら宣伏る。其の妹、皇宮に幸る者あり。比跪、密かに使人を遣して、天皇の怒、解け給はむや不やを問はしむ。妹、乃ち夢に託けて言さく、「今夜夢見らく、沙至比跪、新羅より至る」と。天皇、大に怒りまして云はく、「比跪、何ぞ敢て來む」。妹、皇言を以て報之。比跪、免るまじき事を知りて、石穴に入りて死りぬ。(今夜夢見。沙至比跪。從新羅一至、讀本に)

六十四年(甲申年)百濟の貴須王・薨ぬ。王子・忱流王、立ちて王と爲る。

六十五年(乙酉年)百濟の忱流王・薨ぬ。王子・阿花、年少し。叔父・辰其、奪ひて立ちて王と爲る。

六十六年(丙戌年)是年、晉の武帝の泰初二年なり。晉起居注に云く、武帝の泰初二年十月、倭女王、重譯を遣はして貢獻す。

六十九年(己丑年)の夏四月、辛酉の朔の丁丑の日(十七)、皇太后、稚櫻宮に崩りましぬ。時に年、一百歲、冬十月、戊午の朔の壬申の日(十五)、狹城盾列の陵に葬しまつる。是の日、追て皇太后を尊びて、氣長足姬尊と曰す。是年、太歲・己丑。

日本書紀 卷第九 終

日本書紀 卷第十

譽田天皇 應神天皇

譽田天皇は、足仲彥天皇(神功)の第四子なり。母を氣長足姫尊(神功)と曰す。天皇、皇后(譽の皇女)の新羅を討ち給ひし年、歲次庚辰の冬、十二月を以て筑紫の蚊田に生れ給へり。幼くて聰達います。玄監こと深遠く、動容・進止ありて、聖表・異こと有す。皇太后の攝政、之三年に立ちて皇太子と爲り給ふ(時に年・三)。初め天皇、在孕まして、天神・地祇に三韓を授かり給へり。既にして産れませる時、突(す)腕の上に生ひたり。其の形・柄の如し。是れ皇太后の雄裝して、柄を負き給へるに肖ませり(肖、此をば阿叔と云ふ)。故れ其の名を稱へて、譽田天皇と謂す。(上古の時俗、柄を號けて褒武多と謂ふ焉。)

一云く、初め天皇、太子と爲りまして、越國に行まして角鹿の符飯大神を拜祭り給ふ。時に大神太子と名を相易へ給ふ。故、大神を號けて去來紗別神と曰し、太子をば譽田別尊と名く。然らば則ち大神の本名を譽田別神、太子の名をば去來紗別尊と謂しつ可し。然れども無所見。未だ詳かならず。

政 六十九年の夏四月、皇太后、崩ましぬ。(時に年・百歲。)

元 年(庚寅)の春正月、丁亥の朔の日、皇太子、即位。是年、太歲・庚寅。

二年(辛卯)の春三月、庚辰の朔の壬午の日(三)、仲姫を立て、皇后と爲たまふ。后、荒田皇女、大鷦鷯天皇(根)鳥皇子を生みます。是より先に、天皇、皇后の姉、高城入姫を以て妃と爲て、額田大中彥皇子、大山守皇子、去來眞稚皇子、大原皇女、潯來田皇女を生ましむ。又の妃、皇后の弟・弟姫、阿倍皇女、淡路御原皇女、紀之菟野皇女、(三野郎女)を生む。次の妃、和珥臣の祖・日觸使主の女、宮主宅媛、菟道稚郎子皇子、矢田皇女、雌鳥皇子を生む。次の妃、宅媛の弟・小甕媛(小甕、此をば烏備謎と云ふ)、菟道稚郎姫皇女を生む。次の妃、河派仲彦の女・弟媛、稚野毛二派皇子(派、此をば摩多と云ふ)を生む。次の妃、櫻井田部連・男鉏が妹、糸媛、牟婁別皇子を生む。次の妃、日向泉長媛、大葉枝皇子、小葉枝皇子を生む。(古事記には、小葉枝皇子の次に、幡日若郎女あり。此の皇女、後に履中天皇の后と爲らせ給ふ)凡て是の天皇の男・女、并せて二十の王まします。根鳥皇子は、是れ太田君の始祖なり。大山守皇子は、是れ土形君・櫛原君、凡て二族の始祖なり。去來眞稚皇子は、是れ深河別の始祖なり。

三年(壬辰)の冬十月、辛未の朔の癸酉の日(三)、東の蝦夷、悉に朝貢る。即ち蝦夷を役ひて厩坂の道を作らしむ。十一月、處々の海人、訕嗤きて命に従はず(訕嗤、此をば佐慶賣玖と云ふ)。則ち阿曇連の祖・大濱宿禰を遣して、其の訕嗤を平めしむ。因て海人之幸と爲す。故、俗人の謠に佐慶阿摩と曰ふは、其れ是の緣なり。

是年、百濟の辰斯王、天朝に失禮し。故れ紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰を遣して、其の無禮き狀を噴讓ばしむ。是に由て百濟の國、辰斯王を殺して以て謝之(なす)。紀角宿禰等、便ち阿花を立て、王と爲て歸れり。

五年(甲午)の秋八月、庚寅の朔の壬寅の日(十三)、諸國に令ちて海人部、及び山守部を定む。冬十月、伊豆國に科せて船を造ら令む。長さ十丈。船・既に成り、試みに海に浮ぶ。便ち軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し、故、其船を名づけて枯野と曰ふ。(船の軽く疾きに由て枯野と名く。是の義遠へり焉。若は輕野と謂へるを、後人の訛れる歟。)

六年(乙未年)の春二月、天皇、近江國に幸まして、菟道野の上に至りて、歌よみて曰はく、
鳥羽の。葛野を見れば。百千足る。家場も見ゆ。國の秀も見ゆ。
七年(丙申年)の秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人、並に來朝けり。時に武内宿禰に命じて、諸の韓人等を領て池を作らしむ。因て以て池を名けて韓人池と號ふ。

八年(丁酉年)の春三月、百濟人・來朝けり。(百濟記に云く、阿花王立ちて貴國に禮無し。故に我、忱彌多禮、及び峴南、支使、谷那、東の韓の地を奪ふ。是を以て王子・直支を天朝に遣して、以て先王の好を脩む。)

九年(戊戌年)の夏四月、武内宿禰を筑紫に遣して、以て百姓を監察しむ。時に武内宿禰の弟、甘美内宿禰、兄を廢てむと欲ひて、即ち天皇に讒し言さく「武内宿禰、常に天下を望ふ情あり。今・聞る、筑紫に在りて密かに謀りて曰ならく、獨り筑紫を裂きて、三韓を招きて己に朝はしめて、遂に將に天下を有たむとす」と。是に天皇、則ち使を遣して、以て武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰、歎きて曰く「吾、元より貳心無くして、忠を以て君に事へまつる。今何の禍ぞも矣。罪無くして死らなむ耶」。是、壹伎直の祖・眞根子と云ふ者有り、其の爲人能く武内宿禰の形に似れり。獨

武内宿禰の罪無くして空しく死らむことを惜しみて、便ち武内宿禰に語りて曰く「今、大臣、忠を以て君に事へまつる。既に黒心無きことは、天が下共に知れり。願はくは密かに之を避りて、朝に參赴きて、親ら罪無きことを辨めて後に死なむこと曉からじ。且た時人・毎に云ひしく、僕が形・大臣に似り給はれり。故れ今我、大臣に代りて死りて、以て大臣の丹心を明さむ」と。則ち劔に伏りて、自に死らぬ焉。時に武内宿禰、獨り大きに悲しみて、竊かに筑紫を避りて、浮海、以て南海より廻りて、紀水門に泊る。僅に朝に逮ることを得て、乃ち罪無きことを辨む。

天皇、則ち武内宿禰と、甘美内宿禰とを推問ひ給ふ。是に二人、各堅く執へて争ふ。是、非・非・決難し。天皇、勅して、神祇に請して、探湯せさしむ。是を以て武内宿禰と甘美内宿禰と、共に磯城川の濱に出でて探湯を爲ふ。武内宿禰勝ちぬ。便ち横刀を執りて以て甘美内宿禰を殿倒して、遂に殺さむとす。天皇、勅して釋さしめ、仍て紀伊直等が祖に賜へり。

十一年(庚子年)の冬十月、劔池、輕池、鹿垣池、阪坂池を作る。是の歲、人有りて奏して曰さく「日向國に嬖子有り。名は髮長媛。即ち諸縣君・牛諸井の女なり。是れ國色之秀者なり」。天皇、悦び給ひ、心の裏に覺さむと欲す。

十三年(壬寅年)の春二月、天皇、專使を遣して、以て髮長媛を徵さしむ。秋九月、中の十日ばかり、髮長媛、日向より至れり。便ち桑津邑に安置らしむ。爰に皇子・大鷦鷯尊、髮長媛を見給ふに及びて、其の形の美麗しきに感で、常に戀ふる情まします。於是天皇、大鷦鷯尊の髮長媛を感で給ふことを知しめて配せむと欲はす。是を以て天皇、後宮に宴、さしめす日、始めて髮長媛を喚して、因て以て宴の席に坐ら令む。時に大鷦鷯尊を搦して、以て髮長媛を指(さし)たまひ、乃ち歌よみして曰はく、

いざ吾君。野に蒜摘みに。蒜摘みに。吾が行く道に。香ぐはし。花橋。下枝等は。人皆採り。上枝は。鳥・居枯らし。三つ栗の。中つ枝の。含隠。紅れる娘子。いざ榮耀えな。

於是、大鷦鷯尊、御歌を蒙りて、便ち髮長媛を賜へることを知りて、大きに悦びて、報歌たてまつりて曰はく、
水溜る。依網の池に。尊操り。延へけく不知。堰杖衝く。河派江の。菱殺の。刺しけく不知。吾が心し。いや鳴濱にして。

大鷦鷯尊、髮長媛と、既に得交りて恩戀なり。獨り髮長媛に對ひて歌して曰はく
道の後。こはた娘子を。雷の如。聞こえしかど。相枕。纏く。

また歌よみして曰はく、

道の後。こはた少女。争はず。寝しくをしぞ。愛しみ思ふ。

一に曰く、日向の諸縣君・牛、朝廷に仕へまつりて年既に老耆て、不仕へまつらす。仍て致仕りて、本土に退き罷る。則ち己が女・髮長媛を貢上りき。始めて播磨に至る時に、天皇、淡路島に幸まして遊獵し給ふ。是に天皇、西の方を望はし給ふに、數十の麋鹿、海に浮きて來り、便ち播磨の鹿子水門に入りぬ。天皇、右右に謂りて曰はく、「其れ何なる麋鹿ぞ。巨海に泛びて多に來る」。爰に左右、共に視て奇しむ。則ち使を遣して察せ令む。使者、至りて見るに皆人なり。唯し角著ける鹿の皮を以て衣服と爲せる耳。問ひて曰く「誰人ぞ」。對へて曰はく「諸縣君・牛。是年、著いて致仕くと雖も、朝を不忘れまつらす。故、己が女・髮長媛を以て貢上る矣」。天皇、悦び給ひて、即ち喚して御船に従へまつら令む。是を以て時の人、其の岸に著きし處を號けて、鹿子水門と曰ふ。「凡そ水手を鹿子と曰ふこと、蓋し始めて是時に起れり。」

十四年(癸卯)の春二月、百濟の王、縫衣工女を貢る。號を眞毛津と曰ふ。是れ今、來目衣縫の始祖なり。是歲、弓月君、百濟より來けり。因て以て奏して曰はく「臣、己が國の人、夫、百二十七の縣を領て歸化けり。然るに新羅の人の拒ぐに因りて、皆な加羅國に留まれり」と。爰に葛城・豐津彦を遣して、弓月君の人夫を加羅に召さしむ。然れども三年経るまで、豐津彦、來らず焉。

十五年(乙巳)の秋八月、王戊の朔の丁卯の日、百濟の王、阿直岐を遣して、良馬・二匹を貢る。即ち輕坂上厩に養はしむ。因て阿直岐を以て、掌り飼は令む。故れ其の馬を養ひし處を號けて、厩坂と曰ふ。阿直岐、亦た能く經典を讀めり。即ち太子・菟道稚郎子、師と爲たまふ焉。於是、天皇、阿直岐に問ひて曰はく、

「如し汝に勝れる博士、亦た有り耶」。對へて曰はく「王仁と云ふ者有り。是れ秀れたり」。時に上毛野君の祖・荒田別巫別を百濟に遣して、仍て王仁を徵さしむ。其の阿直岐は、阿直岐史の始祖なり。

十六年(乙巳)の春二月、王仁・來けり。則ち太子・菟道稚郎子、師として諸の典籍を王仁に習ひ給ふ。通達らずと云ふこと莫し。故、所謂る王仁は、是れ書首等の始祖なり。

是年、百濟の阿花王・薨ぬ。天皇、直支王を召して謂りて曰はく「汝、國に歸りて以て位を嗣げ。仍て且た東の韓の地を賜はりて遣し給ふ。(東、韓者、甘羅城、高羅城、爾林城、是也)」。八月、平群木菟宿禰、的戸田宿禰を加羅に遣す。仍て精兵を授けて、詔して曰はく「豐津彦、久しく還らず。必ず新羅の人、拒ぐに由て滞れるならむ。汝等、急かに往りて、新羅を撃ちて其の道路を披け。於是、木菟宿禰等、精兵を進めて新羅の境に莅む。新羅の王、愕ちて其罪に服しぬ。乃ち弓月君の人夫を率て、豐津彦と共に來れり焉。

十九年(癸卯)の冬十月、戊戌の朔の日、吉野宮に幸ます。時に國權人・來朝けり。因て醴酒を以て天皇に獻りて歌よみして曰はく、

白樽の生に。横白を作り。横白に。醸める大御酒。美味に、聞しもち飲せ。我が尊。歌よみ既に訖りて、則ち口を打ちて、以て仰ぎて咲ふ。今、國權、土毛を獻る日に、歌・謠ひ訖へて、即ち口を撃ちて仰ぎて咲ふは、蓋し上古の遺則なり。夫れ國權は其の爲人・甚だ淳朴なり。毎に山の菓を取りて食ひ、亦た蝦蟇を煮て上味と爲し、名けて毛瀧と曰ふ。其の土は京より東、南、山を隔てて吉野河の上に居り。峯峻しく谷深くして、道路・狭く峻し。故れ京に遠からずと雖も、本より朝來ること希なり。然れども、自此之後、屢參赴て以て土毛を獻る。其の土毛は、栗菌、及び年魚の類なり焉。

二十年(己酉)の秋九月、倭、漢、直の祖・阿知使主、其の子・都賀使主、並びに己が黨類、十あまり七縣を率て來歸けり焉。

二十二年(壬午)の春三月、甲申の朝の戊子の日(五)、天皇、難波に幸まして大隅宮に居します。丁酉の日(十四)高臺に登りて遠望たまふ。時に妃・兄媛侍り。西の方を望りて以て大く歡けり。(兄媛は、吉備臣の祖・御友別の妹也)於是、天皇、兄媛に問ひて曰はく「何か爾・歡くことの甚き」對へて曰さく「近日、妾、父母を戀ふ情有り。便ち西の方を望るに因て自からに歡かれ矣。冀はくば暫く還りて省親ことを得てしが」と。爰に天皇、兄媛が温清ふ情の篤きことを愛みて、則ち謂りて曰はく「爾、二親を視すして既に多年を経たり。還りて定省むと欲ふこと、於理・灼然なり。則ち聽し給ふ。仍て淡路の御原の海人・八十人を喚して、水手と爲て、吉備に送はす。夏四月、兄媛、大津より發船して往りぬ。天皇、高臺に居しまして、兄媛の船を望はして以て歌よみして曰はく。

淡路島。彌・二並び。小豆島。彌・二並び。宜しき嶋々。誰・片去れ。散ちし。吉備なる妹を。相見つるもの。

秋九月、辛巳の朝の丙戌の日(六)、天皇、淡路島に狩し給ふ。是島は海に横はりて難波の西に在り。峯・巖、紛ひ錯りて、陵・谷、相續き。芳しき草・蒼く蔚くして、長き瀾・濤ぎ渡る。亦た麋鹿、鳧、多に其嶋に在り。故、乘輿して屢々遊び給ふ。天皇、便ち淡路より轉りて以て吉備に幸まして。小豆島に遊び給ふ。庚寅の日(廿)、亦た葉田(葉田、此をば兼郡と云ふ)の葦守宮に移り居ます。時に御友別・參赴けり。則ち其の兄・弟、子孫を以て膳夫と爲て饗奉る焉。天皇、於是、御友別が謹愼りて侍奉る状を看そなはして、悦び給ふ情まします。因て以て吉備國を割きて、其の子等に封し給ふ。則ち川嶋縣を分ちて、長子・稻速別に封す。是れ下道臣の始祖なり。次に上道縣を以て、中子・仲彦に封す。是れ上道臣、香屋臣の始祖なり。次に三野縣を以て弟彦に封す。是れ三野臣の始祖なり。復た波區縣を以

て、御友別が弟・鴨別に封す。是れ笠臣の始祖なり。即ち苑縣を以て、兄・浦瀨別に封す。是れ苑臣の始祖なり。即ち織部縣を以て兄媛に賜ふ。是を以て其の子孫、今に吉備國に在り。是れ其の縁なり。

二十五年(甲寅)百濟の直支王、薨ぬ。即ち子・久爾辛、立ちて王と爲る。王、年幼し。大倭の木瀨致、國の政を執りて、王の母と相姪けて、多に禮無き行す。天皇、聞しめして之を召し給ふ。

百濟記に云く、木瀨致は、是れ木羅斤資の新羅を討ちし時、其國の婦を娶て所生子。其の父の功を以て任那に專にす。來りて我國に入りて、貴國に往還ひ、制を天皇に承けたまはりて我國の政を執り、權重・世に當れり。然るに天皇、其の暴きことを聞しめして之を召し給ふ。

二十八年(丁巳)の秋九月、高麗の王、使を遣して朝貢る。因て以て表を上れり。其表に曰く「高麗の王、日本國に教る」と。時に太子・菟道稚郎子、其の表を讀みて怒りまして、高麗の使を責めて、表の狀・無禮と云ふことを以て、則ち其の表を破り棄てつ。

三十一年(庚申)の秋八月、群卿に詔して曰はく「官船・名は枯野は、伊豆國より所買る船なり。是れ朽ちて用ゐるに堪へず。然れども久しく官用と爲す。功り忘る可からず。何でか其船の名を絶たずして、後葉に傳ふことを得む。群卿、便ち詔を被たまはりて、以て有司に令して、其の船の材を取りて薪と爲て鹽を燒かしむ。是に五百籠の鹽を得たり。則ち施して周く諸國に賜ふ。因て船を造らしむ。是を以て諸國・一時に五百の船を貢上る。悉に武庫の水門に集ふ。是時に當りて新羅の調の使、共に武庫に宿れり。爰に新羅の使に、忽ち失火て、即ち引びて乘へる船に及びて、多の船焚かれぬ。是に因て新羅の人を責む。新羅の王、之を聞きて驚然て、大きに驚きて、乃ち能き匠者を貢る。是れ猪名部等の始祖なり。

初め、枯野船を鹽新に爲て燒きし日に、餘の燼あり。則ち其の燒えざることを奇しびて之を獻る。天皇異し給ひ以て琴を作ら令む。其の音・鏗鏘にして遠く聆ゆ。是時・天皇、歌之して曰はく。

枯野を。鹽に燒き。其が餘り。琴に作り。鏗鏘くや。由良の門の。門中の。海岩に。觸れ立つ。浸漬の木の。亮々。三十七年(西宮年)の春二月、戊午の朔の日、阿知使主、都加使主を吳に遣して織工女を求め令む。爰に阿知使主等、高麗國に渡りて吳に達らむと欲ひ。則ち高麗に至る。更に道路を知らず。道を知れる者を高麗に乞ふ。高麗の王、乃ち久禮波、久禮志の二人を副へて導者とす。是に由て吳に通ることを得たり。吳の王、是に工女・兄媛、弟媛、吳織、穴織、四の婦女を與へぬ。

三十九年(庚辰年)の春二月、百濟の直支王、其の妹・斯齊都媛を遣して、以て仕まつら令む。爰に新齊都媛、七の婦女を率ゐて來歸けり焉。

四十年(己巳年)の春正月、辛丑の朔の戊申の日(甲)、天皇、大山守命、大鷦鷯尊を召して問ひて曰はく「汝等、子は愛しき耶」。對へて言さく「甚だ愛し。亦た問ひ給はく「長」と少と、熱れか尤焉」。大山守命、對へて言さく「長子に違かず。於是・天皇、悦び給はざる色有ます。時に大鷦鷯尊、豫め天皇の色を察りて以て對へて言さく「長は、多に寒暑を経て既に成人と爲れり。更に恠無し。唯だ少き子は未だ其の成・不成を知らず。是を以て少き子・甚憐し。天皇、太く悦びて曰はく「汝が言すこと、寔に朕が心に合へり」。是時に天皇、常に菟道稚郎子を立て、太子と爲給はむと思す情まします。然れば二はしらの皇子の意を和へむと欲して、故れ是の間を發し給ふ。是を以て大山守命の對言を悦び給はざる也。

甲子の日(日)、菟道稚郎子を立てて嗣と爲たまふ。即日、大山守命に任して山川林野を掌ら令め。大鷦鷯尊を以て太子の輔と爲て、國事を知ら令め給ふ。

四十一年(庚午年)の春二月、甲午の朔の戊申の日(日)、天皇、明宮に崩ましぬ。時に年、一百十一歳。

(一云く、大隅宮に崩ます)。是月に阿知使主等、吳より筑紫に至る。時に胸形大神、工女等を乞ひ坐せり。故、兄媛を以て胸形大神に奉る。是れ則ち今、筑紫國に在る御使君の祖なり。既にして其の三婦女を率ゐて、以て津國に至り武庫に及びて、天皇、崩りまして不及はず。即ち大鷦鷯尊に獻る。是の女人等の後は、今の吳衣織、蚊屋衣織、是なり。

日本書紀 卷第十一

大鷦鷯天皇 仁德天皇

大鷦鷯天皇は、譽田天皇(四)の第四子なり。母を仲姫命と曰す。五百城入彦皇子の孫なり。天皇、幼くて聰明叡智まします。貌容・美麗し。壯に及びて仁寛慈惠まします。四十一年の春二月、譽田天皇・崩たまふ。時に太子・菟道稚郎子、位を大鷦鷯尊に譲りまして帝位しるしめさす。仍て大鷦鷯尊に諮し給はく「夫れ天下に君として以て萬民を治むるは、蓋之こと天の如く、容之こと地の如し。上・驩心ありて以て百姓を使はしむれば、百姓欣然て天下安らかなり矣。今、我は弟なり。且つ文獻足らず。何にぞ敢て嗣位を繼ぎて天業を登らむ乎。大王は風姿・岐嶷にまします。仁・孝たまふこと遠く聆え、以爾、且た長り給へり。天下の君と爲りますに足れり。其れ先帝、我を立てて太子と爲給ひしことは、豈に能才有りとならむ乎。唯だ愛しと也。亦た宗廟社稷を奉つは重き事なり。僕、不佞して以稱に足らず。夫れ昆は上にして季は下に、聖は君にして愚なるは臣なるは古今の常の典なり焉。願はくは王・疑ひ給はず須即天位。我は則ち臣と爲て助けまつらく耳。大鷦鷯尊・對へて言はく「先皇・謂ひしく、皇位は一日も空しかるべからずと。故現め明德を選びて王を立てて、貳とす。祚之たまふに嗣を以ちてし、授之たまふに、民を以ちてせり。其の寵章を崇めて國に聞え令む。我れ不賢と雖も、豈に先帝の命を棄て、

輒く弟の王の願に從はむや」と。固く辭びて承け給はずして各相讓りたまふ。

是時に額田大中彦皇子(恐らくは大山守皇子の誤)倭の屯田、及び屯倉を掌らむとして、其の屯田司、出雲臣の祖・淤字宿禰に語りて曰く「是の屯田は、本より山守の地なり。是を以て今吾れ治めむと將ふ矣。爾は掌るべからず」と。時に淤字宿禰、皇太子に啓す。皇太子・謂りて曰はく、「汝、便ち大鷦鷯尊に啓せ」。於是、淤字宿禰、大鷦鷯尊に啓して曰さく「臣が所任れる屯田は、大中彦皇子(恐らくは大山守皇子の誤)距ぎて治らしめ給はず」と。大鷦鷯尊・倭直の祖・麻呂に問ひて曰はく「倭の屯田は、元より山守の地と謂ふ。是れ如何」。對へて言さく「臣は知らず。唯だ臣が弟・吾子龍知れり」と言す。是時に適りて、吾子龍、韓國に遣されて未だ還す。爰に大鷦鷯尊、淤字に謂りて曰はく「爾、躬ら韓國に往きて、以て吾子龍を喚せ。其れ兼日夜に急かに往れ。乃ち淡路の海士八十八人を差びて水手と爲せり。爰に淤字、韓國に往りて、即ち吾子龍を率て來り。因て倭の屯田を問ひ給ふ。對へて曰さく「傳に聞之る。攝向の玉城宮に御宇、天皇(仁)の世に、太子・大足彦尊(行)に科せて、倭の屯田を定めまさしむ。是時、勅旨に、凡そ倭の屯田は、毎に御宇、帝皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇に非ずば掌ることを得じ矣と。是を山守の地と謂ふは非ず」。時に大鷦鷯尊、吾子龍を額田大中彦皇子(恐らくは大山守皇子の誤)の許に遣して、狀を知ら令め給ふ。大中彦皇子(恐らくは、大山守皇子の誤)更に無如何。大鷦鷯尊、乃ち其の惡を知めども、赦して罪ひ給はず。

(此の條、原本は此處に至るまで大山守皇子を大中彦皇子に誤り、次文より始めて大山守皇子と書けり。されど今・素りに改めず。)

然して後、大山守皇子、毎に先帝の己を廢て、立て給はざりし事を恨む。而るに重ねて是の怨あり。則ち謀をなし、て曰らく「我、太子を殺して、遂に帝位を登さむ」と。爰に大鷦鷯尊、預め其の謀を聞して、密びに太子に告

して、兵を備へて守ら令め給ふ。時に太子、兵を設けて之を待つ。大山守皇子、其の兵を備へしことを知らず。獨り數百の兵士を領て、夜中に發而行之。會明に菟道に詣りて、將に河を渡らむとす。時に太子、布袍を服て楫棹を取り、密びに度子に接りて以て大山守皇子を載せて濟りつ。河中に至りしとき、度子に誂へて、船を蹈みて傾けしむ。於是、大山守皇子、河に墮りて没み、更に浮れつゝ歌て曰く、

靈逸人。宇治の渡に。棹取に。速けむ人し。我が許處に來む。

然るに伏。兵・多に起りて、岸に著くことを得ず。遂に没みて死焉。其の屍を求か令むるに、考羅の濟に泛ぬ。時に太子、其の屍を視そなはして歌みて曰はく、

靈速人。宇治の濟に。渡頭に。植てる。梓弓。眞弓。射切らむと。心は思へど。射捕らむと。心は思へど。本邊は。父尊を思ひ出。末邊は。妹を思ひ出。苛歎く。其處に思ひ。悲しけく。此處に思ひ。射切らずぞ歸來。梓弓・眞弓。

乃ち那羅山に葬りぬ。

既にして宮室を菟道に興りて居之。猶ほ位を大鷦鷯尊に譲り給ふに由りて、以て久しく不即皇位。爰に皇位。空して既に三載に經りぬ。時に海人ありて、鮮らけき魚の苞直を賣て、菟道宮に獻つる。太子、海人に令して「我は天皇に非ず」と曰ひて、乃ち返して難波に進らしめ給ふ。大鷦鷯尊、亦た返して以て菟道に獻らしむ。於是、海人の苞直、往還の間に既れぬ、更に返りて他し鮮らけき魚を取りて獻る焉。譲り給ふこと前の日の如し。鮮らけき魚また既れぬ。海士、屢ば還ふに苦みて、乃ち鮮らけき魚を棄て、哭く。故、諺に曰く「海人なれや、己が物から泣く」と云ふこと、其れ是の緣なり。

太子、曰はく「我、兄王の志を奉ふ可からざることを知り。豈に久しく生へて天下を煩はさむや」と。乃ち自

ら死り給ひぬ焉。時に大鷦鷯尊、太子、薨りましぬと聞しめして、以て驚ろきて難波より馳せて菟道宮に到りましぬ。爰に太子、薨りまして三日に經りぬ。時に大鷦鷯尊、辨標叫哭て、所如を知らず。乃ち髮を解き、屍に跨がりて以て三び呼びて曰はく「我が弟の皇子」と。乃ち時に應へて活で給ひ、自ら起きて以て居ます。爰に大鷦鷯尊、太子に語りて曰はく「悲しき分、惜しき分、何故以歎・自ら逝ませる。若し死たる者も知有らば、先帝、我を何が謂さむ。乃ち太子、兄王に啓して曰はく「天命なり。誰が能く留めむ焉。若し天皇の御所に向る事有らば、兄王の聖にして且つ譲り有ますことを具に奏さむ矣。然して聖王、我れ死たりと聞しめして、以て遠き路より急ぎ馳ませり。豈に勞ふこと無きを得まし矣」と。乃ち同母妹・八田皇女を進りて曰はく「納縁るゝに足らずと雖も、僅に掖庭の數に宛ひ給へ」。乃ち且た棺に伏して薨給ひぬ。於是、大鷦鷯尊、素服。爲に發哀、哭之して甚慟み給ふ。仍て菟道の山上に葬しまつる。

元年(癸酉)の春正月、丁丑の朔の己卯の日(三)、大鷦鷯尊、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。難波に都つくる。是を高津宮と謂す。即ち宮垣・室屋、聖色せず。榎・梁・柱・檣、藻飾らず。茅茨蓋く時に、茅端・刮り齊へず。此れ私曲の故を以て、耕(一)續之時を留げじとなり。

初め天皇、生れませる日、木菟、産殿に入れり。明旦、譽田天皇(二)、大臣、武内宿禰を喚して曰はく「是れ何の瑞ぞ」。大臣對へて言さく「吉祥なり。復た昨日、臣が妻、産時に當りて、鷦鷯、産屋に入れり。是れ亦た異し」と言す。爰に天皇の曰はく「今朕が子と、大臣が子と、同日に共に産れて兼に瑞あり。是れ天之表なり焉。以爲に其の鳥の名を取りて、各相易へて子に名けて、後葉の契と爲む」と。則ち鷦鷯の名を取りて太子に名けて大鷦鷯皇子と曰し、木菟の名を取りて大臣の子に號けて木菟宿禰と曰へり。是れ平群臣が始祖なり。是年、太歲、癸酉。

二年(甲戌年)の春三月、辛未の朔、寅の日(巳)、磐之媛命を立て、皇后と爲たまふ。皇后、大兄去來穗別天皇(中)、住吉仲皇子、瑞齒別天皇(乙)、雄朝津間稚子宿禰天皇(丙)を生みませり。又妃、日向髮長媛、大草香皇子と幡枝皇女を生む。

四年(丙子年)の春二月、己未の朔、甲子の日(巳)、群臣に詔して曰はく、「朕、高臺に登りて以て遠に望むに、烟氣・域中に起たす。以爲ふに百姓・既に貧しくて、家に炊者無きか。朕れ聞く、古の聖の王の世には、人々詠徳之音を誦げて、家々康哉なりと云ふ歌有り。今朕れ億兆に臨みて於茲三年、頌音・聆えず。炊・烟・轉・疎か也。即ち知りぬ、五穀・登らで、百姓・窮り乏しからむ。封畿之内すら尙ほ給がざる者あり。況や畿外諸國を耶。」

三月、己丑の朔、己酉の日(巳)、詔して曰はく、「自今以後、三載に至るまでに、悉くに課(役)を除めて、百姓の苦を息へむ」と。是日より始めて褌衣・鞋履・弊れ盡されば更に爲らす。温飯・煖羹・酸り酸らざれば易めず。心を削り志を約めて、以ちて従事乎無爲。是を以て宮垣・崩るれども造らす。茅茨・壞るれども以て葺かす。風雨・隨より入りて衣・被を沾ほし、星・辰・壞より漏りて床・尊を露にせり。是の後、風雨・時に順ひ、五穀・豐かに穰り、三稔の間へて、百姓・富寛かに、頌徳既に満ちて、炊・烟また繁し。

七年(己卯年)の夏四月、辛未の朔、日、天皇、臺上に居まして、遠に望み給ふに、烟氣多に起つ。是日、皇后に語りて曰はく、「朕、既に富矣。豈に愁へ有らむ乎」。皇后、對へて語さく、「何をか富めりと謂ふ焉」。天皇の曰はく、「烟氣・國に満てり。百姓・自からに富める歟」。皇后、且と言さく、「宮垣壞れて修ることを得ず。殿屋破れて衣被・露に濡ほるなり。何をか富めりと謂ふ乎」。天皇の曰はく、「其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲なり。然れば則ち君は百姓を以て本とす。是を以て古への聖王は、一人だも飢る寒ゆる時は、顧みて身を賣む。今・百姓の貧しきは則ち朕が貧しき也。百姓の富めるは則ち朕が富める也。未だ百姓富みて、君の貧しきは有らず」。

秋八月、己巳の朔、丁丑の日(巳)、大兄去來穗別皇子の爲に、壬生部(乙)を定め、亦た皇后の爲に葛城部を定めらる。九月、諸國・悉に請して曰さく、「課・役、並びに免されて既に三年に經りぬ。此に因て以て宮殿朽ち壞れて府庫已に空し。今・黔首、富み饒はひて、路に遺せるものを拾はず。是を以て里に課・寡無く、家に餘りの儲あり。若し此時に當りて、税・調を買ひりて以て宮室を修理るに非ずば、懼らくは其れ罪を天に獲む」と。然れども猶ほ忍びて聽し給はず矣。

十年(壬午年)の冬十月、甫めて課・役を科せて、以て宮室を構造る。於是、百姓、領されずして老を扶け、幼きを携へて材を運び資を負ひ、日夜と不問して、力を竭して争ひ作る。是を以て未だ幾時も經ずして宮室・悉に成りぬ。故、今に聖帝と稱めまをす。

十一年(癸未年)の夏四月、戊寅の朔、甲午の日(巳)、群臣に詔して曰はく、「今朕れ是國を視るに、郊澤・曠く遠くして田圃少なく乏し。且つ河の水・横しまに逝れて、以て流末・駛からず。聊か霖雨に逢へば、海潮逆上りて、巷里・船に乗り、道路・亦た壅あり。故、群臣共に視て、横なる源を決りて海に通して、逆なる流を塞ぎて以て田宅を全くせよ」。

冬十月、宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて以て西の海に入せり。因て以て其の水を號けて堀江と曰ふ。また北の河の湧を防がむとして、以て茨田堤を築く。是時に兩處の斷間ありて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時に天皇、夢み給はく、神有して語へて曰く、「武藏人・強頸、河内人・茨田連杉子(杉子、此をば葛呂母能古と云ふ)二人をして、以て河伯を祭らしめば、必ず塞ぐことを獲たまはむ」と。則ち二人の人を覓めて之を得たり。因て以て河神を禱る。爰に強頸、泣ち

悲しびて水に没りて死りつ。乃ち其の堤成りぬ焉。唯だ衫子は全。匏・兩箇を取りて、寒き難き水に臨みて、乃ち兩箇の匏を取りて、水の中に投げられて請ひて曰へらく「河神・崇りて、吾を以て幣と爲す。是を以て今吾れ來れり。必ず我を得ひとならば、是の匏を沈めて、不令泛。則ち吾は眞神と云ふことを知りて、親ら水の中に入りなむ。若し匏を沈むことを得ずば、自から偽神と云ふことを知らむ。何ぞ徒に吾身を亡ぼさむや」と。於是、颶風・忽ちに起りて、匏を引きて水に没む。匏・浪の上にして轉びつゝ沈まず。則ち滄々、に汎りつゝ遠く流る。是を以て衫子は死らずと雖も、其の堤・且た成りぬ。是れ衫子の袴に因りて、其身を亡ぼさざりし耳。故、時の人、其の兩處を號けて、強頸の斷間、衫子の斷間と曰ふ。是年、新羅人・朝貢。則ち是の役に勞ふ。

十二年(甲辰年)の秋七月、辛未の朔、高麗國より鐵盾・鐵的を貢る。八月の庚子の朔、己酉の日(廿)、高麗の客を朝に饗ふ。是日、群臣及び百寮を集へて、高麗の所獻る鐵盾の盾的を射しむ。諸人、的を射通すことを得ず。唯だ射臣の祖・盾人宿禰、鐵的を射て通せり焉。時に高麗の客等見て、其の射ることの勝巧れたるを畏みて、共に起ちて以て拜朝す。明日、盾人宿禰を美めまして、名を賜ひて、的戸田宿禰と曰ふ。同日、小泊瀬造の祖・宿禰臣に名を賜ひて、賢遺臣(賢遺、此をば左河之能萬里と云ふ)と曰ふ。冬十月、大溝を山背の栗隈の縣に掘りて以て田に潤く。是を以て百姓、毎に豐年也。(豐年也、一歳としをよよく)

十三年(乙酉年)の秋九月、始めて茨田屯倉を立つ。因て春米部を定む。冬十月、和珥池を造る。是月に横野堤を築く。十四年(丙戌年)の冬十一月、猪甘津に爲橋す。即ち其の處を號けて小橋と曰ふ。是歲、大道を作りて京の中に置き、南の門より直に指して丹比の邑に至る。また大きな溝を感致に掘り、乃ち石河の水を引きて、上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊浦、四處の郊原に潤け、以て之を墾りて四萬頃餘りの田を得たり。故、其の處の百姓、寛饒ひて、無凶年之患。

十六年(壬子年)の秋七月、戊寅の朔の日、天皇、宮人・桑田玖賀媛を以て、近く習る舍人等に示せ給ひて曰はく「朕れ是の婦女を愛まむと欲へども、皇后の妬むに苦みて合すこと能はずして、以て多の年を経ぬ。何ぞ徒らに其の盛なる年を棄げむ乎。」即ち歌よみて曰はく、

水底經。臣の嬢子を誰れ養はむ。

是に播磨國造の祖・速待、獨り進みて歌よみて曰はく、

三日潮。播磨速待。岩下す。畏くとも。我れ養はむ。

即日、玖賀媛を以て速待に賜ふ。明日の夕、速待、玖賀媛の家に詣りぬ。而れども玖賀媛・和はず。乃ち強に帷内に近づく。時に玖賀媛の曰く「妾、寡婦にして以て年を終へむ。何にぞ能く君が妻と爲らむ乎」。於是、天皇聞しめして、速待が志を遂げしめむと欲して、玖賀媛を以て速待に副へて桑田に送り遣はし給ふ。則ち玖賀媛、發病して道中に死りぬ。故、今に玖賀媛之墓あり。

十七年(己丑年)新羅、朝貢。秋九月、的臣の祖・砥田宿禰、小泊瀬造の祖・賢遺、臣を遣して、買たてまつらぬ事を問はしむ。於是、新羅人懼まりて、乃ち調の絹・一千四百六十疋、及び種々の雜物、并せて八十艘を貢獻る。

二十二年(甲午年)の春正月、天皇、皇后に語りて曰はく「八田皇女を納れて、將に妃と爲さむと將ふ」。時に皇后・聽るさず。爰に天皇、歌よみて皇后に乞ひて曰はく、

貴人の。建つる事立。備弦。斷間續がむに。並べてもがも。

皇后、答歌よみて曰し給はく、

衣こそ。二重も善き。眞夜床を。並べむ君は。畏きろかも。

天皇、また歌よみて曰はく、

押照る。難波の崎の。並波。並べむとこそ。其の子は在りけめ。

皇后、答歌よみて曰し給はく、

夏虫の。火蟲の衣。二重着て。圍み八人は。豈に善くもあらず。

天皇、また歌よみて曰はく、

朝妻の。比介の小坂を。片泣きに。道行く者も。副ひてぞ善き。

皇后、遂に聽るされじ(言はれじ)と謂す。故、默して答言し給はず。

三十年(壬寅)の秋九月、乙卯の朔の乙丑の日(廿二)、皇后、紀伊國に遊行まして、熊野の御に到りて、即ち其の處

の御綱葉(葉、此をば筒始婆と云ふ)を取りて還り給ふ。於是、天皇、皇后の在まざる時を伺ひて、八田皇女を娶

して宮の中に納へ給ふ。時に皇后、難波の濱に到りて、天皇、八田皇女を合しつと聞して、大きに恨み給ひ、則ち其

の採りませる御綱葉を海に投れて不著岸。故れ時の人、葉散らし、海を號けて葉濱と曰ふ。

爰に天皇、皇后の忿みて不著岸ことを知しめさずして、親から大津に幸して皇后の船を待ちて歌よみて曰はく、

難波人。錦船執らせ。腰煩み。其の船取らせ。大御船取れ。

時に皇后、大津に泊り給はずして、更に引きて江より、浜りて、山背より廻りて倭に向す。明日、天皇、舍人、鳥山を

遣して、皇后を還らせ申さ令む。乃ち歌よみて曰はく、
山背に。往及び鳥山。往及び及び。朕が思ふ妻に。往及び及違はむかも。

皇后、還り給はずして猶ほ行きます。山背河に至りて歌よみて曰はく、

つきねふ。山背河を。河浜り。妻が涙れば。河曲に。立ち榮ゆる。百足らず。八十葉の樹は。大君ろかも。

即ち那羅山を越えて、葛城を望りて歌之て曰はく、

つきねふ。山背河を。みや浜り。妻が涙れば。あをによし。奈良を過ぎ。小橋。倭を廻ぎ。妻が見が欲し國は、葛城

高宮。吾家の邊り。

更に山背に還りて、宮室(一調)を筒城岡の南に興て居之。

冬十月、甲申の朔の日、的臣の祖、口持臣を遣して、皇后を喚し給ふ。(一云く、和珥臣の祖・口子臣。)爰に口

持臣、筒城宮に至りて、皇后に謁すと雖も、默して答ををし給はず。時に口持臣、霖雨に沾れつゝ、以て日夜を経て、皇

後の殿の前に伏して避らず。於是、口持臣が妹・國依媛、皇后に仕へまつる。是時に適りて皇后の側に侍り、其の

兄の雨に沾るを見て、流涕びて歌よみて曰く、

山背の。筒城の宮に。物申す。妻が兄を見れば。涙ぐましも。

時に皇后、國依媛に謂りて曰はく「何なれば爾・泣くや」。對へて言く「今、庭に伏して請謁すは、妻が見なり、雨に

沾れつゝも避らず、猶ほ伏して謁さむとす。是を以て泣ち悲しむ耳」。時に皇后、謂りて曰はく「汝が兄に告げて速かに

還らしめよ。吾は遂に返らじ焉」。口持臣、則ち返りて天皇に復奏す。

十一月、甲寅の朔の庚申の日(廿)、天皇、浮江・山背に幸す。時に桑枝・水に沁ひて流る。天皇、桑枝を視

そなはして歌之て曰はく、

つねさはふ。磐之媛が。寛量に。聽こさぬ。心強の木。寄るまじき。河の隈々。徙倚ひ行くかも。梢桑の木。

明日、乘輿・筒城宮に詣りまして、皇后を喚しまつり給ふ。皇后、參見ひ給はず。時に天皇・歌よみて曰はく、
つきねふ。山背女の。木鐺持ち。打ちし大根。喧擾に。汝が言へせこそ。打ち渡す。孫生・如す。來入り參來れ。
亦た歌よみて曰はく、

つきねふ。山城女の。木鐺持ち。耕ちし大根。根白の。白腕。纏かすければこそ。知らずとも言はめ。

時に皇后、奏さしめて言さく「陛下、八田皇女を納れて妃と爲たまふ。其の皇女に副へて后たらむ事を欲せず」と。遂に見え奉らず。乃ち車駕・宮に還り給ふ。天皇、於是皇后の大きに忿くむ事を恨みませども、猶ほ戀ひ思はずこと有ま

す。
三十一(癸卯)の春正月、癸丑の朔の丁卯の日(十五)、大兄去來穗別尊(中)を立てて皇太子と爲たまふ。

三十五年(丁未)の夏六月、皇后・磐之媛命、筒城宮に薨せ給ひぬ。

三十七年(己酉)の冬十一月、甲戌の朔の乙酉の日(十二)、皇后を那羅山に葬しまつる。

三十八年(庚戌)の春正月、癸酉の朔の戊寅の日(六)、八田皇女を立てて皇后と爲たまふ。秋七月、天皇、皇后と高臺に居まして避暑たまふ。時に毎夜、兎野より鹿の鳴聞ゆること有り。其の聲、窸亮にして悲し。共に可憐と思す情を起し給ふ。月盡に及びて、以て鹿の鳴聆えすなりぬ。爰に天皇、皇后に謂りて曰はく「是夕に當りて鹿鳴かず。其も何の由ぞ焉」。明日、猪名縣の佐伯部、菟直を獻る。天皇、膳夫に令ちて以て問はしめて曰はく「其の菟直は何物ぞ」。對へて言さく「牡鹿なり」。問ひ給はく「何處の鹿ぞ」。曰はく「兎野の也」。時に天皇、以爲さく、是の菟直は必ず其の鳴きし鹿なり。因て皇后に謂りて曰はく「朕れ比る懷抱あり。鹿の聲を聞きて慰めつ。今、佐伯部が鹿を獲れる日夜、及び山野を推るに、即ち鳴きし鹿に當れり。其人は朕が愛することを知らずして、以て適逢に獲備たりと雖

も、猶ほ已むことを得ずして恨めしと有ふ。故れ佐伯部をば皇居に近づくる事を欲せず」と。乃ち有司に令ちて安藝の淳田に移郷はす。此れ今の淳田佐伯部が祖なり。

俗曰く、昔、一りの人ありて、兎餓に往きて、野中に宿れり。時に二つの鹿、傍に臥せり。將に鶏鳴に及ばむとする頃、に、牡鹿、牝鹿に謂りて曰く、「吾れ今夜夢みらく、白霜多く降りて、我が身を覆ふと見つ。是れ何の祥ならむ焉」。牝鹿答へて曰く、「汝、出行かば、必ず人の爲に射られて死らむ。即ち白鹽を以て其身に塗られむこと、霜の素きが如き應なり」。時に宿れる人、心の裏に異し。未だ味爽に及ばざるに、獵人有りて以て、牡鹿を射て殺しつ。是を以て、時の人の諺に曰く「鳴く牡鹿も相夢の隨に」。

四十年(壬子)の春三月、雌鳥皇女を納れて妃と爲さむと欲して、準別皇子を以て媒と爲たまふ。時に準別皇子、密かに親娶て、久しく復命まをさす。於是、天皇、夫有りと云ふことを知しめさずして、親ら雌鳥皇女の殿に臨ます。時に皇女の爲に、織繰る女人等、歌ひて曰く、

日刺方の。天かな機。雌鳥が。織る金鐘機。準別の。御襲衣がね。

爰に天皇、準別皇子の密かに婚けたることを知しめして恨み給ふ。然れども皇后の言はんことに重り、亦た干支(このかみ)の義を教くして、忍びて罪なはれず、俄くして準別皇子、皇女の膝に枕して以て臥せり。乃ち語りて曰く「鶴と準と孰れか捷き焉」。曰く「準は捷し」。乃ち皇子の曰く「是れ我が先てる所なり」。天皇、是言を聞きしめて更に亦た恨を起し給ふ。時に準別皇子の舍人等、歌ひて曰く、

準は。天に登り。飛び翔り。五十槻が上の。鶴鶴捕らさね。

天皇、是歌を聞きしめて、勃然・大く怒り給ひて曰はく「朕、私の恨を以て、親を失はむ事を欲はず。忍之也。何を

奪ひてか、私事を以て社稷に及ぼさむとすや」と。則ち卑別皇子を殺さむと欲す。時に皇子、雌鳥皇女を率ゐて、伊勢の神宮に納らむとして馳る。於是、天皇、卑別皇子、逃去ぬと聞しめして、即ち吉備の品遅部の雄卿、播磨の佐伯直・阿能能胡を遣して曰はく、「追て速む所に即ち殺せ」。爰に皇后奏して言さく、「雌鳥皇女、寔に重罪に當れり。然れども其の殺さむ日に、皇女の身を露にせむ事を欲りせず」と。乃ち因て雄卿等に勅らく、「皇女の賣たせる足玉・手玉を莫取りそ」。

雄卿等、追ひて菟田に至りて、素珥山に迫る。時に草の中に隠りて、僅に免るゝことを得て、急に走げて山を越ゆ。於是、皇子歌よみて曰く、

梯立の峻峻しき山も。吾妹子と。二人越ゆれば。安席かも。

爰に雄卿等、免れしことを知りて、以て急に伊勢の蔣代野に追及きて殺しつ。時に雄卿等、皇女の玉を探りて、裳の中より得つ。乃ち二はしらの玉の尻を、盧杵河の邊に埋みて復命をす。皇后、雄卿等に問はしめて曰はく、「皇女の玉を見さ乎」。對へて言さく、「見さ」。

是歲、新嘗之月に當りて、宴會日を以て、酒を内外の命婦等に賜ふ。是に近江山君・稚守山の妻と、采女・磐坂媛と二の女の手に良玉を纏きて有り。皇后、其の珠を見たまふ。既に雌鳥皇女の珠に似たり。則ち疑ひ給ひて、有司に命じて、其の玉を所得し由を問はしむ。對へて言さく、「佐伯直・阿能能胡が妻の玉なり」。仍て阿能能胡を推鞠ふ。對へて曰さく、「皇女を誅し、日に探りて取りさ」。即ち阿能能胡を殺さむとす。於是、阿能能胡、乃ち己が私地を獻りて、死ぬる罪を免されむと請す。故れ其の地を納めて死ぬる罪を赦さる。是を以て其の地を號けて玉手と曰ふ。

四十二年(癸丑)の春三月、紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國・郡の壇場を分ちて、具に郷土の出づる所を録さしめ給ふ。是時、百濟の王の族・酒君、无禮し。是に由て紀角宿禰、百濟の王を訶責む。百濟の王、懼まりて、鐵の鎖を以て酒君を縛ひて、龔津彦に附けて進上る。爰に酒君・來て、則ち石川錦織首・許呂斯が家に逃げ匿る。則ち救きて曰く、「天皇、既に臣が罪を赦し給へり。故に汝に寄きて活はむ焉」。久くして天皇、遂に其罪を赦し給ふ。

四十二年(癸丑)の秋九月、庚子の朔の日、依網屯倉・阿弭古、異しき鳥を捕へて天皇に獻りて曰さく、「臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ曾て是鳥の類を得ず。故れ奇しびて之を獻る」と。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく、「是は何の鳥ぞ」。酒君對へて言さく、「此の鳥の類、多に百濟に在り、馴し得ては能く人に從ひ、亦た捷く飛びて諸の鳥を掠む。百濟の俗、此鳥を號けて俱知と曰す」と。(是れ今時の鷹なり)。乃ち酒君に授けて養ひ馴け令む。未だ幾時ならずして馴らすことを得たり。酒君、則ち草の緋を以て其足に著け、小鈴を以て其尾に著けて、腕の上に居て天皇に獻る。是日、百舌鳥野に幸まして遊獵し給ふ。時に雌雉多く起つ。乃ち鷹を放ちて捕ら令め給ふ。忽ちに數十の雉を獲つ。是月に甫めて鷹甘部を定む。故れ時の人、其の鷹を養ひし處を號けて、鷹甘邑と曰ふ。

五十年(壬戌)の春三月、壬辰の朔の内申の日(丑)、河内國の人・奏して曰さく、「茨田の堤に、雁産めり」と。即日、使を遣して視せ令め給ふに、既に實なりと曰す。天皇、於是、歌よみて以て武内宿禰に問ひて曰く、

たまきはる。武内の朝臣。汝こそは。世の遠人。汝こそは。國の長人。秋津島。日本の國に。雁子産と。汝は聞かずや。

武内宿禰、答歌よみて曰さく、

安みしし。我が大君は。宜な諾な。我を問はず哉。秋津洲。日本の國に。雁子産と。我は聞かず。

五十三年(乙丑)新羅より朝貢らす。夏五月、上毛野君の祖・竹葉瀨を遣して、其の關買ことを問は令め給ふ。

是の道路の間に白き鹿を獲つ。乃ち還りて天皇に獻る。更に日を改めて行く。俄くして且た重ねて竹葉瀨が弟・田道造はして、則ち詔して曰はく「若し新羅・距がば、兵を擧げて之を撃て」。仍て精兵を授く。新羅・兵を起して之を距ぐ。爰に新羅の人、日々に戦を挑む。田道造、塞を固めて出でず。時に新羅の軍卒一人、營の外に放たること有り。則ち掠奪へつ。因て消息を問ふ。對へて曰はく「強力者有り。百衛と曰す。輕捷にして猛幹し。毎に軍の右の方の前鋒たり。故に伺ひて左の方を撃ば、則ち敗れなむ」。時に新羅・左を空しくして右に備ふ。於是・田道造、精騎を連ねて其左の方を撃つ。新羅の軍・潰れぬ。因て兵を縱ちて乘みて數百の人を殺し、即ち四邑の人民を虜にして以て歸りぬ。五十五年(丁卯年)、蝦夷・叛けり。田道造遣して撃たしめ給ふ。則ち蝦夷の爲めに所敗て、以て伊寺水門に死りぬ。時に從者ありて、田道造の手纏を取て其の妻に與ふ。乃ち手纏を抱きて縊きて死りぬ。時の人聞きて流涕しふ。是の後に蝦夷また襲ひて人・民を略む。因て以て田道造が墓を掘る。則ち大きな蛇ありて、目を發瞋して墓より出で、以て蝦夷を咋ふ。悉く蛇の毒に被れて多く死亡せぬ。唯だ一り二りの人、免るゝ事を得たるのみ。故、時の人云く「田道造・既に亡きと雖も、遂に讎を報いぬ。何にぞ死人の知ること無からむ耶」と。

五十八年(庚午年)の夏五月、荒陵の松林の南の道に當りて、忽ちに兩の歷木生ひたり。路を狹みて末合へり。冬十月、吳國・高麗國、並びに朝貢する。六十年(壬申年)の冬十月、白鳥の陵守等を差ひて役丁に充つ。時に天皇、役所に臨みます。爰に陵守・目杵、忽ちに白鹿に化りて以て走ぐ。於是・天皇、詔して曰はく「是の陵は本より空し。故れ其の陵守を除めむと欲ひて、甫て役丁に差へり。今是の恠を視るに、甚と懼し。無・陵守を動かすこと」。則ち且た土師連等に授け給ふ。六十二年(甲戌年)の夏五月、遠江の國司、表上りて言さく「大なる樹有りて、大井河より流れて河曲に停りぬ。

其の太さ十圍。本は一にして以て末は兩なり」。時に倭直・吾子龍を遣はして船に造らしめ給ふ。而して南の海より運らして難波津に將來りて、以て御船に充つ。是歲、額田大中彥皇子、鬮鷄に獵し給ふ。時に皇子、山の上より望りて野中を瞻すに、物有り、其形・盧の如し。仍て使者を遣して視せしめ給ふ。還り來て曰はく「窟なり」。因て鬮鷄稻置大山主を喚して問ひて曰く「其の野中に在るは何の窟ぞ」。啓へて曰はく「氷室なり」。皇子の曰く「其の藏むるさま如何に。亦た奚にか用ふ」。曰はく「土を掘ること文餘り、草を以て其上に蓋ひて、致く茅荻を敷きて、氷を取りて以て其上に置く。既に夏の月を経て消えず。其の用ふこと即ち熱月に當りて、水・酒に漬して以て用ふ」と。皇子・則ち其の氷を將來りて御所に獻る。天皇・歡び給ふ。自是以後、季冬に當る毎に、必ず氷を藏めて、春分の始に至りて氷を散つ。

六十五年(乙丑年)、飛騨國に一人有り。宿儺と曰ふ。其の爲人、體壹つにして兩つの面あり。面おのく、相背けり。頂・合ひて項なし。各手足あり。且た膝有りて鬮踵の如しなし。力多くして以て輕捷し。左・右に劍を佩きて、四の手に並びに弓矢を用ふ。是を以て皇命に隨はずして、人・民を掠奪めて樂びと爲す。於是・和珥臣の祖、難波根子武振熊を遣して之を誅さしむ。

六十七年(己卯年)の冬十月、庚辰の朔の甲申の日(五)、河内の石津原に幸まして以て陵地を定め給ふ。丁酉の日(十八)、始めて陵を築く。是日、鹿ありて忽ちに野中より起きて、走りて野中に入りて死に死につ。時に其の忽に死ぬることを異しびて、以て其の瘻を探むるに、即ち百舌鳥・耳より出でて飛去りぬ。因て耳の中を視るに、悉くに咋ひ刺けり。故れ其の處を號けて百舌鳥耳原と曰ふは、其れ是の緣なり。是歲、吉備中國の川嶋河の派に大なる虬ありて、人を苦ま令む。時に路人、其の處に觸りて行けば、必ず其の毒に

被されて以て多く死亡す。於是、笠臣の祖・縣守、人と爲り勇悍くして力強し。派淵に臨みて三つの全、瓠を以て、水に投れて曰く、「汝、屢ば毒を吐きて路、人を苦しめしむ。余、汝、瓠を殺さむ。汝、是の瓠を洗めば、即ち余れ避らむ。不能沈ば乃ち汝の身を斬らむ」。時に虬、鹿に化りて以て瓠を引入る。瓠・沈まず。即ち瓠を擧げて、水に入りて瓠を斬る。更に虬の黨類を求む。乃ち諸の虬の族、淵底の穴に満めり。悉に之を斬る。河の水・血に變りぬ。故れ其の水を號けて縣守淵と曰ふ。此時に當りて妖氣・稍に動きて、叛者・一り二り始めて起る。於是、天皇、夙に興き・夜く寝まして、賦を軽くし、斂を薄くして、以て民・萌を寛かにし、徳を布き、惠を施して、以て困窮を振ひ、死を弔らひ疾を問ひて、以て孤孀を養ひ給ふ。是を以て政令・流行れて天下太平ぎ、二十餘年無事なり矣。

八十七年(一〇五九)の春正月、戊子の朔の癸卯の日(廿九)天皇、崩します。冬十月、癸未の朔の己丑の日(廿)、百舌鳥野の陵に葬しまつる。

日本書紀 卷第十一 終

日本書紀 卷第十二

去來穗別天皇 履中天皇
 瑞齒別天皇 反正天皇

去來穗別天皇 履中天皇

去來穗別天皇は、大鸕鷀天皇(仁德)の太子なり(去來之をば伊弉と云ふ)。母を磐之媛命と曰す。葛城襲津彦の女なり。大鸕鷀天皇の三十一年の春正月、立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年十五。八十七年の春正月、大鸕鷀天皇、崩りましたぬ。

皇太子、諱、間より出でまして、未だ尊位に即ぎ給はざる間に、羽田矢代宿禰が女・黒媛を以て、紀と爲むと欲して、納采こと既に訖りて、住吉仲皇子を遣して、吉日を告さしめ給ふ。時に仲皇子、太子の名を問へて、以て黒媛を好しつ。是夜、仲皇子、手鈴を黒媛が家に忘れて歸れり。明日の夜、太子、仲皇子の自ら好せることを知しめさずして到り、乃ち室に入りて帳を開けて玉床に居ます。時に床の頭に鈴の音あり。太子、異びて黒媛に問ひて曰はく、「何ぞの鈴ぞ」。對へて曰さく、「昨夜、太子の所賣へる鈴には非じか。何にぞ更に妾に問はせ給ふ」と。太子、仲皇子の名を問へて、

以て黒媛を奸したることを自らに知しめして、則ち黙して避りましぬ。
 爰に仲皇子、事有らむことを畏りて、將に太子を殺し奉らむとして、密かに兵を興して太子の宮を圍みつ。時に平群木菟宿禰、物部大前宿禰、漢直の祖・阿知使主、三人太子に啓す。太子・信け給はず(一は云く、太子醉ひて以て起き給はず。故れ三人して太子を扶け奉りて、馬に乗せ奉ら令めて逃ぐ(一は云く、大前宿禰、太子を抱き奉りて馬に乘れり)。仲皇子、太子の在まさぬ事を知らずして、太子の宮を焚く。通夜・火滅えず、太子、河内國の埴生坂に到りまして醒めたり。難波を顧望りて、火の光を見給ひて大きに驚き給ふ。即ち急に馳りて、大坂より倭に向ひ、飛鳥山に至りまして、少女に山口に遇ひ給へり。問ひて曰はく「此山に人有りや」。對へて曰はく「兵を執れる者、多に山の中に滿めり。宜しく當摩徑より廻りかへりて踰え給ふ宜し」。太子、於是以為ほさく、少女の言を聆きて、難波を免るゝことを得つと。則ち歌よみて曰はく、

大坂に。遇ふや少女焉。道問へば。直道には告らず。當摩徑を告る。

則ち更に還り給ひて、當の縣の兵を發して従身らしめて、龍田山より踰え給ふ。時に數十人、兵を執りて追ひ來る者有り。太子、遠く望まはして曰はく「其の來る者は誰人ぞや。何ぞ歩行の急しき。若し賊なふ人乎」。因て山中に隠れて待ち給ふ。近づきぬる則、一人を遣て問は遣めて曰はく「曷人ぞ。且た何處か往く矣」。對へて曰はく「淡路の野島の海人なり。阿曇連・濱子(一云く、阿曇連・黒友)、仲皇子の爲に太子を追は令む」と。於是、伏せる兵を出だして、之を圍みて悉に捕得へつ。是時に當りて倭直・吾子龍、素より仲皇子に好し。預め其の謀を知りて、密に精兵・數百を搜食粟林に聚め、仲皇子の爲に將に太子を拒ぎまつらむとす。時に太子、兵の塞ぐことを知しめさずして、山より出でて行きますこと數里、兵衆・多に塞ぎて、進み行ますことを得ず。乃ち使者を遣て問は遣め

て曰はく「誰人也」。對へて曰はく「倭直・吾子龍なり」。便ち還りて使者に問ひて曰はく「誰が使ぞ焉」。曰はく「皇太子の使なり」。時に吾子龍、其の軍衆・多に在ることを懼りて、乃ち使者に謂りて曰はく「傳に聞はる。皇太子、非常之事・有ますと。將に助け奉らむとして、以て兵を備へて待ち奉る」と云ふ。然れども太子、其の心を疑ひて殺さむと欲す。則ち吾子龍・愕ちて、己が妹・日之媛を獻りて、仍て死罪を赦されむと請す。乃ち免し給ふ。其の倭直等が采女を買はるは、蓋し此時に始まれり。

太子、便ち石上の振神宮に居ます。於是、瑞齒別皇子、太子の所を在りて、尋ねて追詣で給へり。然るに太子、弟の王の心を疑ひて喚れ給はず。時に瑞齒別皇子、諷さ令めて曰はく「僕、黒心なし。唯だ太子の在まざる事を愁へて参赴つらく耳」。爰に太子、傳へて弟王に告さしめて曰はく「我、仲皇子の逆ふに畏りて、獨り避けて此に至れり。何にぞ且た汝をも疑はざらめや。其の仲皇子在りなば、獨り猶ほ我が病と爲らむ。遂に除はむと欲ふ。故れ汝・寔に黒心あらずば、更に難波に還りて仲皇子を殺せ、然して後乃ち見えむ焉」。瑞齒別皇子、太子に啓して曰はく「大人、何にぞ憂へますことの甚だしき。今、仲皇子・無道くして、群臣及び百姓、共に之を惡み怨む。復た其の門下人、皆叛きて賊を爲す。獨り居まして誰と與に議ること無し。臣、其の逆を知ると雖も、未だ太子の命を受はらず。故れ獨り之を慷慨つゝ有らく耳。今既に命を被りぬ(一調・うけ)。豈に仲皇子を殺すに難らめ乎。唯獨り之を懼らくは既に仲皇子を殺すとも、猶ほ且た臣を疑ひ給はむ歟。冀はくは忠直者を見に得て、臣が不欺ことを明さむと欲ふ」と、太子、則ち木菟宿禰を副へて遣はし給ふ。(六行、太子所在を、本に不在に誤る。今之を訂せり。)

爰に瑞齒別皇子・歎きて曰はく「今、太子と仲皇子とは並びに見なり。誰にか從ひ・誰にか乖かむ矣。然れども道無きを亡して道有るに就かば、其れ誰か我を疑はむ」。則ち難波に詣りまして、仲皇子の消息を伺ひ給ふ。仲皇子、太子。

已に逃じたりと思ひて備無し。時に近習る軍人あり。刺領巾と曰ふ。瑞齒別皇子、密かに刺領巾を喚して、之に誂へて曰はく「我が爲に仲皇子を殺せ。吾れ必ず汝に報せむ」と。乃ち錦の衣褌を脱ぎて與へつ。刺領巾、其の誂言を待みて、獨り矛を執りて以て仲皇子の厠に入るを伺ひて刺し殺して、即ち瑞齒別皇子に隸きぬ。於是、木菟宿禰、瑞齒別皇子に啓して曰さく「刺領巾、人の爲に己が君を殺せまつる。其れ我が爲には大なる功ありと雖も、己が君に於て慈なきこと甚だし矣。豈に生くることを得ましや」。乃ち刺領巾を殺しつ。即日、倭に向へり。夜中に石上に臻りて復命まをし給ふ。於是、弟王を喚して以て教く龍み給ふ。仍て村合の屯倉を賜ふ。是日に阿曇連・濱子を捉ふ。

元年(庚子年)の春二月、壬午の朔の日、皇太子、磐余稚櫻宮に即位。夏四月、辛巳の朔の丁酉の日(廿七)、阿曇連・濱子を召して詔して曰く「汝、仲皇子と共に逆を謀りて、將に國家を傾けむとせり。罪・死つみに當れり。然れども大なる恩を垂れて、死を免して、墨刑を科す。即日、黜ましむ。此に因りて時の人、阿曇目と曰ふ。亦た濱子に従へる野嶋の海人等の罪を免して、倭の蔭代屯倉に役ふ。

秋七月、己酉の朔の壬子の日(四)、葦田宿禰が女・黒媛を立てて皇妃と爲たまふ。妃、磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女、(一)に曰く、飯豐皇女を生みます。次妃、幡枝皇女。中磯皇女を生みます。是年、太歳・庚子。

二年(辛丑年)の春正月、丙午の朔の己酉の日(四)、瑞齒別皇子を立て、儲君と爲たまふ。冬十月、磐余に都つくります。是時に當りて、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊宮佛大連、圓大使主(圓、此をば豆夫羅と云ふ)、共に國事を執れり。十一月、磐余池を作る。

三年(壬寅年)の冬十一月、丙寅の朔の辛未の日(四)、天皇、兩枝船を磐余の市磯池に泛べて、皇妃と各分れ乘りて遊宴び給ふ。膳、臣・余磯、酒を獻る。時に櫻の花、御盡に散落れり。天皇、異び給ふ。則ち物部長眞臈連を

召して、詔して曰はく「是の花、非常に來たれり。其も何處の花ぞ矣。汝、自ら求む可し」。於是、長眞臈連、獨り花を尋ねて、披上の室山に獲て獻之。天皇、その希有きことを歡び給ひて、即ち宮の名と爲たまふ。故、磐余稚櫻宮と謂ふは、其れ此の緣なり。是日、長眞臈連の本の姓を改めて稚櫻部造と曰ひ、また膳、臣余磯を就けて稚櫻部臣と曰ふ。

四年(癸卯年)の秋八月、辛卯の朔の戊辰の日(八)、始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せり。冬十月、石上の溝を掘る。

五年(甲辰年)の春三月、戊午の朔の日、筑紫に所居す三神、宮の中に見れて言はく「何にぞ我が民を奪ひ給ふや。吾れ今、汝に誓ひせむ」と。於是、禰のみして祠り給はず。

秋九月、乙酉の朔の壬寅の日(廿八)、天皇、淡路嶋に狩し給ふ。是日、河内の飼部等、駕に従へまつりて、轡に執けり。是より先に、飼部の跡の瘡、皆未だ差えず。時に嶋に居ます伊弉諾神、祝に託りて曰はく「血の臭きに堪へず矣」。因て以てトとふに、兆に云く「飼部等の跡の瘡の氣を惡む」と。故れ是より後、頓絶に以て飼部を跡かずして止む。

癸卯の日(十九)、風の如き聲有りて、大虛に呼びて曰く「銀刀・太子王也」。亦呼びて曰く「鳥往來ふ村田の汝妹は羽狹に葬り立往(汝妹、是をば備邊毛と云ふ)。また曰く「狹名來田蔭津之命、羽狹に葬り立往」。俄にして使者・忽ち來りて曰さく「皇妃、薨せ給ひぬ」と。天皇、大に驚き給ひ、便ち命、駕を歸り給ふ焉。丙午の日(廿二)、淡路より至りましぬ。

冬十月、甲寅の朔の甲子の日(廿二)、皇妃を葬しまつる。既にして天皇、神崇を治め給はずして、皇妃を亡ひし

ことを悔いて、更に其の咎を求め給ふ。或者の曰さく「車持君、筑紫國に行りて、悉に車持部を抜り、兼て充神者を取れり。必ず是の罪ならむ」。天皇、則ち車持君を喚して、以て推問ひ給ふに、事既に實なり焉。因て以て數て曰はく「爾、車持君と雖も、祇に天子の百姓を檢校れり。罪一つ也。既に神祇に分寄てし車持部を、兼て奪ひ取れり。罪二つ也。則ち惡解除・善解除を負せて、長渚崎に出でて祓禊が令む。既にして、詔して曰はく「自今以後、筑紫之車持部を掌ることを得じ。乃ち悉に收めて、以て更に分りて三柱の神に奉る。」

六年(乙巳年)の春正月、癸未の朔の戊子の日(巳)、草香の幡枝皇女(履神女)を立てて皇后と爲たまふ。辛卯の日(九)、始めて藏職を建つ。因て藏部を定む。

二月、癸丑の朔の日、脚魚磯別王の女・太姫郎姫、高鶴郎姫を喚して、後宮に納れて並びに嬪と爲たまふ。於是・二の嬪、恒に歡きて曰く「悲しき哉、吾が兄の王(皇)に、何處か去ましけむ。天皇、其の歎くことを聞しめて、問ひて曰はく「汝、何をか歎息く」。對へて曰さく「妾が兄・鷲住王、爲人・力強くして輕捷。是に由て獨り八尋屋を馳せ越えて遊行き。既に多の日を經れども面言ふことを得ず。故れ歎く耳」と。天皇、其の強力を悦び給ひて、以て喚し給ふに參來す。亦た使を重ねて召せども、猶ほ參來す。恒には住吉の邑に居り。自是以後、廢めて以て求し給はず。是れ讚岐國造、阿波國脚作別、凡て二族の始祖なり。

三月、壬午の朔の丙申の日(十五)、天皇、玉體不愈して水土不調。稚櫻宮に崩ましぬ。時に年七十、冬十月、己酉の朔の壬子の日(四)、百舌鳥耳原の陵に葬りたまふ。

瑞齒別天皇 反正天皇

瑞齒別天皇は、去來穗別天皇(履)の同母の弟なり。去來穗別天皇の二年に立ちて皇太子と爲り給ふ。天皇、初め淡路宮に生れます。生れながらにして齒・一の骨の如し。容姿・美麗し。於是・井あり。瑞井と曰ふ。則ち汲みて太子に洗しまつる。時に多邊の花、落ちて井の中に在り。因て太子の名と爲たまふ。(多邊の花は今いふ虎杖の花なり)。故稱へ申して、多邊比瑞齒別天皇と謂す。六年の春三月、去來穗別天皇、崩ましぬ。

元年(丙午年)春正月、丁丑の朔の戊寅の日(三)、儒君、即天皇位。秋八月、甲辰の朔の己酉の日(六)、大宅臣の祖・木事が女、津野媛を立て、皇夫人と爲たまひて、香火姫皇女、圓皇女を生ましむ。また夫人の弟・弟媛を納れて、財皇女と高部皇子とを生ましむ。

冬十月、河内の丹比に都つくる。是を榮籬宮と謂す。是時に當りて風雨・時に順ひて五の穀成熟り、人民・富饒ひて天下太平なり。是年、太歳・丙午。

五年(庚戌年)の春正月、甲申の朔の丙午の日(廿三)、天皇、正寢に崩り給ふ(時年七十六歳)。

日本書紀 卷第十二 終

日本書紀 卷第十三

雄朝津間稚子宿禰天皇 皇……允恭天皇
穴穗天皇……安康天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇、瑞齒別天皇(臣)の同母の弟なり。天皇、轉嶽より總角に至るまで、仁惠、儉下たまへり。壯となるに及びて、篤く病して、容止不便。五年の春正月に瑞齒別天皇崩りましぬ。
爰に群卿、議りて曰く「方に今、大鸕鷀天皇(臣)の子は、雄朝津間稚子宿禰皇子と、大草香皇子と也。然るに雄朝津間稚子宿禰皇子は、長にして仁孝たまふ」と。即ち吉日を選びて、跪りて天皇の璽を上る。雄朝津間稚子宿禰皇子、謝びて曰はく「我之不天こと。久しく篤き疾に離りて歩行くこと能はず。且つ我、既に病を除めむと欲ひて、獨奏言し奉らずして、密かに身を破りて病を治めしも、猶は差ゆること勿し。是に由りて先皇責めて曰はく、汝、患病すと雖も、縦に身を破れり。不孝。孰れか茲より葺たしからむ矣。其れ長に生けりとも、遂に繼業を得じと、亦た我が兄の二柱の天皇、我を愚なりとして輕みし給ひしこと、群卿、共に知れる所なり。夫れ天

下は大なる器なり。帝の位は鴻業なり。且た民の父母は、斯れ則ち聖賢の職なり。豈に下愚の任ならむ乎。更に賢しき王を選びて宜しく立つべし矣。寡人敢て當らず」と。
群臣、再拜みて曰さく「夫れ帝の位は以て久しく曠しかる可からず。天命は以て譲り距ぐ可からず。今、大王、時を留め、衆に逆ひて、號位を正し給はずば、臣等、恐るらくは百姓の望み絶なむことを。願はくは大王、勞はしと雖も猶ほ即天皇位たまへ」。雄朝津間稚子宿禰皇子の曰はく「宗廟社稷を奉くるは重き事なり。寡人、篤き病して、以て稱ふに足らず」と、猶ほ辭びて聽しめし給はず。於是、群臣、皆固く請して曰さく「臣、伏して計みるに、大王、皇祖の宗廟を奉け給ふに最も宜稱へり。天下の萬民と雖も、皆な以ちて宜しと爲。願はくは大君、聽し給へ」。元年(壬子年)の冬十月、妃、忍坂大中姬命、群臣の憂吟ふに苦しみて、親ら洗水を執りて、皇子の前に進りて、仍りて啓して曰さく「大王、辭び給ひて不即位。位、空しくして既に年月を経ぬ。群臣、百寮、愁へて所爲を知らず。願はくは大王、群の望の從に、強ちに帝の位に即かせ給へ。然れども皇子、聽し給はずして、背き居まして言も宣はず。於是、大中姬命、惶之りて退らむことを知らずして、侍りて四五刻を経つ。此時、季冬の節に當りて、風亦た烈しく寒し。大中姬命の捧げ給へる鏡の水、溢れて腕に凝りぬ。寒さに不堪へずして以て將に死せなむとす。皇子、願まして驚き給ひ、則ち扶け起して謂りて曰はく「嗣の位は重事なり。輒く就くことを得ず。是を以て今まで從はず。然るに今、群臣の請すこと、事理灼然なり。何にぞ遂に謝まむ耶」。爰に大中姬命、仰ぎ歡びて則ち群卿に謂りて曰はく「皇子、將に群臣の請を聽し給はむとす。今、當に天皇の璽符を上る當し」。於是、群臣、大きに喜びて、即日、天皇の璽符を捧げて再拜みて上る焉。皇子の曰はく「群卿、共に天下の爲に寡人を請ふ。寡人、何にぞ敢て遂に辭まむや」。乃ち即帝位。是年、太歳、壬子。

二年(癸丑)の春二月、丙申の朔の己酉の日(十四)、忍坂大中姫命を立て、皇后と爲たまふ。是日、皇后の爲に刑部を定めらる。皇后、木梨輕皇子、名形大娘皇女、境黑彦皇子、穴穗天皇(庚辰)輕大娘皇女、八鈞白彦皇子、大泊瀨稚武天皇(癸卯)但馬橋大娘皇女、酒見皇子を生みませり。

初め皇后、母に隨ひ給ひて家に在まし、とき、獨り苑の中に遊び給ふ。時に園鶏國造、傍徑より行きて、馬に乗りて籠に花みて、皇后に謂ひて嘲りて曰く「能く作圃乎。汝者也(汝者、此をば那鼻苔と云ふ)」。且た曰く「壓乞・戸母、其の蘭一葦焉(壓乞、此をば異提と云ふ。戸母、此をば親自と云ふ)」。皇后、則ち一根の蘭を探りて、馬に乗れる者に與へ給ふ。因て以て問曰はく「何に用むとか。蘭を求む耶」。馬に乗れる者、對へて曰く「山を行き、蟻を撥はむ(蟻此をば摩愚那岐と云ふ)」。時に皇后、意の裏に、馬に乗れる者の辭の禮无きことを結びて、即ち謂りて曰はく「首也余れ忘れし矣」。是後に皇后、登祚之年、馬に乗りて蘭を乞ひし者を見て、昔日の罪を數へて、以て殺さむと欲す。爰に蘭を乞ひし者、賴檢地(三手引合)叩頭て曰さく「臣が罪、實に萬死に當れり。然れども其日に當りては、貴人にまさむと云ふことを知らず」と。於是、皇后、死刑を赦し給ひて、其の姓を貶して稻置と謂へり。

三年(甲寅)の春正月、辛酉の朔の日、使を遣して良醫を新羅に求め給ふ。秋八月、醫、新羅より至れり。則ち天皇の病を治め給ひ。未だ幾時も經ずして、病、已に差えぬ。天皇、歡び給ひて厚く醫に賞して、以て國に歸し給ふ。

四年(乙卯)の秋九月、辛巳の朔の己丑の日(廿四)、詔して曰はく「上古の治りしことは、人民、所を得て、姓名・錯はざりしなり。今朕踐祚しりて、茲に四年矣、上下相争ひて安からず。或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高き氏に詐る。其れ治むるに至らざることは、蓋し是に由て也。朕、不賢と雖も、豈に其の錯てるを正さざらむ乎。群臣、議定めて奏せ」。群臣、皆言さく「陛下、失を擧げ枉れるを正して、氏姓を定め給はゞ、臣等、冒死奉仕らむ」と奏すに、可。

戊申の日(廿八)詔して曰はく「群卿・百寮、及び諸國の造等、皆各言さく、或は帝皇の裔、或は異くて天降れりと、然れども三才・顯らかに分れてより以來、多く萬歳を歴たり。是を以て一の氏蕃息りて萬の姓に爲れり。其實を知り難し。故、諸の姓氏の人等、沐浴・齋戒りて、各々・盟神探湯せよ。則ち味樞丘之辭、戸岬に探湯瓮を坐えて、諸人を引きて赴か令めて曰く「實を得ば則ち全からむ。偽れる者は必ず害(恙)れなむ。(盟神探湯、此をば區訶陀智と云ふ。或は盟を釜に納れて、煮沸かして、手を擧げて湯の盪を探らしめ、或は斧を火色に燒きて、掌に置く)。於是、諸人、各、木縮手繩を着けて、釜に赴きて探湯す。即ち實を得たる者は自からに全けく、實を得ざる者は皆に傷れぬ。是を以て、故に詐れる者は、愕然て、豫め退きて進むこと無し。自是之後、氏・姓おのづから定まり、更に詐る人無し。

五年(丙辰)の秋七月、丙子の朔の己丑の日(十四)、地震る。是より先に、葛城襲津彦の孫、玉田宿禰に命せて、瑞齒別天、皇の殞を主らしむ。則ち地震る夕べに當りて、尾張連・吾襲を遣して、殞宮の消息を察せしむ。時に諸人、悉くに聚ひて聞けたること無し。唯し玉田宿禰、無之。吾襲、奏して曰さく「殞宮の大夫・玉田宿禰、殞の所に非見」。則ち亦た吾襲を葛城に遣はして玉田宿禰を視せ令め給ふ。是日、玉田宿禰、方に男・女を集へて酒宴す焉。吾襲、狀を擧げて、具に玉田宿禰に告す。宿禰、則ち事有らむことを畏りて、馬・一匹を以て吾襲に授けて禮幣と爲す。(吾襲、附びて受けず。木村)乃ち密びに吾襲を遮りて道路に殺しつ。因て以て武内宿禰の墓城に隠れぬ。天皇、聞しめして、玉田宿禰を喚し給ふ。宿禰、疑ひて、甲を襖の中に服て參赴けり。甲の端・衣の中より出でたり。天皇、分明

しく其の状を知しめさむと欲して、乃ち小懇田采女を令て、酒を玉田宿禰に賜はら令たまふ。爰に采女、分明に衣の中に鑑ありと瞻て、具に天皇に奏す。天皇、兵を設け給ひて將に玉田宿禰を殺さむと將す。乃ち密かに逃出て家に匿る。天皇、更に卒を發して玉田家を圍みて、捕へて乃ち誅はしむ。

冬十一月、甲戌の朔の甲申の日(廿二)、瑞齒別天皇を耳原に葬しまつる。

七年(一〇七八)の冬十二月、壬戌の朔の日、(集)群臣(本)新室に遷し給ふ。天皇、親から琴撫き給ふ。皇后、

起ちて儻ひ給ふ。儻ふこと既に終りて禮事を言し給はず。當時の風俗に、宴會に儻ふ者、儻ひ終れば則ち自ら座長に對ひ

て「娘子を奉らむ」と曰ふ。時に天皇、皇后に謂りて曰はく「何にぞ常禮を失へる。皇后、惶まりて、復た起ち

て儻ひ給ふ。儻ひ竟りて「娘子を奉らむ」と言ふ。天皇、即ち皇后に問ひて曰はく「奉る娘子は誰ぞ。姓字を知ら

まく欲ふ」と。皇后、己むことを獲ずして奏して言さく「妾が弟、名は弟姫焉。弟姫、容姿・絶妙れて比無し。其の體

色、衣より徹りて是る。是を以て時人・號けて、衣通郎姫と曰す」と。天皇の志、衣通郎姫に存し給へり。故、

皇后を強ひて、進ら令めむと思せり。皇后、之を知しめして、輒く禮事を言さざりしなり。

爰に天皇、歡喜び給ひて、則ち明日、使者を遣して弟姫を喚し給ふ。時に弟姫、母に隨ひて近江の坂田に在り。弟姫

皇后の情に畏みて參向す。又重ねて七度喚す。猶ほ固く辭びて以て至らず。於是、天皇、悦び給はずして、復た一の

舍人・中臣烏賊津使主に、勅して曰はく「皇后の進れる娘子・弟姫、喚せども來らず。汝自から往りて弟姫を召將て

以て來れ。必ず教く賞せむ矣」。爰に烏賊津使主、命を承りて退り、褌を袖の中に裏みて坂田に到りて、弟姫が

庭中に伏して言さく「天皇、命を以て召す」と。弟姫、對へて曰はく「豈に天皇の命を懼ま弗らむや。唯だ皇后の

志を傷らむことを欲せざる耳。妾、身を亡ふと雖も參赴じ」。時に烏賊津使主、對へて言さく「臣、既に天皇の

命を被しく。必ず召率て來矣。若し將て來ずば、必ず罪せむと宣ひき。故、返りて極刑を被らむよりは、寧ろ庭に

伏して死なまく耳」。仍て七日經るまで庭中に伏せり。飲食を與ふれども食はず。密びに懷の中の褌(ひ)を食ふ。

於是、弟姫・以爲らく「妾、皇后の妹み給はむに因りて、既に天皇の命を拒みぬ。且た君の忠臣を亡はむ。是れ亦

た妾が罪なり」と。則ち烏賊津使主に從ひて來。倭の春日に到りて、櫻井の上に食ふ。弟姫・親ら酒を使主に賜ひて、

其の意を慰む。使主、即日、京に至りて、弟姫を倭直・吾子籠の家に留めて、天皇に復命を奏す。天皇、大に

歡び給ひて、烏賊津使主を美めて教く寵み給ふ焉。然れども皇后の色・平かならず。是を以て宮中に近づけ給はず。

則ち別に殿屋を藤原に構りて居らしむ。大泊瀬天皇(昭)を産らします夕に適りて、天皇、皇始めて藤原の宮に幸す。皇后、

之を聞しめして恨みて曰はく「妾、始めて髮結げしよりして、後宮に陪ること既に多年を経ぬ。甚だしき哉。天皇

也。今、妾、産みて死生相半なり。何の故にか今夕に當りても、必ず藤原に幸す」と。乃ち自ら出でまして、産殿を燒

きて將に死なむと將たまふ。天皇、聞しめして大に驚きて曰はく「朕れ過てり」。因て皇后の意を慰め諭へ給ふ焉。

八年(一〇七九)の春二月、藤原に幸し、密かに衣通郎姫の消息を察たまふ。是の夕べ、衣通郎姫、天皇を懇び奉

りて獨り居り、其の天皇の臨ませるを知らずして歌よみて曰く、

我が夫君が。來べき宵なり。小蟹の。蜘蛛の行爲。今夕驗しも。

天皇、是の歌を聆しめして、則ち感で給ふ情有しまして、歌よみて曰はく、

小車形。錦の紐を。解き放けて。數度は寢ず雖。唯だ一夜耳。

明旦、天皇・井の傍の櫻の華を見給ひて、歌よみて曰はく、

花麗し。櫻の愛。如此愛では。早くは愛です。我が愛づる郎姫

皇后、聞しめして且た大に恨み給ふ。於是、衣通郎姫、奏して言さく「妾、常に王宮に近く居りて、晝夜相續ぎて陛下の威儀を視たてまつらむと欲ふ。然れども皇后は則ち妾が姉なり。妾に因りて以て恒に陛下を恨み奉る。亦た妾が爲に苦まし。是を以て莫はくは王居を離りて遠く居らむと欲ふ。若らば皇后の嫉み給ふ意、少しき息み給はむ歟」と。天皇、則ち更に宮室を河内の茅渟に興造りて、衣通郎姫を居らしむ。此に因りて以て、屢日根野に遊嬉したまふ。九年(庚申年)の春二月、茅渟宮に幸す。秋八月、茅渟宮に幸す。冬十月、茅渟宮に幸す。十年(辛酉年)の春正月、茅渟宮に幸す。於是、皇后、奏して言さく「妾、如毫毛も弟姫を嫉むに非ず。然れども恐るらくは、陛下、屢ば茅渟に幸すること、是れ百姓の苦みならむ事を。仰ぎ願はくは宜しく車駕の數を除し給ふ宜し」。是後は希に幸し有ふ焉。

十一年(壬戌年)の春三月、癸卯の朔の丙午の日(四)、茅渟宮に幸す。衣通郎姫、歌よみて曰さく、
常しへに。君も遇へやも。磯魚捕り。海の濱藻の。寄る時どき焉。

時に天皇、衣通郎姫に謂りて曰はく「是の歌、他人に不可聆(一調)す。皇后聞き給はゞ必ず大に恨み給はむ」。故、時の人、濱藻を就けて、奈能利會毛(尾)と謂ふ。是より先に、衣通郎姫、藤原宮に居りし時、天皇、大伴室屋連に謂して曰はく「朕れ頃る美麗き嬢子を得たり。是れ皇后の同母の弟なり。朕れ心に異に愛しと思ふ。莫はくは其名を後葉に傳へむと欲ふ。奈何に」。室屋連、勅に依て奏すに可されぬ。則ち諸國の造等に科せて、衣通郎女を爲に藤原部を定む。

十四年(乙丑年)の秋九月、癸丑の朔の甲子の日(十二)、天皇、淡路島に獵し給ふ。時に麋鹿、猿、猪、莫々紛々、山・谷に盈ち、森の如くに起ち、蠅の如くに散ぐ。然れども終日に、以て一つの獸だにも獲たまはず。於是、獨止めて以

て更に卜矣。嶋神・崇りて曰はく「獸を得たまざるは、是れ我が心なり。赤石の海の底に眞珠あり。其の珠を得て我を祠り給はゞ、則ち悉くに獸を得給ふべし」と。爰に更に處々の白水郎を集へて、以て赤石の海の底を探か令む。海深くして底に至ること能はず。唯だ一の海人あり、男狹磯と曰ふ。是れ阿波國の長邑の海人なり。諸の海人に勝れて、深く探くことを好くせり。是、腰に繩を繫けて海の底に入りつ。差頃ありて出でて曰く「海の底に大なる鯨ありて、其の處・光れり」と。諸人・皆曰さく「嶋神の所請る珠、殆に是の鯨の腹に在らむ乎」。亦た入りて探く。爰に男狹磯、大鯨を抱きて泛び出でたり。乃ち息絶えて以て浪の上に死りぬ。既にして繩を下して海の底を測るに六十尋あり。則ち鯨を割くに、實に眞珠・腹中に在り。其の大きき桃の實の如し。乃ち嶋神を祠りて獨し給ふ。多に獸を得たり。唯だ男狹磯が海に入りて死しことを悲しびて、則ち墓を作りて厚に葬り給ふ。其の墓、猶ほ今に存れり。

二十三年(甲戌年)の春三月、甲午の朔の庚子の日(七)、木梨輕皇子を立て、太子と爲たまふ。容姿・佳麗し。見る者、自らに感でぬ。同母の妹、輕大娘皇女、亦た麗妙。太子、恒に大娘皇女に合せむと念す。罪有ることを畏れて黙せり。然るに感で給ふ情、既に盛にして殆に將に死至むとす。爰に以爲さく「徒空に死せむことは、罪有りと雖も何でか忍び得まし乎」。遂に竊かに通けつ。乃ち悒悒、懷ふこと少しき息めり。因て以て歌て曰く、
あしびきの。山田を側り。山高み。下樋を走しせ。忍泣に。我が泣く妻。片泣に。我が泣く妻。昨夜こそ。やすく肌觸れ。

二十四年(乙丑年)の夏六月、御膳(の)の羹汁・凝りて氷と作れり。天皇、異しびて其の所由をトへしめ給ふ。卜者の曰さく「内の亂(の)有り。蓋し親親ども・相奸けたる乎」。時に人有りて曰さく「木梨輕太子、同母妹、輕大娘皇女を奸け給へり」と。因て以て推問ふに、辭既に實なり。太子は是れ偏君たり。罪なふことを得ず。則ち輕大娘

皇女を伊豫に流さる。是時に太子・歌之して曰く、

大王を島に放り。船刺り。い還り来むぞ。我が憂ゆめ。言をこそ。疊と言はめ。我が妻をゆめ。また歌之して曰く、

天飛む。輕嬢子。痛泣かば。人知りぬべみ。幡舎の山の。鳩の。下泣に泣く。

四十二年(癸巳年)の春正月、乙亥の朔の戊子の日(十四)、天皇崩ましぬ。時に年若干。是に新羅の王、天皇既に崩りましぬと聞はりて、驚き愁へて、調の船八十艘、及び種々の樂人八十を貢上る。是れ對馬に泊りて大きに哭し、筑紫に到りて亦た大きに哭す。難波に泊りて則ち皆な素服きて、悉に御調を捧げ、且た種々の樂の器を張へ、難波より京に至るまで、或は哭泣ち、或は歌儗して、遂に廣宮に參會ふ。

冬十月、庚午の朔の己卯の日(廿)、天皇を河内の長野原の陵に葬しまつる。

十一月、新羅の弔使等、喪禮・既に闕みて還る。爰に新羅の人、恒に京城の傍の耳成山、故傍山を愛しむ。則ち琴引坂に到りて、顧て曰く「宇泥咩・巴椰。彌々・巴椰。是れ未だ風俗の言語を習はず。故、傍山を訛りて宇泥咩と謂ひ、耳成山を訛りて彌々と謂へる耳。時に倭・飼部、新羅の人に從ひて、是の辭を聞きて疑ひて以爲しく「新羅の人、采女に通けたり」と。乃ち返りて大泊瀬皇子に啓す。皇子、則ち悉く新羅の使者を禁錮へて、推へ問ひ給ふ。新羅の使者、啓して曰く「采女を犯すこと無し。唯だ京の傍の兩つの山を愛でて言し、耳」。則ち虚言(ウツタ)なる事を知して皆な原之ふ。是於・新羅人、大きに恨みて、更に貢上之物の色、及び船の数を減せり。

穴穗天皇 安康天皇

穴穗天皇は、雄朝津間稚子宿禰天皇(孝)の第二子なり。(一云く、第三子也)。母を忍坂大申姫命と曰す。稚淳毛二岐皇子の女なり。四十一年の春正月、稚子宿禰天皇崩ります。冬十月、癸卯の朔、葬禮・畢りぬ。

是時に太子、暴く虐なる行し給ひて、婦女を淫く。國人・誘之り、群臣・從へまつらすして、悉く穴穗皇子に謀きぬ。爰に太子、穴穗皇子を襲はむと欲ほして、密に兵を設け給ふ。穴穗皇子、復た兵を興して將に戦はむとす。故、穴穗の括箭、輕の括箭、始めて此時に起れり。時に太子、群臣の從へ奉らず、百姓の垂き違ふ事を知しめて、乃ち出でて物部大前宿禰の家に匿れ給ふ。穴穗皇子、聞しめて則ち之を圍み給ふ。大前宿禰、門に出でて迎之る。穴穗皇子、歌之して曰はく、

大前・小前宿禰が。堅門蔭。如是立ち寄らね。雨立ち止めむ。

大前宿禰、答歌よみて曰さく、

宮人の。足結の小鈴。落ちにきと。宮人・響動む。里人も勿騒。

乃ち皇子に啓して曰さく「願くは太子を勿・害ひ給ひそ。臣・將に議はむ」。是に由りて太子、自ら大前宿禰の家に死せ給ふ。(一云く、伊豫國に流しまつる)。

十二月、己巳の朔の壬午の日(十四)、穴穗皇子、即天皇位。母皇后を尊びて皇太后と曰ふ。則ち都を石上に遷

さる。是を穴穗宮と謂す。是時に當りて大泊瀬皇子、瑞齒別天、皇の女、等(女の名、諸記に見えず)を聘へむと欲す。是に皇女等、對へて曰さく「君王、恒に暴く強くまします。倏忽に忿怒たまふ則、朝に見えし者は夕べに殺され、夕べに見えし者は朝に殺さる。今、妾等、顔色秀れず、加以、情性り拙し。若し威儀、言語、如毫毛も王の意に似はずは、豈に親み爲はむ乎。是を以て、命を奉たまはること能はず」と。遂に遁れて以て聴けず矣。

元年(甲午年)の春二月、戊辰の朔の日、天皇、大泊瀬皇子の爲に、大草香皇子の妹、幡枝皇女を聘へしめむと欲ほして、則ち坂本臣の祖、根使主を遣して、大草香皇子に請して曰はく「願はくは幡枝皇女を得て、以て大泊瀬皇子に配せむと欲ふ。爰に大草香皇子、對へて言さく「僕、頃る患重病しつ。愈ゆることを得ず。譬へば物を船に積みて、以て潮を待つ者の如し。然れば死なむは天、命なり。何ぞ惜しむに足らむ乎。但だ妹、幡枝皇女の、孤なるを以て、容易かに死なざらく耳。今、陛下、其の醜きことを嫌ひ給はずして、將に芥菜の數に滿ひ給はむとす。是れ甚に大きな恩なり。何でか命辱を辭びまつらむ。故、丹心を呈さむと欲ひて、私、寶、名は押木玉綴(一云く、立綴。又云く、磐木綴)を捧げて所使し給へる。臣、根使主に附けて、取て奉獻る。願はくは物、輕賤と雖も、納めて信契と爲たまへ」と。

是に根使主、押木玉綴を見て、其の麗美しきに感でて、盗みて己が寶と爲むと以爲へり、則ち詐りて天皇に奏して曰さく「大草香皇子は、命を奉りまさす。乃ち臣に謂りて曰はく、其れ同族と雖も、豈に吾が妹を以て妻と爲す事を得まし耶」と。既にして綴を留めて、己が身に入れて獻らず。於是、天皇、根使主の讒言を信け給ひて、則ち大に怒りまして、兵を起して大草香皇子の家を圍みて之を殺しつ。時に難波吉師、日香蚊父子、並びに大草香皇子に仕へまつれり。共に其の君の罪無くして死せ給ひしことを傷みて、則ち父は王の頸を抱き、二の子は、各王の足を執りて、

唱ひて曰く「吾が君、罪無ずして以て死に給ふ。悲しき乎。我ら父子三人、生ませるとき事へまつりて、死ますとき殉ひまつらすば、是れ、臣にあらす矣」と云ひて、即ち自ら、劔て皇子の側に死りぬ。軍衆、悉に流涕す。

爰に大草香皇子の妻、中蒂姫を娶して、宮中に納れ給ひて、因りて妃と爲たまひ、復た遂に幡枝皇女を喚して、大泊瀬皇子に配せ給ふ。是年、太歲・甲午。

二年(乙未)の春正月、癸巳の朔の己酉の日(廿七)、中蒂姫命を立てて皇后と爲たまひ、甚に寵み給ふ。初め中蒂姫命、眉輪王を大草香皇子に生む。乃ち母に依りて以て罪を免るゝことを得て、常に宮中に養されぬ。

三年(丙申)の秋八月、甲申の朔の壬辰の日(九)、天皇、眉輪王の爲に弑せまつられ給ふ。(辭は具に大泊瀬天皇(神)の紀に在り)三年の後に、乃ち菅原伏見の陵に葬めまつる。

日本書紀 卷第十三終

日本書紀 卷第十四

大泊瀬幼武天皇 雄略天皇

大泊瀬幼武天皇は、雄朝津間稚子宿禰天皇(元)の第五子なり。天皇・産れませるとき、神光・殿に満てり。長となりまして伉健くましますこと人に過ぎたり。三年の八月に、穴穗天皇(康)沐浴み給はむと意して、山宮に幸す。遂に樓に登りまして遊目たまふ。因て酒を命じて宴肆めす。爾乃に情盤けて、樂み極まり、間ふるに言談を以てし給ふ。願に皇后に謂らひて曰はく「吾妹、汝は親しく昵ましと雖も、朕、眉輪王を畏る」と。

夫來穗別天皇(康)の女を中蒂姫皇女と曰す。更た長田大娘皇子と名く。大鷦鷯天皇(康)の皇子・大草香皇子。長田皇女を娶して眉輪王を生めり。後に穴穗天皇、根臣の讒申すことを用まして、大草香皇子を殺して、中蒂姫皇女を立て、皇后と爲たまふ。語は穴穗天皇の紀に在り。

眉輪王、幼年くして樓の下に遊戯びりて、悉に所談を聞きつ。既にして穴穗天皇、皇后の膝を枕にして、晝に酔ひて眠臥し給へり。於是、眉輪王、其の熟睡ませるを伺ひて、刺し弑せまつる。

是日、大舍人(姓字を聞せり)驛りて、天皇に言して曰さく「穴穗天皇、眉輪王の爲に弑せられ給ふ」と。天皇、大きに驚き給ひて、即ち兄等を猜み給ひて、甲を被、刀を帯きて、兵を率て自から將と爲り給ひて、八鈞白彦皇子

を通過し給ふ。皇子、其の害らむと欲すことを見て、默坐まして不レ語。天皇、乃ち刀を抜きて斬し給ふ。更た坂合黒彦皇子を通過し給ふ。皇子も亦た害はむとすることを知りて、默坐まして不レ語。天皇の忿怒・彌よ盛なり。乃ち復た、并せて眉輪王を殺さむと欲すが爲に、その所由を案劾し給ふ。眉輪王の曰さく「臣、元より天、立を求ぐにあらず。唯だ父の仇を報いつらく而已」。坂合黒彦皇子、深く疑はるゝことを恐れて、竊かに眉輪王を語らひ、遂に間を得て、出でて圓大臣の宅に逃入り給ふ。天皇、使をばして之を乞はしめ給ふ。大臣、使を以て報まをして曰さく「蓋し聞はる。人臣、事ある時は逃れて王室に入る。未だ吾王にして臥舍(ハツシ)に隠匿るゝを見ず。方に今、坂合黒彦皇子と、眉輪王と、深く臣が心を待みて、臣が舍に來給へり。誰が送り奉るに忍びむや」。是に因りて天皇、皇また益々兵を興して、大臣の宅を圍み給ふ。大臣、庭に立たして脚帯を素ふ。時に大臣の妻、脚帯を帯て來りて、愉快、傷懷して歌ひて曰く、

臣の君は。帛の袴を。七重着し。庭に立たして。脚帯正すも。

大臣、裝束すでに畢りて、軍門に進みて跪拜みて曰さく「臣、戮せらるると雖も、敢て命を聽ること莫けむ。古の人、云へること有り。匹夫の志も奪ふ可きこと難しと言へるは、方に臣に屬れり。伏して願くは大王、臣が女・韓媛と葛城の宅・七區とを奉獻りて、以て罪を贖はむことを請けたまはらむ」。天皇、許し給はずして、火を縱けて宅を燻き給ふ。於是、大臣と黒彦皇子と、眉輪王と、俱に被燻て死りぬ。時に坂合部連・贊宿禰、皇子の屍を抱きて燻死されつ。其の舍人等(名字を聞せり)所焼を收取むるに、遂に骨を擇り難し。一棺に盛れて、新漢・槻本南の丘に合せ葬れり。

冬十月、癸未の朔の日、天皇、穴穗天皇の、曾市邊押磐皇子を以て國を傳へむと欲ほして、遂かに後事を

付囑けしことを恨みて。乃ち人を市邊押磐皇子の許に使はして、陽りて狡獲せむと期り、郊野遊せむと勸めて曰はく、
 『近江の狭々城山君・韓帝曰さく、今、近江の來田綿の蚊屋野に、猪、鹿、多に有り。其の載げたる角、枯樹の末に類
 たり。其の乘へる脚、弱木林の如し、呼吸く氣息、朝霧に似たりと。願はくは皇子と與に、孟冬の作陰之月に、寒風の肅
 殺之晨に、將に郊野に逍遙びて、聊か情を娛しめて以て射射む。市邊押磐皇子、乃ち隨ひて馳獵し給ふ。於是、大泊瀬
 天皇、弓・響ひ、馬を驅せて陽り呼ひて『猪有り』と曰ひて、即ち市邊押磐皇子を射殺し給ひつ。皇子の帳内・佐伯
 部賣輪 (更名は仲子)、屍を抱きて駭け惋ひ、所由を不解。反側び呼號びて、頭・脚に往き還ふ。天皇、尙な誅之。
 是月、御馬皇子、曾より三輪君・身狭と善しきを以て、故れ慮を遣らむと思欲して往きます。不意に道に遯る軍に逢
 ひて、三輪の磐井の側に逆戰ふ。久しからずして捉はれ給ふ。刑さるゝに臨みて、井を指して詛ひて曰く『此の水は百
 姓のみ唯だ飲むことを得む焉。王たる者、獨り飲むこと能はじ』と。
 十一月、王子の朔の甲子の日(十三)、天皇、有司に命せて、壇を泊瀬朝倉に設けて、即天皇位。遂に宮
 を定め、平群臣・眞鳥を以て大臣(總)と爲し、大伴大連・室屋、物部連・目を大連と爲す。

元年(丁酉)の春三月、庚戌の日の朔の壬子の日(三)、草香幡枝皇女 (更名は橘姫) を立て、皇后と爲たまふ。
 是月に三の妃を立て給ふ。元妃、葛城圓の大、臣の女を韓媛と曰す。白髮武廣國押稚日本根子天皇 (尊) と稚足姫
 皇女 (更名は栲幡娘、姫皇女) とを生みませり。是の皇女は、伊勢大神の祠に侍らへり。次に吉備上道臣の女・稚媛
 (一本に云く、吉備窪屋臣の女) 有り。二の男を生みます。長を磐城皇子、少を星川稚宮皇子と曰す (下の文に
 見ゆ)。次に春日和珥臣・深目が女はべり。童女君と曰す。春日大娘皇女 (更名は高橋皇女) を生みませり。童女
 君は、本は是れ采女なり。天皇、一夜與はして娠めり。遂に女子を生めり。天皇、疑ひ給ひて養し給はず、女子、行

歩するに及びて、天皇、大殿に御します。物部目大連・侍ふ焉。女子・庭を過る。目大連、願て群臣に謂りて曰
 く『麗哉・女子、古への人云へること有り。娜麗麗耶、麗麗耶。清庭に除かに歩く者は、誰が女子とか言へる』
 と。天皇の曰はく『何の故に問ふ耶』。目大連、對へて曰さく『臣、女子の行歩くを観るに、容儀、能く天皇に似り
 給はれり』。天皇曰はく『此を見る者、咸言すこと卿が善ふ所の如し、然れども朕れ與はすこと一宵にして、娠みて
 女を産めること、常に殊なり。是に由て疑を生ず』。大連の曰さく『然らば則ち一宵に幾廻か喚し』。天皇曰はく
 『七廻喚しき』。大連の曰さく『此の娘子、清き身意を以て一宵與はし給ふに奉れり。安ぞ輒く疑ひを生し給ひて、他
 の深く有るを嫌ひ給ふや。臣れ聞はる。産腹み易き者は、禱を以て體に觸るゝからに即便ち懷娠むと。況て終宵に與は
 して、而も妄に疑を生し給はむや』。天皇、大連に命して、女子を以て皇女と爲し、母を以て妃と爲たまふ。是
 年・太歲、丁酉。

二年(戊戌)の秋七月、百濟池津媛、天皇の幸さむとするに違きて、石河楯 (舊本に云く、石河股合首の祖・楯) に
 嫁けぬ。天皇、大に怒り給ひて、大伴室屋大連に詔して、來目部を使って、夫婦の四支の木に張りて、假肢の上に置
 きて、火を以て燒死さしむ。

百濟新選に云く、己巳の年、蓋鹵王立つ。天皇、阿禮奴跪を遣して、來りて女郎を索はしむ。百濟、慕尼夫人の女
 適、稚女郎と曰すを莊ひ飾りて、天皇に貢進る。(慕尼夫人の傳書に云、此の雙註、古本に無し。蓋し後人の書入なり。)
 冬十月、辛未の朔の癸酉の日(三)、吉野宮に幸す。丙子の日(六)、御馬瀨に幸して、虞人(三)に命せて、縱に
 獵し給ふ。重嶽に陵り、長奔に赴く。未だ影も移かざるに、什が七つ八つを獮る。獵る毎に大に鳥・獸を獲つ。將に
 盡さむとす。遂に林泉を旋り憩ひ、藪澤に相り羊びて、行夫を息めて車馬を展ふ。群臣に問ひて曰はく『獵場の

樂は、膳夫を使て鮮を割ら使むると、自ら割ると何與ぞ」と。群臣、忽に能く對ふること莫し。於是、天皇大に怒り給ひて、刀を抜きて御者・大津馬飼を斬り給ふ。是日、車駕、吉野宮より至ります。國內の居民、咸に皆な振怖づ。是に由て皇太后と皇后と、聞しめして大に懼れ給ひ、倭采女・日媛を使て、酒を擧げて迎へ進ら使ひ。天皇、采女の面貌端麗しく、形容温雅なるを見をなはして、乃ち和顔悦色たまひて曰はく「朕れ豈に汝が妍映を觀ま欲りせざらむや」と。乃ち相携手て(相携手、一調)、後宮に入りましぬ。皇太后に語りて曰はく「今日の遊獵に、群臣と鮮割りて野の饗せむと欲ひて、群臣に應問ふに、能く對へ有すこと莫し。故、朕れ嘔りつ焉」と。皇太后、斯の詔の情を知しめして、天皇を慰め奉りて曰はく「群臣、陛下の遊獵場に因りて、采人部を置き給はむとして、群臣に降問たまふ事を悟らすして、群臣の默然はべりたる事は、理・且に對へ申すこと難けむ。今、買るも晚からじ。我を以て初むることを爲む。膳臣・長野、能く突箭を作る。願はくは此を以て買らむ。天皇、跪禮びて受け給ひて曰はく「善哉。鄙しき人の云す所に、心を有知る事を貴ぶと云ふは、此之謂か」と。皇太后、天皇の悦び給へるを觀そなはして觀喜盈懷。更に人を買ひ給はむとして曰はく「我が野人・兔田御戸部、眞鋒田高天、此の二人を以て、請ひ奉らくは將に加へ買りて采人部と爲むと將ふ」と。自茲以後、大倭國造・吾子籠宿禰、狹穗子鳥別を、買りて采人部と爲す。臣・連・伴・造、國・造、また隨ひて續に買る。

是月、史部、河上舍人部を置かる。天皇、心を以て師と爲たまふ。誤りて人を殺し給ふこと衆し。天下、誹謗りて言さく「大に悪くまします天皇也」と。唯だ愛寵み給ふ所は、史部の身狭村主・青、檜隈・民使・博德等なり。

三年(己亥)の夏四月、阿閉臣・國見(更名は磯特牛)、袴袴皇女と、湯人廬城部連・武彦とを語ちて曰さく「武彦、皇女を汗しまつりて姪身ま使めたり」と。(湯人、此をば史衛と云ふ)武彦の父・根宮噲、此の流言を聞きて、禍の身に及

ばむことを恐れて、武彦を廬城河に誘へ出し率て、偽きて鸕鷀を使ひ、水に没り捕魚して、其の不意に因りて殺殺しつ。天皇、使者を遣して皇女を案問はしめ給ふ。皇女、對へて言さく「妾は識らず」と。俄にして皇女、神鏡を膺持ちて五十鈴の河上に詣まして、人の不行ぬ所を伺ひて、鏡を埋みて經きて死りぬ。天皇、皇女の不在を疑ひ給ひて、恆く闇夜に東・西に求覓め使め給ふ。乃ち河上に虹の見ゆること蛇の如くにして四・五丈ばかりの者あり。虹の起つ處を掘りて神鏡を獲たり。移行(遠からずして皇女の屍を得つ。割きて觀之るに、腹の中に物有りて水の如し。水の中に石のごときもの有り。根宮噲、斯に由て子の罪を雪むることを得たり。還りて子を殺しつことを悔いて、國見を報い殺して、石上の神宮に逃れ匿れぬ。

四年(庚子)の春二月、天皇、葛城山に射獵し給ふ。忽ちに長人・見れつ。來りて丹谷に望み。面貌容貌、天皇に相似給はれり。天皇、是を神なりと知しめせども、猶ほ故に問ひて曰はく「何處の公ぞ」。長人、對へて曰はく「現人之神ぞ。先づ王の諱を稱れ。然して後に應に答らむ」。天皇、對へて曰はく「朕は是れ幼武尊なり」。長人、次に稱りて曰はく「僕は是れ一事主神なり」。遂に與に盤遊于田、一つ鹿を駈り逐ひて、箭を發つことを相辭りて、轡を並べて馳騁。言詞、恭しく恪みて、蓬仙の若きこと有り。於是、日晩れて、田罷みぬ。神、天皇を待送り奉り給ひて來目川までに至る。是時、百姓・咸な言さく「徳ひ有ます天皇なり」と。

秋八月、辛卯の朔の戊申の日(十八)、吉野宮に行幸し給ふ。庚戌の日(廿)、河上の小野に幸ます。處、人(ハ)に命せて獸を駈らしめ給ひ、躬ら射むと欲して待ち給ふ。時に蛇・疾く飛來りて、天皇の臂を嚼ふ。是に蜻蛉・忽然に飛來て、蛇を嚼ひて將て去ぬ。天皇、厥の心有ることを嘉び給ひて、群臣に詔して曰く「朕が爲に蜻蛉を讀めて歌賦せよ」。群臣、能く敢て賦む者莫し。天皇、乃ち口づから號はして曰はく、

大和の。小牟漏の嶽に。猪鹿伏すと。誰か此の事。大前に奏す。「一本に、「大前に奏す」と云ふに易へたり。」大王は。其を聞かして。玉櫛の。胡牀に立たし。「一本に、「立たし」と云ふを以て、「在し」と云ふに易へたり。」倭文卷の。胡牀に立たし。猪鹿待つと。朕が在せば。眞猪待つと。朕が立たせば。手跡に。蛇。掻き著きつ。其の蛇を蜻蛉・速喰ひ。遣ふ蟲も。大君に奉仕ふ。汝が紀念は置かむ。あきつ島・倭。「一本に、「遣ふ蟲も」と云へるより以下を以て、「斯くの如。名に負はむと。慮見つ。大和の國を。秋津島と曰ふ」と云ふに易へたり。』

因りて蜻蛉を讀めて、此の地を名けて蜻蛉野と爲ふ。五年(辛丑年)の春二月、天皇、葛城山に狩獵し給ふ。靈鳥・忽ちに来れり。其の大き雀の如し。尾・長くして地に曳けり。且つ鳴きつ、「努力努力」と曰ふ。俄にして逐はれし噴猪、草中より暴に出でて人を逐ふ。獨人・樹に緣りて大に懼る。天皇、舍人に。詔して曰はく「猛き獸も、人に逢ひては則ち止む。宜しく逆射而(にせま)、且つ刺しとめよ。」舍人性・懦弱(たじろ)と、樹に緣りて色を失ひて、五情無主(まぼろ)たり。噴猪、直に來りて天皇を噬ひ奉らむとす。天皇、弓を用て刺止めて、脚を擧げて踏み殺しつ。於是・田罷みて、舍人を斬らむと欲たまふ。舍人、刑さるゝに臨みて歌を作みて曰く、

安みし。我が大王の。踏殺し。噴猪の。咆哮き恐怖み。我が逃げ緣りし。荒丘の上の。榛が枝・吾兒鳴。皇后、聞しめし悲し給ひて、感を興して止め給ふ。詔して曰はく「皇后、天皇に與せずして、舍人を顧び給ふは何也。」對へて曰はく「國人・皆な謂ひしく、陛下、安野たまひて獸を好み給ふ。無乃不可乎。今・陛下、噴猪の故を以て舍人を斬し給は、陛下は譬へば豺狼に異なること無けむ」と。天皇、乃ち皇后と與に車に上りて歸らせ給ふ。萬歳(ばんざい)と。呼ぶ。曰はく「樂しき哉。人は皆な禽・獸を獵る。朕は善言を獵得て歸る。」

夏四月、百濟の加須利君(蓋南王也)、池津媛(適・積女郎也)の婚殺されたるを飛に聞きて、籌議りて曰く「昔、女人を買ひて采女と爲り。而るを既に禮無くして我が國の名を失へり。自今以後、女を買ふべからず」と。乃ち其の弟の軍君(瓊支君也)に告げて曰く「汝、宜しく日本に往て、以て天皇に事れ。」軍君、對へて曰はく「上君の命に違ひ奉る可からず。願はくは君の婦を賜はりて、而して後に遺し奉り給へ」と。加須利君、則ち孕める婦を以て、既に軍君に嫁與て曰く「我が孕める婦、既に産月に當れり。若し路に於て産まば、冀はくは一の船に載せて、雖至三何處速かに國に送ら令めよ」と。遂に與に辭れて朝に奉進る。六月丙戌の朔の日、孕婦・果して加須利君の言へる如く、筑紫の各羅島に於て兒を産めり。仍て此の兒を名けて嶋君と曰ふ。於是・軍君、即ち一の船を以て、嶋君を國に送りつ。是を武寧王とす。百濟の人、此島を呼びて主嶋と曰ふ。秋七月、軍君・京に入る。既にして五の子あり。(百濟新撰に云く、辛丑の年、蓋南王、弟の瓊支君を遣て、大倭に向てて天皇に侍へ奉ら遣め、以て先王の好を脩む。)六年(壬寅)の春二月、王子の朔の乙卯の日、天皇、泊瀬小野に遊びます。山野の體勢を觀そなはして、慨然て感を興して、歌よみて曰はく、

隱處の。泊瀬の山は。體勢の。宜しき山。走出の。宜しき山の。隱國の。泊瀬の山は。奇に心妙し。奇に裏妙し。於是、小野を名けて道小野と曰ふ。三月、辛巳の朔の丁亥の日(七日)、天皇、后・妃を使て、親ら桑かは使めて、以て羗事を勤めむと欲し給ふ。爰に螺贏(くわい)也。此をば須我屋と云ふ。)に命せて、國の内の羗を聚めしめ給ふ。是に螺贏、誤りて嬰兒を聚めて天皇に奉獻る。天皇・大に咲ひ給ひて、嬰兒を螺贏に賜ひて曰はく「汝宜しく自ら養せ」と。螺贏、即ち嬰兒を宮牆の下に養ふ。仍て姓を賜ひて、少子部連と爲ふ。夏四月、吳國より使を遣して貢獻る。

七年(二二三)の秋七月、甲戌の朔の丙子の日(三)、天皇、少子部連・螺贏に詔して曰はく「朕、三諸岳の神の形を見まく欲ふ。(或云く、此の山の神を大物代主神と爲ふ。或云く、菟田墨坂の神也。)汝、臂力・人に過ぎたり。自ら行きて捉めて來。螺贏・答へて曰さく「試に往りて捉む。乃ち三諸岳に登りて、大なる蛇を捉取て、天皇に奉示る。天皇・齋戒し給はず。其の雷、虺り虺めき、目精赫々。天皇・畏たまひて、目を蔽ひて見給はずして、殿中に劫入たまひて、岳に放たしめ給ふ。仍て改めて名を賜はりて、雷と爲ふ。

八月、宦者・吉備弓削部虛空、取急て家に歸る。吉備下道臣・前津屋(或本に云く、國造・吉備臣山)、留めて虛空を以て月を經ら使めて、背て京都に上ることを聽さず。天皇、身毛君・丈夫を遣はして召させ給ふ焉。虛空、被召て來て言さく「前津屋、小女を以て天皇の人と爲し、大女を以ては己が人と爲して、競ひて相闘はしめ、幼女の勝つを見れば、即ち刀を抜きて殺す。復た小なる雄鶏を以て、呼びて天皇の雞と爲し、毛を抜き翼を剪り。大なる雄鶏を以ては、呼びて己が雞と爲し、鈴つけし金を距に著けて、競ひて之を闘はしめ、禿(つ)なる雞の勝つを見れば、亦た刀を抜きて殺す」と。天皇、是の語を聞しめして、物部の兵士・三十人を遣して、前津屋、並に族・七十人を誅殺さしむ。

是年、吉備上道臣・田狹、殿の側に侍りて、盛に稚媛を朋友に稱め語りて曰く「天下の麗人は、吾が婦に若くは莫けむ。茂矣に綽矣にして、諸の好(ひ)備はり矣。嗚矣に温矣にして種(く)の相・足へり矣。鉛花弗御、蘭澤無加。曠世にも儔ひ罕ならむ。當時には獨り秀れたる者也」と。天皇、私に耳を傾けて遙かに聽しめして、心に悦ぎ給ふ。便ち自ら稚媛を求ぎて、女御と爲たまはむと欲して、田狹を拜して任那國の司に爲し給ふ。俄くありて天皇、稚媛を幸しつ。(田狹臣、稚媛を娶りて、兄君、弟君を生めり。)

別本に云く、田狹臣が婦の名は毛媛と云ふ。葛城襲津彦が子、玉田宿禰の女なり。天皇、體貌・閑麗しと聞しめして夫を殺して自ら幸焉。

田狹、既に任所に之きて、天皇の其婦を幸しつることを聞きて、援を求むと思欲ひて新羅に入れり。時に新羅、中國に事へまつらす。天皇、田狹臣の子・弟君と、吉備海部直・赤尾とに詔して曰はく「汝、宜しく往きて新羅を討つ宜し」と。於是、西漢才伎・歡因知利、側に在り。乃ち進みて奏して曰さく「奴より巧なる者多に韓國に在り。召して使はせ可へ。天皇、群臣に詔して曰はく「然らば則ち宜しく歡因知利を以て、弟君等に副へて、道を百濟に取る宜し」と。并せて勅書を下ひて、巧者を獻ら令め給ふ。於是、弟君、命を衝はりて、衆を率て行きて百濟に入りて、其國に入りつ。國神、老女に化爲て、忽然に路に逢り。弟君、就きて國の遠・近を訪ふ。老女・報へて言く「復た往くこと一月にして後に到るべし。弟君、自ら路の遠き事を思ひて、伐たずして還る。百濟の所貢る今來才伎を大島の中に集聚て、風候と云ふに託稱て、滝しく留まりて數月、任那の國・司・田狹臣、乃ち弟君が伐たずして還ることを嘉びて、密に人を百濟に使用りて、弟君を戒めて曰く「汝が領項、何の牢綱こと有りてか人を伐つ乎。傳に聞く天皇、吾が婦を幸して遂に兒息有すと。今、恐らくは禍の身に及ばむこと、足を踏て、待つ可し。吾兒汝は百濟に跨據りて、日本に勿使通。吾は任那に據有ちて、亦た日本に通はじ」と。弟君の婦・樟媛、國家の情深く、君臣の義り切(み)なり。忠なること白日に踰え、節こころ青松に冠きたり。斯の謀、叛けむと爲ることを惡みて、密かに其の夫を殺して、室の内に隠し埋めて、乃ち海部直・赤尾と與に、百濟の獻れる手末の才伎を將て大島に在れり。天皇、弟君の不在を聞しめして、日鷹吉士・堅磐と固安錢(堅磐、此をば何陀之波と云ふ)とを遣して、共に復命をさせたまふ。遂に即ち「百濟の所獻る才伎等を令て改文ある。」倭國の吾彌廣津の邑に安置らしむ。而るに病みて死者衆し(廣津、

此をば比盧岐頭と云ふ。是に由て天皇、大伴大連・室屋に詔して、東漢直・掬に命せて、新の漢の陶部・高貴、鞍部・買貴、靈部・因斯羅我、錦部・定安那錦、譯語・卯安那等を以て、上桃原、下桃原、眞神原の三所に遷し居らしむ。

或本に云く、吉備臣、弟君、百濟より還きて、漢の手人部、衣縫部、穴人部を獻る。昔不禮部。八年(甲辰年)の春二月、身狹村主・青、檜隈民使・博徳を遣して、吳國に使はし給ふ。天皇の位に即き給ひしより至于是歲、新羅國・背き廻りて、荷直・入らざること今に八年なり。而れば大く中國の心を懼りて、好を高麗に備む。是に由て高麗王、精兵・百人を遣りて新羅を守らしむ。頃く有りて、高麗の軍士・一人、假を取りて國に歸れり。時に新羅人を以て典馬(典馬、此をば于麻何毗と云ふ)と爲す。而して願かに謂りて曰く「汝の國、吾國の爲めに破られむこと久しからし矣。(一本に云く、汝が國、果に吾土に成らむこと久しからし矣)」と。其の典馬・之を聞きて、陽りて其の腹を思ひて、退きて在後ぬ。遂に國に逃入りて、其の所語を説く。於是、新羅の王、乃ち高麗の僞り守ることを知りて、使を遣て馳せて國人に告げ遣めて曰く「人、家の内に所養ふ鶏の雄者を殺せ」と。國人・意を知りて、盡に國內に所有高麗の人を殺す。惟に遺れる高麗・一人ありて、間に乗りて脱るゝことを得て、其國に逃入りて皆具に之を爲説つ。

高麗の王、即ち軍兵を發して、筑足流の城に屯聚む(或本に云く、都久斯岐城)。遂に歌舞して樂を興す。於是、新羅の王、夜・高麗の軍の四面に歌舞するを聞きて、賊の盡に新羅の地に入ることを知りぬ。乃ち人を任那の王の許に使用して曰く「高麗の王、我國を征伐。此の時に當りて綴れる鹿の若く然り。國の危殆きこと卵を累ぬるに過ぎたり。命の備短、大に計らざる所なり。伏して救を日本府の行軍元帥等に請ひまつる」と。是に由て任那の王、膳臣・斑鳩

(斑鳩、此をば伊柯履餓と云ふ)、吉備臣・小梨、難波吉士・赤目子に勸めて、往きて新羅を救はしむ。膳臣等、いまだ至らずして營し止りぬ。高麗の諸の將、未だ膳臣等と相戦はずして皆怖る。膳臣等、乃ち自ら力めて軍を勞ひ、軍中に令ちて、促かに攻具を爲して、急に進みて攻之、高麗と相守ること十餘日、乃ち夜・險しき所を擊ちて、地道を爲りて悉に輜車を過りて、奇兵を設く。會明に高麗・謂へらく「膳臣等、遁れ爲り」と。軍を悉して來り追ふ。乃ち奇兵を縱ち、歩騎、夾み攻ちて大に之を破りつ。二國の怨、此よりして生れり(言は、二國は高麗・新羅也)。膳臣等、新羅に謂りて曰く「汝、至弱を以ちて、至強に當れり。官軍・救はさらましかば、必ず爲所乘、將に人の地に成りなまし。此の役に殆りて、自今以後、豈背天朝也。(師關本に云、一本、也字無し之。)」

九年(乙巳年)の春二月、甲子の日の朝、凡河内直・香賜と采女とを遣して、胸方神を祠らしめ給ふ(香賜、此をば刺抱夫と云ふ)。香賜、采女と既に壇所に至りて、將に事を言はしむと將るに及びて、其の采女を奸せり。天皇、聞しめして曰はく「神を祠りて、福を祈ること、慎まざる可けむ歟」。乃ち難波日鷹吉士を遣はして、將に誅し給はむとす。時に香賜・即ち逃亡せて在らず。天皇、復た弓削連・豐穗を遣はして、昔く國・縣の内に求む。遂に三嶋郡の藍原に執へて斬りつ焉。

三月、天皇、親ら新羅を伐たむと欲す。神、天皇に戒めて曰はく「勿、往ましそ」と。天皇、是に由て果に行まさず。乃ち紀小弓宿禰、蘇我韓子宿禰、大伴談連(談、此をば筒陀利と云ふ)、小鹿火宿禰等に勅して曰はく「新羅、西土に居りてより、葉を累ねて、臣に稱ひ、朝聘こと違ふこと無く、貢職こと、尤に濟ひき。朕の天下に王たるに違ひて、身を對馬の外に投きて、跡を羅羅の表に竄し、高麗の貢を阻ぎ、百濟の城を吞む。況に待た朝聘こと既に闕しく、貢職も備ること莫し。狼の子の野、心ありて、飽きては飛り、餓えては附く。汝、四、卿を以て、拜し

て大將と爲す。宜しく王師を以て薄伐ちて、天罰を襲み行へ。』
 於是・紀小弓宿禰、大伴室屋大連を使って、天皇に憂へ陳して曰さく『臣、拙なく弱しと雖も、敬みて勅を奉はる矣。但し今・臣が婦、命過りたる際なり。能く臣を視養ふ者莫し。公、冀はくは此事を將て、具に天皇に陳せ。』
 是に大伴室屋大連、具に陳すことを爲す。天皇、聞し召して悲しむ類歎き給ひて、吉備上道の采女・大海を以て、紀小弓宿禰に賜ひて、身に隨へて視養ふことを爲しめ給ひて、遂に推殺して以て遣はす焉。
 紀小弓宿禰等、即ち新羅に入りて、行く傍の郡を屠りたる (行、屠は並に行き並に撃つなり)。新羅の王、夜・官軍の四面に鼓うつ聲を聞きて、盡くに喙の地を得ることを知りて、數百の騎と與に亂ひ走ぐ。是を以て大に敗る。小弓宿禰、追ひて敵の將を陣中(ひんちゆう)に斬りつ。喙の地・悉に定まりぬれど。遺の衆・不下ものあり。小弓宿禰、亦た兵を收めて、大伴談連等と兵を會せ、復た大に振へて、遺の衆と戦ふ。是の夕べ、大伴談連および紀前來目連、皆な力戦ひて死りぬ。談連の從人、同姓の津麻呂、後れて軍の中に入りて其の主を尋覓ひ。從軍不見。出でて問ひて曰く『吾が主・大伴公は何處に在也』。人告げて曰く『汝が主等は、果に敵手の爲に所殺れ給ひき』と云ひて、屍の處を指示しつ。麻呂、之を聞きて踏叱びて曰く『主、既に陥たり。何を用てか獨り全けらむや』と。因て復た敵の中へ赴きて同時に殞命ぬ。頃く有りて遺の衆、自からに退る。官軍・亦た隨ひて却きつ。大將軍・紀小弓宿禰、值病して薨ぬ。
 夏五月、紀大磐宿禰、父既に薨ぬと聞きて、乃ち新羅に向きて、小鹿火宿禰の所掌る兵馬・船官、及び諸の小官どもを專用威命す。於是・小鹿火宿禰、深く大磐宿禰を怨む。乃ち韓子宿禰に詐り告げて曰く『大磐宿禰、僕に謂りて曰く、我れ當に韓子宿禰の所掌る官を執らむこと久しからしと。願はくは固く守れ』。是に由りて韓子宿禰、大磐宿禰と陳

あり。於是・百濟の王、日本の諸將ども少事に縁りて陳ありと聞きて、乃ち人を韓子宿禰等のもとに使はして曰く『國の堺を觀せまつらむと欲ふ。請ふ垂降臨』。是を以て韓子宿禰等、轡を並べて往けり。河に至るに及びて、大磐宿禰、馬に河に飲ふ。是時、韓子宿禰、後よりして大磐宿禰の鞍瓦の後、橋を射る。大磐宿禰、愕然反視て、韓子宿禰を中流に射墮して死しつ。是の三の臣、前より相競ひ、亂を道に行せるに由りて、百濟の王、宮に及ばずして却き還りぬ矣。
 於是・采女大海、小弓宿禰の喪に従ひて日本に到來り。遂に大伴室屋大連に憂へ諮して曰さく『妾、葬めむ所を知らず。願はくは良地を占し給へ』と。大連・即ち爲に奏す。天皇、大連に勅して曰はく『大將軍紀小弓宿禰、龍のごとく躍り、虎のごとく視て、旁く八維を眺り、逆節を掩討ちて四海を折衝け(つく)く、然して則ち身を萬里に勞き、命を三韓に墜しぬ。宜しく哀悼を致して視喪者を宛つ宜し。又汝・大伴卿、紀卿等と同國・近隣の人にして由來こと尙し矣』。於是・大連、勅を奉りて、土師連、小鳥を使って、家墓を田身輪邑に作ら使めて之を葬りぬ。是に由て大海・欣悦びて、自ら默あること能はずして、韓奴・室、兄麻呂、弟麻呂、御倉、小倉、針の六口を以て大連に送りぬ。吉備上道の蚊嶋田邑の家人部これ也。別た小鹿火宿禰、紀小弓宿禰の喪に従ひて來る時に、獨り角國(備前)に留り、倭子連(連は未だ何の姓の人なるかを詳かにせず。韓人)をして八咫鏡を大伴大連に奉ら使めて、祈み請して曰く『僕、紀卿と共に天朝に奉事に堪へず。故、角國に留住らむ事を請ひ奉る』と。是を以て大連、爲に天皇に奏して、角國に留居ら使む。是れ角國等、初て角國に居りて、角臣と名けらるること、此より始まれり。
 秋七月、壬辰の朔の日、河内國より言さく『飛鳥戸縣の人、田邊史・伯孫が女は、古市郡の人、書首・加龍が妻なり。伯孫、女の兒産まはせりと聞きて、往きて聲の家を買ひて、月夜に蓬萊丘の譽田の陵の下を還る(蓬萊、此

をば伊致麻姑と云ふ。赤駿に騎る者に逢へり。其の馬、時に漫略にして龍のごとくに驚び、鞍に背く擡でて、鴻のごとくに驚る。異體・峯・生・殊・相・逸・發。伯孫・就き視て心に欲す。乃ち乗れる所の馳馬に鞭うちて、頭を齊しくして轡を並べつ。爾るに乃ち赤駿、超捕絶於埃塵。驅驚迅於滅沒。是に馳馬、後れて、意足くして復た追ふ可からず。其の駿に乗れる者、伯孫が所欲することを知りて、仍て停りて、馬を換へて相辭りて取別れぬ。伯孫、駿を得て甚だ歡び、驥して厩に入れ、鞍を解して馬に秣かひて眠ぬ。其の明旦、赤駿、變りて土馬に爲れり。伯孫・心に異しびて、還りて譽田の陵に覓むるに、乃ち馳馬の、土馬の間に在るを見て、取て代て、換へし所の土馬を置けり」と。(馳馬一調、また斑青の馬なり。)

十年(丙午年)の秋九月、乙酉の朔の戊子の日(四)、身狹村主・青、吳より所奉る二の鷲を將て筑紫に到る。是の鷲、水間君の犬の爲に所啗て死ねり。別本に云く、是の鷲、筑紫・嶺縣主・泥麻呂の犬の爲に所啗て死ねり。是に由りて水間君・恐怖れ憂へて、自ら默すこと能はず。鴻十隻と、養鳥人とを獻りて、以て罪を贖はむと請す。天皇・許し給ふ焉。冬十月、乙卯の朔の辛酉の日(七)、水間君の所獻る養鳥人等を以て、輕村、磐余村、二所に安置らしむ。

十一年(丁未年)の夏五月、辛亥の日の朔、近江國の栗太郡より言さく、「白鷺鷲、谷上濱に居り」と。因て詔して、川瀬舍人を置かしめ給ふ。秋七月、百濟國より逃げて化來者あり。自ら稱名て貴信と曰ふ。又稱ふ。貴信は吳の國の人也と。磐余吳琴彈の坂手屋形麻呂等、是れ其の後なり。冬十月、鳥官の禽、菟田人の狗の爲に啗はれて死ねり。天皇、嘆りまして、面を擡ぎて鳥養部と爲たまふ。是に信濃國の直丁、武藏國の直丁と侍宿せり。相謂りて曰く、「嗟乎。我國に積み置ける鳥の高さ、小墓に同じ。且、暮に食へども尙ほ其餘あらむ。今、天皇、一の鳥の故に人の

面を擡ぐ。太だ道理無し。惡行之主也」と。天皇、聞しめして、聚め積ま使め給ふ。直丁等、忽ちに備ふること能はず。仍て詔して鳥飼部と爲す。

十二年(戊申年)の夏四月、丙子の朔の己卯の日(四)、身狹村主・青と、槍隈民使・博徳とを出だして吳に使はす。冬十月、癸酉の朔の壬午の日(十)、天皇、木工・爾鷲御田(一本に云く、猪名部御田)に命せて、始めて樓閣を起らしむ。於是、御田、樓に登りて四方に疾走ること、宛も飛行が若し。時に伊勢采女あり、仰ぎて樓の上を觀て彼の疾行くことを推みて、庭に顔仆れて、擊所たる儼を覆しつ。天皇、便ち御田を、其の采女を軒せりと疑ひて、自ら刑さむと念して、物部に付け給ふ。時に秦酒公、侍坐り。琴聲を以て、天皇に悟ら使め奉らむと欲ひて、琴を横たへて彈きて曰く、

神風の。伊勢の野の。榮を。五百世經る懸きて。己が造る迄に。大王に。堅く仕へまつらむと。我が命も。長くもがと。言ひし工匠者はや。可惜・工匠者はや。

於是、天皇、琴聲に悟りまして、其の罪を赦し給ふ。十三年(己酉年)の春三月、狹穗彦の玄孫・齒田根命、竊かに采女・山邊小嶋子を軒せり。天皇、聞しめして、齒田根命を以て、物部目大連に收付けて責讓しめ給ふ。齒田根命、馬八匹、大刀八口を以て罪過を祓除へつ。既にして歌ひて曰く、

山邊の。小島子ゆゑに。人街ふ。馬の八匹は。惜しげくも無し。目大連、聞きて之を奏す。天皇、齒田根命の資財を以て、何香市邊の橋本の土に露に置か使めて、遂に何香の長野邑を以て、物部目大連に賜ふ。

秋八月、播磨國の御井隈の人、文石小麻呂、力有りて心強く、暴く虐なる行す。路中に抄る、切しつゝ、行を通はせめず。又、商客の船を断へて、悉に以て奪ひ取り、兼て國法に違ひて、租賦を輸らず。於是、天皇、春日小野臣・大樹を遣して、敢死士・二百を領て、並に火炬を持ちて、宅を圍みて焼く。時に火炎の中より、白き狗・暴に出でて大樹臣を逐ふ。其の大さ馬の如し。大樹臣、神色・變らずして、刀を抜きて之を斬しつ。即ち文石小麻呂に化爲ぬ。

秋九月、木工・猪名部眞根、石を以て質と爲て、斧を揮りて材を斲る。終日けづれども誤りて刃を傷らす。天皇、其所に造詣まして、恠しびて問ひて曰はく「恒に誤りて石に中てず耶」。眞根答へて曰はく「竟に誤らず矣」。乃ち采女を喚集へて、衣裙を脱ぎて、著積鼻、露なる所にて相撲とら使む。於是、眞根、暫く停めて、仰ぎ見て斲る。覺ほえずして、手の誤に刃を傷りつ。天皇、因て噴讓て曰はく「何處にありし奴ぞ、朕を畏ますして、貞しからぬ心を用て、妄輒しく答ふや」。仍て物部に付けて、野に刑さしむ。爰に同伴巧ありて、眞根を救き惜しびて、歌を作みて曰く、

可惜しき。猪名部の工匠。懸けし墨繩。汝が無ければ。誰か懸けむよ。可惜・墨繩。

天皇、是の歌を聞き召して、反りて悔惜しび給ふことを生して、咽然歎・曰はく「幾に人を失ひつる哉」。乃ち赦使を以て甲斐の黒駒に乗せて、馳せて刑所に詣らしめて、止て赦し給ふ。用て鐵繩を解く。復た歌を作みて曰く、

ぬばたまの。甲斐の黒駒。鞍着せば。命死なまし。甲斐の黒駒。(一本に、「命死なまし」と云ふを換へて、「往及かす有らまし」と云へり。)

十四年(庚戌年)の春正月、丙寅の朔の戊寅の日(十三)、身狭村主・青等、吳國の使と共に、吳の所獻る手末の才伎、漢織、吳織、及び衣縫の兄媛、弟媛等を將て、住吉津に泊る。是月、吳客の道を爲りて、磯齒津の路に通は

して、吳坂と名く。三月、臣・連に命せて、吳使を迎へて、即ち吳人を檜隈野に安置らしむ。因て吳原と名く。衣縫の兄媛を以て大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部と爲す。漢織、吳織、衣縫は、是れ飛鳥衣縫部、伊勢衣縫部が先なり。

夏四月、甲午の朔の日、天皇、吳人に設、饗むと欲して、群臣に歴問ひて曰はく「其の共食者は誰か好けむ」。群臣・僉な曰はく「根使主・可けむ」。天皇、即ち根使主に命せて共食者と爲たまふ。遂に石上の高拔原に於きて吳人に饗賜ふ。時に密びに舍人を遣して装飾を視察しむ。舍人・復命まをして曰はく「根使主の所著し玉纒、大た貴にして最と好はし」。また衆人の云はく「前に使を迎へし時も亦た著せりき」と。於是、天皇、自ら見まく欲して、臣・連に命せて、装せしむること饗せし時の如くにして、殿の前に列へ見給ふ。時に皇后、天を仰ぎて歎歎き、暗き泣ちて傷哀び給ふ。天皇、問ひて曰はく「何由にか泣ち給ふ耶」。皇后、床より避りて對へて曰はく「此の玉纒は、昔、妾が兄・大草香皇子、穴穗天皇の勅を奉りて、妾を陛下に進りし時に、妾が爲に所獻る物なり。故、疑を根使主に致して、不覺に涕垂りて哀泣ちらる矣」と。天皇、聞しめし驚きて、大に怒りて、深く根使主を責め給ふ。根使主・對へて言はく「死罪死罪。實に臣が愆なり」。詔して曰はく「根使主は自今以後、子々孫々・八十聯綿、群臣の列に莫・預らしめず」。乃ち將に斬らむと將たまふ。根使主、逃げ匿れて日根に至りて、稻城を造りて待戦ふ。遂に官軍の爲に殺されぬ。天皇、有司に命せて、子孫を二つに分りて、一分をば大草香部の民と爲て、以て皇后に封し、一分をば茅渟縣主に賜はりて負養者と爲たまふ。即ち難波吉士・日香々の子々孫々を求きて、姓を賜りて大草香部吉士と爲たまふ。(其の日香々等が語は、穴穗天皇(庚)の紀に在り)。事平りて後、小根使主(小根使主は根使臣の子也)夜、臥して人に謂りて曰く「天皇の城は堅からず、我が父の城は堅し」と。天皇、この語を聞きしめて、人を使

て使根主の宅を見せ使め給ふ。實に其言の如し。故、收へて殺之。根使主の後、坂本臣と爲ること、是より始まれり焉。
 十五年(壬午年)秦の民、分散りて、臣・連等、各々欲の隨に馳使らしめて、秦・造に委にす。是に由て秦・造・酒
 公、甚た以て憂へと爲つ、天皇に仕へまつれり。天皇、愛しび龍み給ひて、詔して秦の民を聚めて秦酒公に賜
 ふ。酒公、仍て百八十種の勝部を領率て、庸・調・絹・縷を奉獻りて、朝廷に充て積む。因て姓を賜はりて禹豆
 麻佐と曰ふ。(一云く、禹豆母利麻佐。皆に盈て積める貌なり)。
 十六年(壬子年)の秋七月、詔して「宜しく桑す宜し」と宣ひて、國縣に桑を殖るしむ。また、秦の民を散ち遷して、
 庸・調を獻ら使め給ふ。冬十月、詔して漢部を聚めて、其の伴造者を定め、姓を賜ひて直と曰ふ。(一本に
 云く、漢使主等に姓を賜ひて直と曰ふ)。

十七年(癸丑年)の春三月、丁丑の朔の戊寅の日(三)、土師連等に詔して、應に朝・夕の御膳を盛るべき清
 き器・つくる者を進らしめ給ふ。是に土師連の祖・吾筍、仍て攝津國の來狭々村、山背國の内村、俯見村、伊勢國
 の藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私の民部を進る。名けて數土師部と曰ふ。
 十八年(甲寅年)の秋八月、己亥の朔の戊申の日(十)、物部菟代宿禰、物部目連を遣て、以て伊勢の朝日郎を伐
 た遣む。朝日郎、官軍・至りぬと聞きて、伊賀の青墓に逆戰ふ。自ら能く射ることを矜りて、官軍に謂ひて曰く「朝
 日郎が手に、誰人が當る可きや」と。其の所發つ箭は、二重甲を穿す。官軍、皆懼りつ。菟代宿禰・敢て進撃たす。
 相持ること二日一夜。於是、物部目連、自ら大刀を執りて、筑紫聞物部・大斧手を使て、楯を執ら使めて、軍の中に
 叱びて俱に進む。朝日郎、乃ち遙かに見て、大斧手が楯の二重甲を射穿きつ。并せて身の肉に入ること一寸なり。大斧
 手、楯を以て物部目連を翳す。目連、即ち朝日郎を獲へて斬之。是に由りて菟代宿禰・不克ることを羞愧て、七

日までに復命をさす。天皇、侍臣に問ひて曰はく「菟代宿禰、何ぞ復命せざる。爰に讃岐田邊別と云ふ人あり、
 進みて奏して曰さく「菟代宿禰・怯也。二日一夜の間に朝日郎を不能擒執。而るに物部目連、筑紫聞物部・大斧手
 を率て、朝日郎を獲へ斬しつ矣」。天皇、聞しめして怒りまして、輒ち菟代宿禰の所有る猪名部を奪きて、物部目連
 に賜へり。

十九年(乙卯年)の春三月、丙寅の朔の戊寅の日(十三)、詔して穴穗部を置く。
 二十年(丙辰年)の冬、高麗の王、大に軍を發して、伐ちて百濟を滅ぼす。爰に小許の遺衆ありて、倉下に聚み居り。
 兵糧・既に盡きて憂泣こと甚す深し。於是、高麗の諸將、王に言して曰さく「百濟の心許、非常。臣、毎に之
 を見て、覺えず自ら失ふことあり。恐らくは更た蔓生りなむ歟。謂ふ遂に除はむ」。王の曰く「不可矣。寡人聞く、百濟
 國は、日本國の官家所と爲て、由來こと遠く久矣。また王、天皇に仕へまつること、四隣の共に識る所なり」と。遂に
 止之。

百濟記に云く、蓋南王の乙卯の年の冬、伯の大軍・大城を來り攻むること七日七夜。王の城・陥落て、遂に尉禮國を
 失ひ、王及び太后、王子等、皆な敵手に没はれぬ。
 二十一年(丁巳年)の春三月、天皇、百濟・高麗の爲に破られぬと聞しめして、久麻那利を以て汶洲王に賜はりて、其
 國を救ひ興し給ふ。時の人、皆云く「百濟國、屬・既に亡びて倉下に聚み愛しみぬれ難も、實に天皇の頼によりて、
 更に其國を造せり」と。

汶洲王は、蓋南王の母弟なり。日本書紀に云く、久麻那利を以て末多王に賜ふと。蓋し是れ誤なり。久麻那利は任那
 國の下咄利縣の別の邑なり。

二十二年(丙午年)の春正月、己酉の朔の日、白髮皇子を以て皇太子と爲たまふ。秋七月、丹波國の餘社郡の菅川の人、水江の浦島子、舟に乗りて釣す。遂に大龜を得たり。便ち女に化爲。於是、浦島子、感で、(つぎ)以て婦と爲し。想逐ひて海に入りぬ。蓬萊山に到りて仙。實を歴り觀る。(語は別卷に在り)。

二十三年(己未年)の夏四月、百濟の文斤王、薨ぬ。天皇、昆支王の五の子の中に、第二に當る末多王の幼年くして聰明を以て、勅して内裏に喚し、親ら頭面を撫で、誠勅・慰勸にして、其國に王とし給ふ。仍て兵器を賜ひ、并せて筑紫國の軍士・五百人を遣て、國に衛送ら遣む。是を東城王と爲す。是年、百濟の調賦・常例に益れり。筑紫安致臣、馬飼臣等、船師を率て以て高麗を撃つ。

秋七月、辛丑の朔の日、天皇、寢疾不豫。詔して、賞罰・支度、事の巨なると細きと無く、並に皇太子に付ね給ふ。八月、庚午の朔の丙子の日(七)天皇、疾いよいよ甚し。百寮と辭談たまふ。並に手を握はりて歎歎ぶ。終に大殿に崩ましぬ。

大伴、室屋大連と、東漢、掬直とに遣。詔して曰はく「方今、區宇・一家のごとくして烟火・萬里く、百姓・艾安くして四夷・賓服ふ。此れ又た天意、區夏を寧らかにせむと欲せり。所以に心を小め己を勵まして、日・一日を惜むことは、蓋し百姓を爲ふ故なり。臣、連、伴、造、毎日に朝參し、國司、郡司、郡司、時に隨ひて朝集なはれり。何にぞ心府を鬱竭して、誠勸むること慙慙ならざらむや。義におきては乃ち君・臣なれども、情は父子を兼ねたり。庶しく、臣・連の知力、内外の歡心に籍りて、普天之下を令て、永く安樂に保た令めむと欲ひぬ。謂はざりき遺疾し彌留て、大漸に至らむと云ふ事を、此れ乃ち人生の常分なり。何ぞ言及に足らむ。但だ朝・野の衣冠いまだ鮮かに麗はしきことを得ず。教へ化むること、政・刑の事、猶は未だ善を盡さず。言を擧げて此を念ふに、唯だ以て恨

を留む。今、年・若干を踰えぬ。復た天と稱ふべからず。筋力・精神、一時に勞はり竭きぬ。如此きの事、本より身が爲にするに非ず。止た百姓を安みし養はむと欲ふ。所故に此を致すのみ。人生に、子孫に誰か念を屬けざらむや。既に天下の爲には、事・須らく情を割すべし。今、星川王、心に悖惡を懷きて、行ひ友、手に開けたり。古人・言へる言あり。臣を知んことは君に若くは莫し。子を知んことは父に若くは莫しと。縱使、星川・志を得て、共に家國を治めば、必ず當に戮辱・臣連に過く、酷毒・民庶に流り當む。夫れ惡しき子孫は已に百姓の爲に所憚、好き子孫は堪(ま)大業を負荷に足れり。此れ朕が家の事と雖も、理に於て隱す容からず。大連等は民部・廣く大にして國に充満てり。皇太子は地・上嗣に居れり。仁・孝、著れ聞えたり。以に其の行業、朕が志を成すに堪へたり。是を以て共に天下を治めば、朕、瞑目るとも何をか復た恨とすべき」と。

一本に云く「星川王、腹惡しく心愈きこと天下に著れ聞えたり。不幸して朕が崩なむ後に、當に皇太子を害らむ。汝等は民部・甚多なり。努力・相助けよ。勿・侮慢ら令めそ」。

是時に新羅を征つ將軍・吉備臣尾代、行きて吉備國に至りて家に過れり。後に所率る五百の蝦夷等、天皇・崩りましぬと聞きて、乃ち相謂りて曰く「吾國を領制め給ふ天皇、既に崩りましぬ。時をば失ふ可からず」と。乃ち相聚み結びて、傍の郡を侵し寇なふ。於是、尾代、家より來りて、蝦夷に娑婆の水門に會ひて、合戦ひて射る。蝦夷等、或は俯り或は伏して、能く箭を避脱。終に射る可からず。是を以て尾代、海濱上に空彈弓弦して、射り伏す者・二隊を射死しつ。二疊の箭・既に盡きぬ。即ち船人を喚びて箭を索ひ。船人、恐りて自らに退れぬ。尾代、乃ち立弓執末(一調、弓を立てて)歌ひて曰く、

道に逢ふや。尾代の子。天にこそ。聞えず有らめ。國には聞えてな。

正調日本書紀 卷第十四 (雄略天皇)
 唱ひ訖りて且た數人を斬り、更に追ひて丹波國の浦掛の水門に至りて、盡に之を逼殺しつ。(一本に云く、追ひて浦掛に至りて、人を遣して盡に殺さしめつ。)

日本書紀 卷第十四 終

日本書紀 卷第十五

白髮武廣國押稚日本根子天皇……清寧天皇
 弘計天皇……顯宗天皇
 億計天皇……仁賢天皇

白髮武廣國押稚日本根子天皇 清寧天皇

白髮・武廣國押・稚日本根子天皇は、大泊瀬幼武天皇(明)の第三子なり。母をば葛城韓媛と曰す。天皇、生れましながらに髮白し。長となりて、民を愛み給ふ。大泊瀬天皇、諸の子たちの中に、特に靈に異しと所たまふ。二十有一年に立ちて皇太子と爲ります。二十三年の八月に、大泊瀬天皇崩りました。妃・吉備稚媛、陰かに幼子・星川皇子に謂りて曰く「天下之位登らむと欲らば、先づ大藏之官を取れ」と。長子・磐城皇子、母の夫人の、其の幼子に教ふる語を聞きて曰く「皇太子は是れ我が弟なりと雖も、安にぞ欺くべき。しか爲可からず」。星川皇子、聽かすして、輒ち母の夫人の意の隨に、遂に大藏官を取りて、外門を鏤閉めて式で難に備へ、權勢の自由に官物を費用す。於是・大伴・室屋大連、東・淡・掬直に言ひて曰く「大泊瀬天皇の遺詔、今將に至りなむとす矣。宜しく遺詔に

從ひて、皇太子に奉へまつる宜し」と。乃ち軍士を發して大藏を圍繞み、外より炬ぎ閉めて、火を縱けて燔殺しつ。是時に吉備稚媛、磐城皇子の異父の兄。兄君、城丘前來目(名を關せり)、星川皇子に隨ひて燔殺されぬ焉。惟に河内三野縣主・小根、慄然振拂きて、火を避りて逃れ出でて、草香部吉士・漢彦の脚を抱きて、囚て生ひことを大伴室屋大連に言ふをさ使めて曰く「奴・縣主小根が、星川皇子に事へまつることは信なり。而れども皇太子に背き奉ること有ること無し。乞ふ洪恩を降して、他命を救ひ賜へ」と。漢彦、乃ち具に爲に大伴大連に啓して、刑す類に入れざりき。小根、仍りて漢彦を使て大連に啓さ使めて曰く「大伴大連の我君、大なる慈恩を降して、促短る命・既に續延長て、日色を觀ることを獲たり」と。輒ち難波の來目邑の大井戸の田・十町(廿)を以て大連に送り、また田地を以て漢彦に與へて其の恩に報いつ。

是月に吉備上道臣等、朝に亂れ作れりと聞きて、其の腹に生れませる星川皇子を救はむと思ひて、船師四十艘を率て海に來浮ぶ。既にして燔殺されぬと聞きて、海よりして歸る。天皇、即ち使を遣して、上道臣等を噴讓て、其の所領る山部を奪ぎ給ふ。冬十月、己巳の朔の壬申(四)、大伴室屋大連、臣・連等を率て、璽を皇太子に奉る。元年(庚申)の春正月、戊戌の朔の壬子(十五)、有司に命せて、壇場を磐余粟に設けて、步天皇位。遂に宮を定む。葛城韓媛を尊びて皇太夫人と爲たまふ。大伴室大連を以て大連とし、平群眞鳥大臣をもて大臣と爲たまふこと、並に故の如し。臣・連・伴・造等、各々職位の依に仕へまつる焉。

冬十月、癸巳の朔の辛丑(九)、大泊瀬天皇を丹比の高鷲原の陵に葬しまつる。時に隼人、晝夜・陵の側に哀號ふ。食を與へども喫はず。七日にして死ぬ。有司、墓を陵の北に造りて、禮(わり)を以て之を葬る。是年太歳・庚申。

二年(辛酉)の春二月、天皇、子・無ぬことを恨みて、乃ち大伴室屋大連を諸國に遣はして、白髮部・舍人、白髮部・膳夫、白髮部・親負を置きて、冀くは遺跡を垂れて後に觀せ令めむと宣ふ。

冬十一月、播磨國司・山部連の先祖、伊與來目部・小根、赤石郡の縮見屯倉首・忍海部造・細目が新室に於て、市邊押磐皇子の子・億計(三)、弘計(四)の王を見つ。畏敬兼抱、君と奉爲むと思ひて、養し奉ること甚と謹みて、私を以て供給り、便ち柴宮を起て、權に安置させ奉りて、驛(馬)に乗りて馳せて奏せり。天皇、愕然・驚歎たまひて、良久しく愴み懷して曰はく「懿哉、悦ほしき哉。天、博なる愛を垂れて、賜ふに兩の兒を以てせり」。是の月に小根を使て、節を持ちて、左右の舍人を將て、赤石に至りて迎へ奉ら使め給ふ。語は弘計天皇(三)の紀に在り。

〔附記〕 上文、冬十一月の下に、「依ニ大嘗供奉之料遺給」の私記傍書あり。(季治云、流布本は「遺給」を「遺於」に寫し誤れり。)

三年(壬戌)の春正月、丙辰の朔の日、小根等、億計・弘計の王を奉りて、攝津國に到り、臣・連を使て節を持ちて、王の青蓋車を以て宮中に迎入れ使め給ふ。夏四月、乙酉の朔の辛卯(七)、億計王を以て皇太子と爲、弘計王を以て皇子と爲たまふ。秋七月、飯豐皇女、角刺宮に於て、夫と初めて交し給ふ。人に謂りて曰く「一、女の道を知りぬ。又た安を異なる可けむ」と。遂に男に交ふ事を願し給はず。

九月、壬子の朔の癸丑(三)、臣・連を遣て、風俗(のありかた)を巡省せ使め給ふ。冬十月、壬午の朔の乙酉(四)、詔はく「犬馬器、概は獻上る事を得ず」。十一月、辛亥の朔の戊辰(十八)、臣・連に大廷に變し給ふ。綿・帛を賜ひて、皆其の自ら取ること力の盡して出づるに任す。是月、海表の諸番、並に使を遣して調進する。

四年(癸卯)の春正月、庚戌の朔、丙辰の日(壬)、海表の諸蕃の使者に、朝堂に宴したまふ。物を賜ふこと各差有り。夏、閏五月、大に飢すること五日。秋八月、丁未の朔の癸、丑の日(壬)、天皇、親ら囚徒を録ひ給ふ。是日、蝦夷・隼人、並びに内附ふ。九月、丙子の朔、天皇、射殿に御まして、百寮、及び海表の使者に詔して射させ、物賜ふこと各差あり。
五年(甲子)の春正月、甲戌の朔の己、丑の日(丁)、天皇、宮に崩りましぬ。時に年若干。
冬十一月、庚午の朔の戊、寅の日(癸)、河内坂門原陵に葬しまつる。

弘計天皇 顯宗天皇

弘計天皇(更名は來目稚子)は、大兄去來德別天皇(中)の孫なり。市邊押磐皇子の子にます。母を黃媛と曰す(黃此をば波曳と云ふ)。

譜 第に曰く、市邊押磐皇子、蟻臣の女、黃媛を娶りて、遂に三の男、二の女を生ましむ。其の一を居夏媛と申す。其二を億計王と曰す。更名は嶋稚子、更名は大石尊。其三を弘計王と曰す。更名は來目稚子。其四を飯豐女王と曰す。更名は忍海部女王。其五を橘王と曰す。一本に、飯豐女王を以て、億計王の上に列叙たり。蟻臣は葦田宿禰の子也。

天皇、久しく邊裔に居しまして、悉に百姓の憂へ苦しむことを知しめせり。恆に枉屈かれたるを見そなはして、四

體を邊陲に納るゝが若くおぼす。徳を布き惠を施して、政令・流行はれ、貧を恤み孺を養して、天下・親附きぬ。穴穗天皇(庚)の三年の冬十月、天皇の父、市邊押磐皇子、及び帳内・佐伯部仲子、蚊屋野に於て大泊瀬天皇(庚)の爲に殺され給ひぬ。因て同穴に埋みつ。於是、天皇と億計王と、父の射殺されしことを聞して、恐懼ちて、皆に逃じれ自匿れましつ。帳内・日下部連使主(使主は日下部連の名なり。使主、此をば使主と云ふ。此の無註は後人の書人なりし)其の子、吾田彦と、竊かに天皇と億計王とを奉りて、難を丹波國の余社郡に避れり。使主、遂に名字を改めて田疾來と曰へり。尙ほ誅されし事を恐りて、茲より播磨國の縮見山の石窟に通入りて、自ら經きて死せぬ。天皇、尙ほ使主が之し所を識しめさず、兄の億計王を勸め、播磨國の赤石郡に向まして、俱に字を改めて、丹波小子と曰ひ、縮見屯倉首に就仕へ給ふ(縮見屯倉首は忍海部造細目也。吾田彦、此に至るまで、離れ奉らずして固執ひ臣禮)。

白髮天皇(庚)の二年の冬十一月、播磨國の司・山部連の先祖・伊與來目部小楯、赤石郡に於て、親ら新嘗の供物を辨ひ(一)云く、郡・縣を巡り行きて、田租を收斂む。適ま縮見屯倉首が新室縱賞して、夜を以て晝に繼ぐに會ひぬ。爾乃に天皇、兄の億計王に謂て曰はく「爾を斯に避りて、年・數・紀をねつ。名を顯はして、貴き事を著はさむは、方に今宵に屬れり」。億計王、惘然み歎きて曰はく「其れ自ら擧揚げて害されひと、身を全くして厄を免れひと孰與ぞや」。天皇・曰はく「吾は是れ去來德別天皇の孫なり。而るを困みつゝ人に事へて、牛馬を飼牧、豈に名を顯はして害されむに若かめや」と。遂に億計王と相抱きて、涕泣・自ら禁ること能はず。億計王・曰はく「然らば則ち弟に非ずして、誰か能く大節を激揚して、以て顯著す可けむ乎」。天皇・固辭て曰はく「僕れ不才、豈敢て徳業を宣揚けむや」。億計王・曰はく「弟は英才・賢徳ますこと、爰に以て過る人無し」。是の如く相譲り給へること再三して、果に天皇を以て、自ら稱述ぐる事を許さしめ給ふ。俱に室外に就きて下風に居り給ふ。屯倉首、命せて瀧傍の左・右に居

是て燭を乗さしむ。夜深け酒酣にして、次第に備ひ訖りぬ。屯倉首、小楯に謂りて曰く「僕、此の燭を乗せる者を見るに、人を貴びて己を賤しくし、人を先にして己を後にす。恭み敬ひて節に持き、退き譲りて以て禮を明かにす。君子と謂つ可し」と。是に小楯・絃撫きて、乘燭者に命せて曰く「起ちて備へ」。是に兄弟・相譲り給ふこと久しくして起ちたまはず。小楯・噴めて曰く「何爲れぞ太だ遲き。速かに起ちて備へ」。億計王、起ちて備ひたまふこと既に了りぬ。天皇、次ぎて起たして、自ら衣・帯を整るひて、室壽して曰はく、

築立つる稚室葛根。築立つる柱楹は、此れ家長の御心の鎮なり。取擧ぐる棟梁は、此れ家長の御心の林なり。取置るし椽椽は、此れ家長の御心の齊なり。取置ける葺葺は、此れ家長の御心の平なる也。蘆葺、此をば哀都利と云ふ。取結へる繩葛は、此れ家長の御壽の堅き也。取葺ける草葉は、此れ家長の御富の餘なり。出雲は新整なり。新聖の十握の稻の穂を、淺甕に醸める酒を、美に飲喫ぶる哉や(美飲喫哉、之をば于鹿羅備鳥野羅備屋柯俊也と云ふ)。吾が子等。脚日本此の傍山の、牡鹿の角(牡鹿、此をば左鳴子加と云ふ)擧げて、吾が備はれば、旨酒・餌香市に、直もて買はず。手掌も燦亮に(手掌燦亮、此をば陀那則舉謀那羅羅備と云ふ)柏上げ賜へ、吾が常世等。壽き舉りて、乃ち節に赴せて歌ひて曰はく、

寢席。河添ひ御。水行けば。靡き起き立ち。其の根は失せず。

小楯・謂りて曰く、「可・怜。願くば復た聞かむ」。天皇、遂に殊・備を作ひ給ふ。(殊・備、此をば陀豆々麻比と云ふ。古へ之を立出備と云ふ。立出備の状は、乍起・乍居して備之。)詰びて曰はく「倭は彼々茅原、淺茅原の・弟日・僕これ也」。小楯、是に由りて深く奇異しみて、更に之を唱は使む。天皇、詰びて曰はく「石上・振之神楹、本伐り末・截ひ(伐本截末、此をば讓登岐利須衛於茲波羅比と云ふ)市邊宮に天下治しめし、天萬國萬・押磐尊の御裔の僕これ也」。

小楯、大に驚き、席を離れて、悵然て再拜まつる。承事・供・給りて、屬を率て飲み伏へまつる。是に、悉に郡の民を發して宮を造り、日も經ずして權に安置させ奉りて、乃ち京都に詣でて、二王を迎へむ事を求む。白髮天皇、聞しめし喜び告敷て曰はく「朕に子無し。以て嗣と爲可し」と宣ひて、大臣、大連と策を禁中に定め給ひつ。仍て播磨國・司・來目部小楯を使って、節を持ちて、左右の舍人を將て、赤石に至りて迎へ奉ら使む。

白髮天皇の三年の春正月、天皇、億計王に隨ひて播津國に到り給ふ。臣連を使って節を持ちて、王青蓋車を以て宮中に迎入れ使め給ふ。夏四月、億計王を立て、皇太子と爲、天皇を以て皇子と爲たまふ。

五年(白髮天皇)の春正月、白髮天皇崩りましぬ。是月、皇太子・億計王(聖)と、天皇(聖)と位を譲り給ふこと久しくして不慮(一謂に即か給はざる也)。是に由りて天皇の姉・飯豐青皇女、忍海角刺宮に於して臨朝秉政、自ら忍海飯豐青尊と稱り給ふ。當世に詞・人・歌ひて曰く、

大和べに。見が欲しものは。忍海の。此の高城なる角刺の宮。

冬十一月、飯豐青尊・崩りましぬ。葛城埴口丘の陵に葬しまつる。

十二月、百官・大に會へり。皇子太・億計、天皇之璽を取りて、天皇の座に置きて再拜みて、諸臣の位に従き給ひて曰はく「此の天皇の位は、功有す者、以て處り給ふべし。貴を著して蒙迎れ給ひしは、皆な弟の王の謀なり」と宣ひて、天下を以て天皇に譲り給ふ。天皇、願讓に弟なることを以てし給ひて、敢て位に即かせ給はず。又た白髮天皇、先づ位を兄に傳へむと欲して、皇太子た立て給ひしことを奉けて、前にも後にも固く辭びて曰はく「日月・出でぬるに、而も烟火を息めずば、其の光に於て亦た難しからず乎。時雨(時雨)降るに、而も猶ほ浸灌くことは、其の澤すに於て亦た勞しからず乎。人の弟と爲て貴ぶ所は、兄に奉へて難を逃脱れむ事を謀り、徳を

昭かにし紛を解きて處ること無きもの也。即ち處ること有らむは、弟恭之義に非ず。弘計は處るに忍びざる也。兄・友
 び、弟・恭ふは不易の典也と云ふこと、諸を古・老に聞けり。安にぞ自ら獨り輕みし奉らむ。皇太子、億計の曰はく
 『白髮天皇は、吾が兄なるの故を以て、天下の事を擧げて、先づ我に屬け給ひき。我れ甚た之を羞づ。惟るに大王は
 利通るゝことを道・達せり。之を聞く者、歎息へつ。帝・孫なることを彰・顯せり。之を見る者、隕・涕ぎつ。儼々
 たる指・神、天を戴くの慶を荷へる事を忻び、哀々める黔・首、地を履むの恩に逢へる事を悦ぶ。是を以て克く四維を
 固めて、永に萬葉に隆えしめ、功・造・物に隣りして、清・猷・世に映れり。超・哉・邁・矣。粵に得て稱ること無し。
 是れ兄なりと雖も、豈か先に處らむ乎。功あらずして據るときは、咎・悔・必ず至りなむ。吾れ聞く、天皇は以て久しく
 曠しかる可からず。天命(皇の命)は以て謙拒ぐ可からずと。大王、社稷をもて計とし、百姓を以て心と爲給へ』と。
 發言し給ふこと慷慨みて、流涕に至ります。天皇、於是・終に處りまさぬ事を知しめして、兄の意に逆はじと思して
 乃ち聽ひ給ふ。而れども御坐に即かせ給はず。世、其の能く實を以て譲り給ふことを嘉して曰さく『宜・哉。兄弟・
 怡々ぎて、天下・徳に歸る。親・族を篤るときは、則ち民・仁を興す』と。
 元年(二四五年)の春正月、己巳の朔、大臣・大連等、奏して言さく『皇太子・億計の王、聖の徳・明らかに茂に
 して、天下を讓り奉る。陛下・正しき統にまします。當に鴻・緒を奉けて、郊・廟の主と爲りて、祖宗の無窮き・烈
 を承續ぎて、上は天の心に當り、下は民の望を厭ぎ給へ。而るを踐・祚を肯ひ給はずば、遂に金・銀の蕃國の
 群・僚を令て、遠きも近きも望を失はずと云ふこと莫から令めむ。天命・屬るところ有りて、皇太子・推譲り給ふ。
 聖・徳・彌よ盛にして、福・祚・孔た章かなり。瑞き時より譲り恭ひ・慈び順ふ事に勤め給ふ御心在ます。宜しく
 兄の命を奉けて、大業を承統ぎ給へ』と。制して曰はく『可也』。乃ち公卿、百僚を近飛鳥の八釣宮に召して即

天皇位。百官の陪位者、皆忻々焉。(或本に云く、弘計天皇の宮、二所に有り焉。一の宮は少郊にあり。二の宮は
 池野にあり。又或本に云く、粟栗に宮つくる。)是月、皇后・難波小野女王を立て給ひ、天下に赦たまふ。(難波小野
 女王は、雄朝津間稚子禰天皇(武)の曾孫、磐城王の孫、丘稚子王の女なり。)
 二月、戊戌の朔の壬寅の日(五)、詔して曰はく『先王、多難に遭離て荒郊に殞命り給へり。朕、幼・年に在
 りて、亡逃て自ら匿れぬ。獨て求迎へらるゝに遇ひて、升りて大業に纂けり。廣く御骨を求むれども能く知り奉れる者
 莫し』と。詔ひ畢りて皇太子・億計王と泣ち哭き憤慨みて、自ら勝ふること能はず。是月、春・宿を召聚へて、天皇・
 親ら歴め問ひ給ふ。一の老嫗はべりて進みて曰さく『置目、御骨埋める處を知れり。請ふ以て示せ奉らむ』。(置目は老
 嫗の名也。近江國の狭々城山君の祖、倭俗宿禰の妹なり。)
 於是・天皇、皇太子、億計の王と老嫗婦とを將たまひて、近江國の來田綿の蚊屋野の中に幸して、堀り出だして見たま
 ふに、果して婦の語の如し。穴に臨みて哀び號び給ひ、言・深に更た働ひ給ふ。古より以來・如斯る酷み莫し。仲子
 の尸、御骨に交横りて、能く別く者なし。爰に磐坂皇子の乳母有り。奏して言さく『仲子は上の齒・墮ちたりき。斯を以
 て別く可し』と。是に乳母に由りて、鬪・體を相別くと雖も、竟に四支諸骨を別くこと難し。是に由りて仍ほ蚊屋野の中
 に雙の陵を造り起てつ。相似せて一の如くす。葬の儀・異なること無し。老嫗の置目に詔して、宮の傍の近
 處に居らしめ、優崇・賜・郵ひて、乏少ぬこと無から使め給ふ。是月、詔して曰はく『老嫗、伶傳(さ)羸弱て行歩くに
 不便。宜しく繩を張りて引頼して、其に扶りて出入り宜し。繩の端に鐸を懸けて、羸者を勞ふこと無く、入る
 ときは則ち鳴せ。朕れ汝が是に到れるを知らむ』と。老嫗、詔を奉りて鐸を鳴して進む。天皇、遂に鐸の聲を聞き
 めして、歌よみて曰はく、

淺茅原。丘谷を過ぎ。百傳ふ。鐸 搖ぐもよ。置目 來らしも。

三月の上巳(巳)後苑に幸して曲水の宴きこしめす。夏四月、丁酉の朔の丁未の日(十一)、詔して曰はく「凡そ人主の民を勸むる所以は、惟れ官を授ふ也。國家の人を興す所以は、惟れ功に賞はる也。夫の前の播磨國司・來目部小權(更名は磐楯)、求め迎へて朕を擧げたり。厥の功・茂し焉。志願はしからむ所は、言すに難る勿れ。小權・謝みて曰さく『山官、宿より願ふ所なり』。乃ち山官に拜して、改めて姓を山部連氏と賜ひ、吉備臣を副として、山守部を以て民と爲し、善を褒めて功を顯はし、恩を酬いて厚きに答へ給ひ、寵・愛・殊に絶れまし、かば、富・能く備ふもの莫し。

五月、狹々城山君・韓宿禰、事・皇子押答を謀り殺すに連りぬ。誅さるゝに臨みて、叩頭て言へる詞極めて哀し。天皇、加殺しめ給ふに忍びまさずして、陵・戸に充て、兼て山を守らしめ、籍帳を削除きて、山部連に隸け給ふ。惟に倭俗宿禰、妹・置目が功に因りて、乃ち本姓・狹々城山君の氏を賜ふ。

六月、避暑殿に幸して奏・樂し、群臣を會へて、酒・食を設けたまへり。是年、太歳・乙丑。

二年(丙寅)の春の三月の上巳の日(巳)、御苑に幸して曲水の宴きこしめす。是時、公卿大夫、臣、連、國、造、伴造、たちを盛集て宴し給ふ。群臣、頻りに稱萬歳。秋八月、己未の朔の日、天皇、皇太子・億計の王に謂りて曰はく「吾が父の先王、無罪、而るを大泊瀬天皇、射殺して骨を郊野に棄てつ。今に至るまで未だ報いずして憤り歎くこと懷に盈てり。臥しつゝ泣き、行ゆく號びて、雪の恥を雪めむことを志ふ。吾れ聞く、父の讐は與共に天を戴かず、兄弟の讐は兵を反けず。交遊の讐は國を同じくせずと。夫れ匹夫之子だにも、父母の讐に居りては、苦に寝ね干を枕にして仕へず。國を與共にせず。市朝に遇ふも兵を反けずして便ち闕ふ。況や吾、天子爲ること二年、于今不

酬之矣。願くは其の陵を壞ちて、骨を推きて投げ散けむ。今、此を以て報ゆる、亦た孝にあらす乎。皇太子・億計の王、歎歎て不能答。乃ち諫めて曰はく「不可。大泊瀬天皇は、萬の機を正し統ねて、天下を臨照し給ひき。華・夷、欣び仰ぎまつりし天皇の身なり。吾が父の先王は、是れ天皇の子なりと雖も、逆運(なきま)に遭遇まして天位に登り給はず。此を以て之を觀れば、尊卑、惟れ別なり。而るを忿りて陵墓を壞たば、誰をか人主として以て天之靈に奉へまつらむ。其の毀つ可からざる一なり。また天皇と億計と、會て白髮天皇の厚き寵・殊き恩を蒙らざりせば、豈か寶位に臨まむ。大泊瀬天皇は、白髮天皇の父なり。億計、諸を老賢に聞くに、曰しく、言として酬いざるは無し。徳として報へざるは無し。恩有りて報へざるは俗を敗るの深き者なりと。陛下、國を養めして徳・行・廣く天下に聞ゆ。而るに陵を毀ちて、翻りて華・裔に見せしめば、億計、恐らくは其の以て國に花み民を子ふ可からざらむ事を。其の毀つ可からざる二なり。天皇・曰はく「善哉」と。役を罷め令む。

九月、置目・老困れて、還らむことを乞ひて曰さく「氣力・衰邁へ、老耄れ虚け羸れたり。要假・繩に扶れども進歩くこと能はず。願はくは桑梓に歸りて、以て厥の終を送らむ。天皇・聞しめし愧痛み給ひて、物・千段を賜ひ、逆め岐路を傷み、重ねて期ひ難きことを感び給ふ。乃ち歌を賜ひて曰はく、

置目もよ。近江の置目。明日よりは。み山隠りて。見えずかも在らむ。

冬十月、戊午の朔の癸亥の日(巳)、群臣に宴し給ふ。是時、天下安平にして、民・徭役ふこと無し。歳・比りに登稔て、百姓・殷に富めり。稻・斛に、銀・錢・一文。牛馬、野に被れり。

三年(丁卯)の春二月、丁巳の朔の日、阿閉臣・事代、命を銜けて、出でて任那に使す。是に月神、人に著りて謂りて曰はく「我祖・高皇產靈尊、天地を預ひ鎔造れる功あり。宜く民地を以て奉れ。我は月神なり。若し請の依

に我に獻らば、當に福慶あらむ」と。事代、是に由て京に還りて具に奏す。奉るに歌荒操田を以てす (歌荒操田は山背國葛野郡に在り)。壹伎縣主の先祖・押見宿禰、祠に侍りぬ。三月の上巳(巳)後苑に幸して曲水の宴きこしめす。夏四月、丙辰の朔の庚申の日(日五)、日神、人に著りて、阿閉臣・事代に謂りて曰はく「磐余の田を以て我が祖・高皇產靈尊に獻れ」と。事代、便ち奏す。神の乞の依に、田・十四町を獻る。對馬下縣直、祠に侍りぬ。戊辰の日(日十三)、福草部を置き給ふ。庚辰の日(日廿五)、天皇、八鈞宮に崩りましぬ。

是歲、紀生磐宿禰、任那に跨據りて高麗に交通ひ、將に西のかた三韓に王たらむとし、官府を整へ脩めて、自ら神聖と稱り、任那の佐魯那奇、他甲背等が計を用ひて、百濟の適莫爾解を爾林 (爾林は高麗の地也) に殺し、帶山城を築きて東路を距ぞ守り、糧を運ぶ津を斷ちて、軍を令て飢乏困しま令む。百濟の王、大に怒りて、領軍・古爾解、内頭、莫古解等を遣て、衆を率て、帶山に趣きて攻め遣む。於是、生磐宿禰、軍を進めて逆撃つ。膽氣・益す壯にして向ふ所皆破る。一を以て百に當りつ。俄にして兵盡き力竭きて、事の濟らざるを知りて、任那より歸る。是に由りて百濟國、左魯那奇、他甲背等三百餘人を殺しき。

億計天皇 仁賢天皇

億計天皇は、諱は大脚、(更名は大爲。自餘の諸の天皇に、諱字を言さず。而るを此の天皇に至りて、獨り自ら書せることは、舊本に據れる耳) 字は嶋郎。弘計天皇(皇)の同母の兄なり。幼くして聰穎、才敏くして

識多し。壯にして仁惠、謙恕、温慈ます。穴穗天皇(皇)の崩りますに及びて、難を丹波國の余部郡に避り給ふ。白髮天皇の二年の冬十一月、播磨國司・山部連・小楯、京に詣りて迎を求む。白髮天皇、尋ち小楯を遣て、節を持ちて左右の舍人を將り、赤石に至りて迎へ奉ら遣め給ふ。三年の夏四月、遂に億計天皇を立て、皇太子と爲たまふ (事は弘計天皇の紀に具なり)。五年、白髮天皇崩り給ふ。天皇、天下を以て弘計天皇に譲り給ふ。皇太子と爲り給ふこと故の如し (事は弘計天皇の紀に具なり)。三年(弘計天皇)の夏四月、弘計天皇崩りましぬ。

元年(庚辰年)の春正月、辛巳の朔の乙酉の日(日五)、皇太子、石上の廣高宮に於て即天皇位。(或本に云く、億計天皇の宮、二所あり焉。一の宮は川村にあり。二の宮は縮見の高野にあり。其の殿の柱、今に至るまで未だ朽ちず)。二月、辛亥の朔の壬子の日(日三)、前の妃・春日大娘、皇女を立て、皇后と爲たまふ。(春日大娘、皇女は、大泊瀬天皇(皇)和珥臣深目が女、童女君を娶して所生也(後入)。遂に一の男、六の女を産めり。其の一を高橋大娘、皇女と曰す。其二を朝日皇女と曰す。其三を手白香皇女と曰す。其四を樟氷皇女と曰す。其五を橘皇女と曰す。其六を小泊瀬稚鸕鷀天皇(皇)と曰す。天下を有つに及びて、泊瀬列城に都つくる。其七を眞稚皇女と曰す。(一本に、樟氷皇女を以て第三に列ね、手白香皇女を以て第四に列ね。異なりとす焉) 次に和珥臣・日爪が女・糠君娘、一はしら女を生む。是を春日山田皇女と爲す。(一本に云く、和珥臣日觸が女・大糠娘、一はしらの女を生む。是を山田大娘、皇女、更名は赤見皇女と爲す。八手入文、稍異なりと雖も其實一なり)。十月、丁未の朔の己酉の日(日三)、弘計天皇を傍岳の磐杯丘の陵に葬しまつる。是歲、太歲・戊辰。

二年(己巳年)の秋九月、難波小野皇后、宿に不敬りし事に恐りて、自ら死りましぬ。(一)云く、弘計天皇の時に、皇

太子億計の王、宴に侍りまして、瓜を取りて將に喫ひ給はむとするに、刀子無し。弘計天皇、親ら刀子を執りて、其の夫人・小野に命せて、傳へて進らる。夫人、前に就きて立ちながら刀子を瓜盤に置けり。是日、更た酒を酌みて立ちながら皇太子を喚べり。斯の敬なかりしに縁りて、誅はれむことを恐りて自ら死りぬ。

三年(庚午年)の春二月、己巳の日の朝、石上部舍人を置く。

四年(辛未年)の夏五月、的臣・蚊嶋、穗登君(竟、此をば倍と云ふ)罪あり。皆な獄に下して死しぬ。

五年(壬申年)の春二月、丁亥の朝の辛卯の日(日五)、普く國郡に散れ亡げたる佐伯部を求め、佐伯部仲子の後を以て、佐伯、造と爲たまふ。(佐伯部仲子が事、弘計天皇紀に見ゆ。)

六年(癸酉年)の秋九月、己酉の朝の壬子の日(日四)、日鷹吉士を遣て、高麗に便して巧手者を召さ遣め給ふ。是秋、日鷹吉士、使に遣はされし後、女人ありて、難波御津に居りて哭きて曰く、於レ母亦兄。於レ我亦兄。弱草の吾夫何伶矣。

【於母亦兄。於吾亦兄。此をば於基尼慕是・阿例尼慕是と云ふ。吾夫何伶矣、此をば阿我圖摩播耶と云ふ。(以下後人説)弱草と言ふ謂は、古は弱草を以て夫婦に喩ふ。故に弱草を以て夫と爲ふ。哭く聲・甚だ哀しくして、人を令て腸を断た令む。菱城邑の人・鹿父【鹿父は人名也。俗父を呼びて柯曾と爲ふ。(是亦後人也)】聞きて向けて曰く「何ぞ哭くことの哀しく、若此・甚だしき乎」。女人答へて曰く「秋葱の轉雙納を思惟ふ可し矣」。鹿父が曰く「諾なり。即ち言ふ所を知れり矣」。同伴者あり、其の意を悟らずして問ひて曰く「何を以てか知れるや」。答へて曰く「難波王作部脚魚女、(脚魚女、此をば浮儂謎と云ふ)韓白水郎味(韓白水郎味、此をば柯羅摩能波陀該と云ふ。味は麥を作る田なり。)に嫁ぎて哭女を生めり。哭女(哭女、此をば儂俱謎と云ふ)住道の人・山寸に嫁ぎて飽田女を生めり。韓白水郎味と其の女・哭女とは、會に俱に死りぬ。住道の人・山寸、上に玉作部脚魚女を好して飽寸を生み、飽寸、飽田女を嫁れり。是に飽寸、日鷹吉士に從がひて高麗に發向けり。是れに由りて其の妻、飽田女、徇徠れ願戀ひ、失緒傷心して哭聲・尤切くして、人を令て腸を断たしむ」と。

王作部脚魚女と、韓白水郎味と夫婦に爲りて哭女を生む。住道の人・山寸、哭女を娶りて飽田女を生めり。山寸の妻(女)の父、韓白水郎味と其子・哭女とは、會に俱に死りぬ。住道の人・山寸、上に妻(女)の母・玉作部脚魚女を好して飽寸を生む。飽寸、飽田女を娶る。(以上は本文の傳と異なる)

或本に云く。玉作部脚魚女、前夫・韓泉味に共て哭女を生む。更に後夫・住道の人・山寸に共て飽寸を生めり。則ち哭女と飽寸とは、異父の兄弟なるが故に、哭女の女・飽田女・飽寸を呼びて「母にも兄」と曰へる也。哭女、山寸に嫁ぎて飽田女を生めり。山寸また脚魚女に淫けて飽寸を生む。則ち飽田女と飽寸とは、異母の兄弟なるが故に、飽田女夫と飽寸を呼びて「吾にも兄」と曰へる也。古は兄・弟・長・幼を言はず、女は男を以て兄と稱ひ、男は女を以て妹と稱へる故に「於レ母亦兄。於レ吾亦兄」と云へる耳。

是歳・日鷹吉士、高麗より還りて、工匠・須流枳、奴流枳(名)等を獻る。今、大倭國の山邊郡の額田邑の執皮高麗は、是れ其の後なり。

七年(甲戌年)の春正月、丁未の朔の己酉の日(日三)、小泊瀬稚鷦鷯尊を立て、皇太子と爲たまふ。

八年(乙亥年)の冬十月、百姓・言さく「脱文」。是時に國中に事無く、吏・其の官に稱ひ、海内・仁に歸き、民其の業に安みす。是歳、五穀・登衍にして、蠶桑・善く收まり、遠近・清平きて、戸口、滋す殖焉。(通釋に云く、「百姓言」の下、脱文あるべし。)

十一年(戊寅年)の秋八月、庚戌の朔の丁巳の日(日八)、天皇、正寢に崩り給ふ。冬十月、己酉の朔の癸

正調日本書紀 卷第十五 (仁賢天皇)

二二三

日本書紀 卷第十五終

日本書紀 卷第十六

小泊瀬稚鷯鵄天皇 武烈天皇

小泊瀬稚鷯鵄天皇は、億計天皇の太子なり。母を春日大娘の皇后と曰す。億計天皇の七年に立ちて皇太子と爲り給ふ。長となりて、刑へ理ることを好み、法令に分明し。日晏つまで坐し、朝めし、幽枉たること必ず達し知看す。獄を斷ること情を得たまふ。また頻りに諸悪を造たまひて、一善を脩め給はず。凡て諸の酷刑(あらさまつりごと)を親ら覽そなはさすと云ふこと無し。國內の居人、咸に皆な震ひ怖る。十一年の八月、億計天皇崩ります。大臣・平群眞鳥臣、専らに國政を擅にして、日本に王たらむと欲ふ。陽りて太子の爲に營官了て、即ち自ら居む。國事に驅り慢づりて、臣の節無し。是に太子、物部鹿鹿火大連の女・影媛を聘さむと思欲して、媒人を遣して影媛が宅に向まして會ふことを期らしめ給ふ。影媛、會に眞鳥大臣の男・鮪に奸けぬ(鮪、此をば茲寐と云ふ)。太子の所期たまふに違ふことを恐りて、報まをして曰さく「妾、望はくは海柘榴市の巷に待ち奉らむ」と。是に因て太子、期りし處に往まさむと欲ほして、近に待まつる舍人を遣て、平群大臣の宅に就きて、太子の命を奉て官馬を求索め遣む。大臣、戲言に陽り進みて曰く、「官馬は誰が爲に飼ひ養はむ。隨命而巳」と云ひて、久に進らす。太子、恨に懷ひて、忍びて顔に發し給はず。果に期りし所に之きて、歌場の業に立たして(歌場、此をば宇

多我岐と云ふ。影媛が袖を執へて、鷹鷲はり従容ほる。俄くにして鮪臣來りて、太子と影媛との間を排(は)して立ちぬ。是に由て太子、影媛が袖を放ちて、移り廻向き、前み立たして、直に鮪に當りて歌よみて曰はく、

潮瀬の。波折を見れば。遊び來る。鮪が鮪手に。妻立てり見ゆ。(一本に、「潮瀬」と云へるを以て「漢」と云ふに易へたり。)

鮪、答歌よみて曰く、

臣の子の。耶陸耶智羅智枳。許せとや太子。

太子、歌よみて曰はく、

大太刀を。垂れ佩き立ちて。抜かずとも。末果しても。逢はむとぞ思ふ。

鮪臣、答歌よみて曰く、

太子の。八重の組垣。圍かめども。備保阿摩之彌耳。圍かぬ組垣。

太子、歌よみて曰はく、

臣の子の。八節の柴垣。地底鳴動み。地震が揺り來ば。破れし柴垣。(一本に「八節の柴垣」と云へるを以て「耶陸耶智羅智枳」と云ふに易へたり。)

太子、影媛に歌を贈りて曰はく、

琴頭に。來居る影媛。玉ならば。我が欲る玉の。鮪眞珠。

鮪臣、影媛が爲めに答歌して曰く、

太子の。御帯の倭文縷。結び垂れ。誰佳人も。あひ思はなくに。

太子、雨めて會き鮪が影媛を得たりしことを知りぬ。悉に父子の敬無き狀を覺りて、赫然して大に怒りて、此の夜・運かに大伴金村連の宅に向して、兵を會へて計策り給ふ。大伴連、數千の兵を將りて遂に傲へて、鮪臣を乃樂山に戮しつ。(一本に云く、鮪、影媛が舎に宿る。即夜戮さる。是時に影媛、戮さるゝ處に逐ひ行りて、其の戮し己へつるを見て、驚き惶ぢ失所して、悲しびの涙・目に盈てり。遂に歌作みて曰く、

石上。布留を過ぎて。鷹枕。高橋過ぎ。物多に。大宅過ぎ。春日の。春日を過ぎ。手端隠る。小佐保を過ぎ。玉筥には。飯・副へ盛り。玉盤に。水・副へ盛りて。泣き沾ち行くも。影媛あはれ。

是に影媛、收埋こと既に畢りぬ。家に還らむとするに臨みて、悲哽びて曰く「苦哉。今日・我が愛しき夫を失なひつること」。即便ち瀟涕ち愴み、心に離れて歌よみて曰く、

あをによし。奈良の谷に。獸如物。水漬く邊隠り。水瀧ぐ。鮪の稚子を。食りつな猪子。

冬十一月、戊寅の朔の戊子の日(十二)大伴金村連、太子に謂りて曰さく「眞鳥の賊を撃ち給ふべし。請はらく討之」。太子曰はく「天下、將に亂れなむとす也。世に希れたる雄に非ずしては濟ふこと能はじ。能く之を安みせむ者は其れ連に在らむ乎」。即ち與に謀を定む。於是・大伴連、兵を卒て自ら將として、大臣の宅を圍くみ、火を縱ちて之を燒く。搦く所・雲の如くに靡けり。眞鳥の大臣、事の濟らざるを恨み、身の免れ難きことを知りて、計・窮まり、望・絶えて、廣く鹽を指して詛ふ。遂に殺戮さるゝこと、其の子・弟さへに及べり。詛ふ時に、唯だ角鹿の海鹽を忘れて、以て詛ふことを爲はざりしかば、是に由て角鹿の鹽は、天皇の所食とす。餘海の鹽は天皇の爲に所忌也。

十二月、大伴金村連、賊を平げ定むること畢りて、政を太子に反しまつりて、尊號を上らむと請して曰さく、

「今、億計天皇の子は唯だ陛下のみ有ます。億兆の歸り依る。曾て與二つ無し。また皇天、翼戴に頼りまして凶黨を淨除ひぬ。英れたる略、難しき斷は、以て天つ威・天つ祿を盛りにせり。日本には必ず主まします。日本に主と有さむには、陛下に非ずして誰ぞ。伏して願はくは、陛下・仰ぎて靈祇に答し給ひ、弘く景なる命を宣べて日本に光宅まし、鑑に銀、瘡を受け給へ」。於是、太子、有司に命せて、壇場を泊瀨列城に設けて、陟天皇位、遂に都を定め給ふ焉。是日、大伴・金村連を以て大連と爲たまふ。

元年(乙丑)の春三月、丁丑の朔の戊寅の日(三)、春日娘子を立て、皇后と爲たまふ。(未だ娘子の父、詳かならず。)是年、太歳・己卯。

二年(庚辰)の秋九月、孕める婦の腹を割きて、其の胎を觀たまふ。(胎の調は移開本に據れり。同書一調、子の狀とあり。江家古點また同じ。私記には、腹内、また腹籠とも調めり。)

三年(辛巳)の冬十月、人の指甲を解きて署預(いほつ)を掘らしむ。十一月、大伴・室屋大連に詔して、信濃國の男丁を發して、城を水派邑に作り給ふ。仍て城上と曰す。是月、百濟の意多郎・卒せぬ。高田丘上に葬る。

四年(壬午)の夏四月、人の頭の髪を抜きて、樹の巔に昇らしめ、樹本を斬倒して、昇れる者を落し死して快と爲たまふ。是歲、百濟の末多王、無道くして百姓を暴虐ふ。國人、遂に除て、嶋王を立つ。是を武寧王とす。

百濟新撰に云く「末多王・無道くして百姓を暴虐ふ。國人、共に除つ。武寧王立ちぬ。諱は斯麻王、是れ混支王の子なり。則ち末多王の異母の兄なり。混支王、倭に向づる時、筑紫島に至りて斯麻王・生まれぬ。島より還し送りて京に至らず。島に産れし故に因て名づく焉。今、各羅の海中に主島あり。王の所産し島なるが故に、百濟人・名けて主島と爲ふ」と。今按ふるに島王は是れ蓋鹵王の子なり。末多王は是れ混支王の子なり。此を異母の兄と曰ふこと、未

だ詳かならず。

五年(癸未)の夏六月、人を使って塘城に伏せ入れ使めて、外に流れ出づるを、三刃の鉞を持て刺殺すことを快と爲給ふ。

六年(甲申)の秋九月、乙巳の日の朔、詔して曰はく、「國を傳ふる機は、子を立つるを貴しとす。朕に繼嗣なし。何を以てか名を傳へむ。且に天皇の舊例に依りて、小泊瀨舍人を置きて代號と爲て、萬歳に忘れ難からしめむ」。冬十月、百濟國、麻那君を遣して調進る。天皇・以爲さく「百濟・年を歴て貢職を脩らず」と。留めて放しつかはさず。

七年(乙酉)の春二月、人を使って樹に昇らしめ、弓を以て射墜して啖ぎ給ふ。夏四月、百濟の王、斯我君を遣して調を進り、別に表を上りて曰さく「前に進れる調使・麻那は、百濟國の主の骨族に非ず。故、謹みて斯我を遣して朝に奉らしむ」と。遂に子有り、法師君と曰ふ。是れ倭君の祖なり。

八年(丙戌)の春三月、女をして裸形にして、平板の上に坐る、馬を牽きて前に就して遊牝せしめ、女の不淨を觀て、汚濕へる者は殺し、濕はざる者をば浚めて官婢と爲て、此を以て樂と爲たまふ。是時に及びて池を穿り苑を起りて、以て禽・獸を盈て、田獵を好み、狗を走らかし、馬を試ぶ。出入ること時ならず。大風ふき甚雨ふるにも避けず。衣・澀かにして百姓の寒ゆることを忽にし、食・美しくして天下の飢うることを忘れ、大に侏儒の倡優を進めて爛熳しき樂を爲し、奇しく偉ある戲を設けて、靡々之聲を繼にし、日夜・常に宮人と酒に沈溺れて、錦・繡を以て席とし、衣するに綾・紵を以てする者衆し。冬十二月、壬辰の朔の己亥の日(八)、天皇、列城宮に崩ります。

日本書紀 卷第十六 終

日本書紀 卷第十七

男大迹天皇 繼體天皇

男大迹天皇(更名は彦太尊)は、景田天皇(神)の五世の孫、彦主人王の子なり。母を振媛と曰す。振媛は活目天皇(神)の七世の孫なり。天皇の父のみこと、振媛が顔容・姝妙しくして、甚と顔色く有すことを聞しめして、近江國の高嶋郡の三尾の別業より使を遣して、三國の坂中井(中、此をば那と云ふ)に聘ひて、納れて以て妃と爲たまふ。遂に天皇を産みませり。天皇、幼年くして父、王薨りましぬ。振媛・歎きて曰く「妾、今遠く桑梓を離れり。安ぞ能く膝養しまつることを得む」と。仍て高向に歸寧りて、天皇を養し奉る。天皇、壯大にして士を愛み賢を禮ひ給ひて、意・節如にまします。天皇、年五十五歳のとき、八年の冬十二月の己亥の日(八)、小泊瀬天皇(神)崩りましぬ。元より男・女無ずして繼嗣絶えぬ可し。壬子の日(廿一)、大伴金村大連・議りて曰く「方今・絶えて繼嗣無ず。天下、何所にか心を繫がむ。古より今に至る迄、禍・斯に由て起る。今、足仲彦天皇(神)の五世の孫・俊彦王、丹波國の桑田郡に在します。請ふ、試に兵仗を設けて乘輿を夾み衛りて、就きて迎へ奉り、立て人主と爲しまつらむ」。大臣、大連等、一に皆な隨ひて、迎へ奉らむとすること計の如くす。是に俊彦王、遙かに迎へ兵を望りて、懼然て色を失ひぬ。仍て山壑より遁はとばしりて、詣にけむ所を知らず。

元年(丁未)の春正月、辛酉の朔の甲子の日(四)、大伴金村大連・更た誓議りて曰く、「男大迹王、性・慈仁ありて孝・順ひます。天、緒を承け給ひつ可し。冀はくば恩惠に勸進めまつりて、帝業を紹隆まさしめむ」。物部鹿火大連、許勢男人大臣等、僉曰く「妙しく簡び奉るに、枝孫の賢者は唯だ男大迹王なり矣」。丙寅の日(六)、臣・連等を遣して節を持たしめて、以て法駕を備へて三國に迎へ奉る。夾み衛る兵仗、容儀を肅しく整へ、警蹕前驅て、奄然にして至る。男大迹天皇、晏然に自若く胡床に踞坐し、陪臣を齊へ列ねて、既に帝の坐すが如し。節を持てる使等、是に由りて敬憚まりて、心を傾け命を委せて、忠・誠を盡さむことを冀へり。然るに天皇、意の裏に尙ほ疑ひまして久しくして就かせ給はず。河内馬飼首・荒龍、適ま之を知りて、密に使を奉遣して、具に大臣・大連等が迎へ奉る所以の本意を述しまつりつ。留まり給ふこと二日三夜にして、遂に發まし給ふ。乃ち明然而敢て曰はく「蓋哉、馬飼首、汝・若し使を遣して、來り告すこと無からましかば、殆どに天下に取嗤れなまし。世の云はゆる、貴・賤を論ふ勿れ。但だ其の心を重みすべしと言へるは、蓋し荒龍が謂乎」と。踐・祚しろしめすに及至りて、厚く荒龍に寵待を加へ給へり。甲申の日(二十)、天皇・樟葉宮に行至たまふ。

二月、辛卯の朔の甲午の日(四)、大伴金村大連、乃ち跪きて、天子の鏡・劔の璽符(四、調、璽符の)を上りて再拜み奉つる。男大迹天皇、謝びて曰はく、「民を子として國を治むることは重事なり。寡人・不才。以て稱ふに足らず。願請らくは慮を廻らして賢者を選べ。寡人・敢て當らじ」。大伴大連、地に伏して固く請ひまつる。男大迹天皇、西の方に向ひて譲りますこと三、南の方に向ひて譲りますこと再し給ふ。大伴大連等、皆な曰さく「臣伏して計るに、大王、民を子ひ國を治め給ふに最も稱ひ宜せり。臣等、宗廟社稷の爲に計ること、敢て忽ならず。幸に衆の願に藉りて、乞ふ聽納るゝことを垂れ給へ」。男大迹天皇、曰はく「大臣・大連・將相・諸臣、咸な寡人を推

すとならば、寡人・敢て乖かし。乃ち璽符を受け給ふ。是の日、即天皇位。大伴金村大連を以て大連と爲し、許勢男大臣を大臣と爲し、物部鹿鹿火大連を大連と爲たまふこと、並に故の如し。是を以て大臣・大連等、各々職位の依にす焉。庚子の日(吐)、大伴大連・奏請して曰さく「臣れ聞はる、前王の世を幸め給ふこと、維城の固に非れば、以て其の乾坤を鎮むること無し。掖庭の親に非れば、以て其の跣夢を繼ぐこと無し。是の故に白髮天皇・嗣無かりしかば、臣が祖父・大伴室屋を遣て、州毎に三種の白髮部を安置(三種と言ふは、一には白髮部舍人、二つには白髮部供膳、三には白髮部親負なり)。以て後世の名を留め遣め給ふ。嗟夫、愴まざる可けむや。請はくは手白香皇女を立て、納れて皇后と爲たまひ、神祇伯等を遣て、神・祇を敬ひ祭りて、天皇の息を求し給へ。尤に是れ民の望なり。天皇・曰はく「可矣」。

三月、庚申の朔の日、詔して曰はく「天神・地祇に、主・乏しかる可からず。宇宙には君・無かる可からず。天・黎庶を生みて、樹つるに元首を以ちてし、助け養ふことを司ら使めて性命を全から令む。大連、朕が息無きことを憂へて誠・款を披き、國家を以て世々忠を盡す。豈唯た朕が日のみならむや。宜しく禮・儀を備へて、手白香皇女を迎へ奉る宜し」と。甲子の日(吐)、皇后・手白香皇女を立て、脩教于内。遂に一はしらの男を生みませり。是を天國排廣庭天皇(統)と爲す。(開、此をば波羅企と云ふ)是れ嫡子なり。而れども年幼くまじ、かば、二はしらの兄たち治めして後、天下を有めまじき。(二人はしらの兄は、廣國排武金日尊(開)と武小廣國押盾尊(統)なり。下文に見ゆ。)

戊辰の日(吐)、詔して曰はく、「朕れ聞く、土・年に當りて耕さざる可らば、則ち天下、或は其の飢を受けむ矣。女、年に當りて續まざる可らば、則ち天下、或は其の寒を受けむ矣と。故、帝王・躬ら耕りて農業を勸め、后妃・親ら蠶して桑序を勉め給ふ。況や厥の百寮より萬族に暨るまで、農・績ことを廢棄て、殷富に至らむ乎。有司、普く天下に告げて、朕が懷を識ら令めよ」。

癸酉の日(吐)、八柱の妃を納れ給ふ。(八柱の妃を納れ給ふこと、先後有りとは雖も、此に癸酉の日に納れ給ふと曰へるは、天位即しめすに據りて、良日を占へ擇び、初めて後宮を拜めて文を爲れり。他も皆此に效へ。元の妃は尾張連・草香が女を目子媛と曰す。(更名は色部)二はしらの子を生みます。皆に天下を有し給へり。其の一を勾大兄皇子と曰す。是を廣國排武金日尊(開)とす。其の二を檜隈高田皇子と曰す。是を武小廣國排盾尊(統)とす。次の妃三尾角折君の妹を稚子媛と曰す。大郎皇子と、出雲皇女とを生む。次に坂田大踏王の女を廣媛と曰す。三柱の女を生む。長(統)を神前皇女と曰し、仲を美田皇女と曰し、少(統)を馬來田皇女と曰す。次に息長眞手王の女を麻績皇子と曰す。荳角皇女(荳角、此をば波佐媛と云ふ)を生む。是は伊勢大神の祠に侍り。次に美田連・小望が女(或曰妹)を關媛と曰す。三の女を生む。長を美田大娘皇女と曰し、仲を白坂活日娘皇女と曰し、少を小野稚郎女皇女(更名は長石姫)と曰す。次に三尾君・堅楯の女を倭媛と曰ふ。二はしらの男と、二はしらの女とを生む。其の一を大娘皇女と曰し、其の二を椛子皇子と曰す。是れ三國公の先なり。其三を耳皇子と曰し、其四を赤姫皇女と曰す。次に和珥臣・河内の女を黃媛と曰す。一はしらの男と、二はしらの女とを生む。其の一を稚媛皇女と曰し、其の二を厚皇子と曰す。次に根王の女を廣媛と曰す。二はしらの男を生む。長を菟皇子と曰す。是れ酒人公の先なり。少を中皇子と曰す。是れ坂田公の先なり。是年、太歳・丁亥。

二年(戊子年)の冬十月、辛亥の朔の癸丑の日(吐)、小泊瀬稚鷦鷯天皇を傍丘磐杯丘の陵に葬りまつる。十二月、南海の中の耽羅(大ら又)の人、初めて百濟國に通ふ。

三年(一七九)の春二月、使を百濟に遣はし給ふ。(百濟本記に云く、久羅麻致支彌、日本より來ると、未だ詳かならず)任那の日本の縣邑に在む百濟の百姓の、浮迷て貫を絶えて、三・四世なる者を括出でて、並に百濟に遷して貫に附く。

五年(一八一)の冬十月、都を山背の筒城に遷さる。

六年(一七二)の夏四月、辛酉の朔の丙寅の日(六)、穗積臣・押山を遣して、百濟に使はす。仍て筑紫國の馬四十四匹を賜ふ。冬十二月、百濟より使を遣して貢調。別に表を上りて、任那國の上哆唎、下哆唎、婆陀、牟婁の四縣を請ひまをす。哆唎國守・穗積臣押山、奏して曰さく「此の四の縣は、近く百濟に連り、遠く日本を隔てたり。且暮に通ひ易く、鷄犬も別き難し。今、百濟に賜はりて、合せて同國と爲ば、固く存き策、以て此に過ぐるは無けむ。然も縱し賜はりて國を合せなば、後世に危きこと無し。況や異場を幾年か能く守ることを爲む」と。

大伴大連・金村、具に是言を得て、謨を同じくして奏す。廻ち物部大連・鹿鹿火を以て、宣勅使に充つ。物部大連、方に難波館に發向ちて、百濟客に勅を宣へむとす。其の妻、固く要めて曰く「夫れ住吉大神、初め海表の金・銀の國、高麗・百濟・新羅・任那等を以て、胎中にまします譽田天皇(神)に投託れり。故、太后・氣長足姫尊(神)、大臣・武内宿禰と與に、國毎に初めて官家を置き、海表の蕃屏と爲たまふ。其の來ること尙矣。抑た由あり焉。縱に到きて他に賜はらば、本區域に違ひなむ。綿世の刺、詎ぞ口に離れむ」。大連・報へて曰く「教示、理りに合へれども、恐るらくは天勅に背きまつらむ事」。其の妻、切に謀めて云く「疾と稱して宣りな爲たまひそ」。大連・諫に依ひぬ。是に由りて使を改めて宣勅す。賜物、並びに制旨を付けて、表の依に任那の四縣を賜ふ。大兄皇子、前に緣事ありて、國を賜ふと云ふことを聞しめさす。晚く宣勅を知して驚き悔いて、令を改めむと欲して

曰はく「胎中之帝、官家を置きまし、國を、輕しく蕃の乞の隨に、輒く分賜はらむ乎」と。乃ち日鷹吉士を遣して、改めて百濟の客に宣す。使者、答へて啓さく「父の天皇、便宜を圖計りて勅し賜ふこと既に畢りぬ。子とある皇子、豈に帝の勅に違ひて、妄に改めて令はむや。必ず是れ虚ならむ。縱し是れ實ならば、杖大頭を持ちて打つと、杖小頭を持ちて打つと、痛きこと孰與ぞや」と云ひて、遂に罷りぬ。於是、或・流言ありて曰く「大伴大連と、哆唎國守・穗積臣押山と、百濟の賂を受けたり矣」。

七年(一七三)の夏六月、百濟より姐彌文貴の將軍、洲利即爾の將軍を遣して、穗積臣押山に副へて(百濟本記に云く意斯移麻岐彌に委ぬ)五經博士段楊爾を買ふ。別に奏して云さく「件跋國、臣か國の己汝の地を略る奪へり。伏して請ふ、天恩ありて、判りて本屬に還し給へ」と。秋八月、癸未の朔の戊申の日(廿六)、百濟の太子・淳陀薨ぬ。

九月、勾大兄皇子、親ら春日皇女を聘へ給ふ。是に月の夜に清談して、天曉ぬるを覺えず。斐然之藻・忽ち言に形る。乃ち口づから唱はして曰く、
八洲國、妻覺ぎかねて。春日の郷に。美女を。在りと聞きて。佳女を。在りと聞きて。眞木割く。檜の板戸を。押し開き。我れ入り坐し。脚取り。衣裔取り爲て。枕取り。袂取り爲て。妹が手を。我に握かしめ。我が手をば妹に卷かしめ。眞眸葛。手抱き糾交り。しぐしろ。熟睡寢し時に。庭つ鳥。鶉は鳴くなり。野つ鳥。雉子は鳴響む。愛しけくも。未だ言はず。明けにけり吾妹。

和唱して曰さく、
隱處の。泊瀬の河ゆ。流れ來る。竹の。編組竹・節竹。本邊をば。箒に造り。未邊をば。笛に造り。吹き鳴す。三諧

が上に。登り立ち。我が見せば。蔓草遺ふ。磐余の池の。水下經・魚も。上に出て嘆く。やすみし。我が大君の。帯ばせる。錦繡の御帯の。結び垂れ。誰 貴人も。上に出て歎く。

冬十一月、辛亥の朔の乙卯の日(五)、朝廷に、百濟の姐彌文貴の將軍、斯羅の汶得至、安羅の辛巳奚、及び賁巴委佐、伴波の既殿奚、及び竹汶至等を引列ねて、恩勅を奉宣りて、己汶・帶沙を以て百濟國に賜ふ。是月、伴波國より賧支を遣はして、珍寶を獻りて己汶の地を乞ひます。而れども終に國を賜はらず。

十二月、辛巳の朔の戊子の日(八)、詔して曰はく「朕、天緒を承はりて、宗廟を保つことを獲るに茲々業々。間者、天下安く靜かに、海内・清み平らぎ、屢豊年することを致して、頻に國を饒はしむ。懿哉・摩呂古(の別號)。朕が心を八方に示す。盛なる哉・勾・大兄、吾が風を萬國に光す。日本・邑々ぎて、名・天下に擅なり。秋津・赫々きて、譽・王畿に重し。寶とする所は惟れ賢の善を爲すこと最と樂しけきなり。聖の化け・茲に憑りて速く流り、玄なる功・此に藉りて長く懸れり。寔に汝が力なり。宜しく春宮に處て、朕を助けて仁を施し、吾を翼けて關を補ふ宜し。」

八年(甲午年)の春正月、皇太子の妃・春日皇女、晨朝に憂く出でて常より異なること有り。太子、意に疑ひて、殿に入りて妃を見たまふに、床に臥して涕泣し痛痛て、自ら勝ふる能はず。太子、惟びて問ひて曰はく「今且しも涕泣つこと、何の恨か有る乎」。妃の曰さく「餘事に非ず。唯だ妾が悲しむ所は、飛夫之鳥も兒を愛しび養さむ爲に、樹嶺に巢作ふことは、其の愛びの深きなり矣。伏地之蟲も兒を護り衛む爲に、土中に窟作ることは、其の護の厚きなり焉。乃ち人に至りて、豈に慮なき事を得ましや。爾無き恨み、正に太子に鍾り給へり。妾が名も隨ひて絶えたり」と。於是太子、感痛みて、天皇に奏し給ふ。詔して曰はく「朕が子・麻呂子、汝が妃の詞深く理に稱へり。安に

ぞ空爾きまに答慰ること無きを得べき。宜しく匣布の屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表す宜し。」

三月、伴波、城を己吞と帶沙に築きて、滿奚に連ね、蜂・候の邸閣を置きて、以て日本に備ふ。復た城を爾列比・麻須比(不)に築きて、麻且奚・推封(不)に覆し、士卒・兵器を聚めて、以て新羅に逼り、子ら女らを賂略へて、村邑を剽き掠む。凶勢の加す所、遺類あること罕なり矣。(暴虐者侈。傷害侵凌。誅殺尤多。不可詳載。己上の十六子)

九年(乙未年)の春二月、甲戌の朔の丁丑の日(四)、百濟の使者・文貴の將軍等、罷りなむと請す。仍て物部連(名を關せり。百濟本記に云く、物部至々連)を副へて遣罷歸之。沙都の島に到りて傳へ聞くに、伴波の人・恨を懷きて、毒きことを銜み、強きを恃みて虐ごとを縱まにすと。故れ物部連、舟師五百艘を率て、直ちに帶沙の江に詣る。文貴將軍は新羅より去りぬ。夏四月、物部連・帶沙江に停まり住むこと六日。伴波、師を興して往きて伐ち、衣裳を逼脱ぎて、賡てるものを劫み掠ひて、盡に帷幕を燒く。物部連等、怖ぢ畏りて逃遁れ、僅に身命を存きて、汶慕羅に泊る。(汶慕羅は嶋名也。)

十年(丙申年)の夏五月、百濟より前部・木菴不麻甲背を遣して、物部連等を己汶に迎へ勞らひて、引導て國に入らしむ。群臣、各衣裳・斧・鐵・帛布を出だして、國物に助加へて朝廷に積置き、慰問ふこと感懃にして、賞祿・節に優なり。秋九月、百濟より州利即次の將軍を遣して、物部連に副へて來て己汶の地を賜ひしことを謝ります。別に五經博士・漢高安茂を買ひて、博士・段揚爾に代へむと請す。請の依に代へ給ふ。戊寅の日(十四)、百濟より灼莫古の將軍と、日本の斯那奴阿比多を遣して、高麗の使・安定等に副へて來朝て好を結ぶ。十二年(戊戌年)の春三月、丙辰の朔の甲子の日(九)、都を弟國(乙山國)に遷さる。十七年(癸卯年)の夏五月、百濟國の王、武寧薨せぬ。

十八年(甲辰年)の春正月、百濟の太子(乙)明、位に即く。
 二十年(丙午年)の秋九月、丁酉の朔の己酉の日(十三)、都を磐余の玉穗に遷さる。(一本に云く、七年也。)
 二十一年(丁未年)の夏六月、壬辰の朔の甲午の日(十三)、近江毛野臣、衆六萬を率て、任那に往きて、爲に復た、新羅に破られたる南加羅、喙已吞を興建て、任那に合せむと欲ふ。是に筑紫國造・磐井、陰かに叛、逆けむ事を謀りて、猶豫して年を経りて、事の成り難きを恐れて恆に隙間を伺へり。新羅・是を知りて、密に貨賂を磐井が所に行りて、毛野臣が軍を防ぎ退へむことを勸めつ。於是、磐井、火・豊の二國に掩蔽りて、職修らしめず。外には海路を遼へて、高麗、百濟、新羅、任那等の國の年ごとの買職船を誘り致し、内には任那に遣せる毛野臣の軍を遣り、亂言して揚言して曰く「今こそ使者たれ。昔は吾が伴として、肩を摩り、肘を觸れつ、共器して同食ひき。安にぞ卒爾に使と爲ることを得て、余を伴て備が前に自伏は伸めむや」と言ひて、遂に戦ひて受けず、驕りて自ら矜る。是を以て毛野臣、乃ち中途に防ぎ退へられて、滝り滞りぬ。天皇、大伴大連・金村、物部大連・鹿鹿火、許勢大臣・男人等に詔りて曰はく「筑紫の磐井反きて、西夜の地を掩ひ有つ。今、誰をか將とすべき」。大伴大連等、咸曰さく「正直しく仁・勇ありて、兵事に通きもの、今、鹿鹿火が右に出づること無し」。天皇の曰はく「可し」。
 秋八月、辛卯の朔の日、詔して曰はく「吞大連、惟みれば鼓れ磐井・率はず。汝但きて征て」。物部鹿鹿火大連、再拜みて言さく「嗟夫、磐井は西夜の好しき猶なり。川の阻しきを負みて不庭。山の峻しきに憑りて亂を稱ぐ。徳を敗り道に反き、侮り慢りて自ら賢しと思へり。在昔、道臣より爰に室屋に及ぶまで、帝を助りて賊を討ひ、民を塗炭に拯へりしこと、彼も此も一時なり。唯だ天の責に所らむこと、臣が恆に重みする所なり。能く恭みて代たざらめや」。詔して曰はく「良將の軍は、恩を施して惠を推め、己を怨りて人を治む。攻むること河の決るが如く、戦ふこと風の發つが如くせよ」。重ねて詔りて曰はく「大將は、民の司命なり。社稷の存亡、らむ、是に於てかあり。勅哉、恭みて天罰を行へ」。天皇親から斧鉞を操りて大連に授けて曰はく「長門より以東をば朕れ之を制めむ。筑紫より以西をば汝・制れ。賞むること罰ふことを專に行へ。頻に奏すことに勿煩ひそ」。
 二十二年(戊申年)の冬十一月、甲寅の朔の甲子の日(十一)、大將軍・物部大連鹿鹿火、親ら賊帥・磐井と、筑紫の御井郡に交戦ふ。旗鼓・相望み、埃塵・相接げり。機を兩陣の間に決め、萬死之地を避けず。遂に磐井を斬して果して疆場を定む。十二月、筑紫君・葛子、父の罪に坐りて誅せられむことを恐りて、精屋慮合を獻りて死罪を贖はむことを求ひ申す。
 二十三年(己酉年)の春三月、百濟の王、下咄喇國守・積押山臣に謂りて曰く「夫れ朝貢使者、恆に嶋曲を避る毎に、風波に苦む。茲に因りて荒らす所の物を漁らし、全に壞ひて無色。請ふ加羅國の多沙の津を以て、臣が朝貢する津路と爲む」と、是を以て押山臣、請の爲に聞え奏す。是月、物部伊勢連・父根、吉士・老等を遣して、津を以て百濟の王に賜ふ。於是、加羅の王・勅使(乙)に謂りて云く「此の津は官家を置き給ひしより以來、臣が朝貢する津と爲す。安ぞ輒く改めて隣國に賜ひ、元め所封の限の地に違ふことを得む」と。勅使・父根等、斯に因て以て面り賜ふことを難りて、大嶋に却き還りて、別に録史を遺して、果に扶余に賜ふ。是に因て加羅、僮を新羅に結び、怨を日本に生せり。

加羅王、新羅王の女を娶りて遂に見息あり。新羅、初て女を送りし時、并せて百人を遣て女の従と爲て受れ遣めて、諸の縣に散ち置きて、新羅の衣冠を著せ令む。阿利斯等、其の服を變へたるを嘖りて、使を遣して徵還さしむ。新羅大く羞ぢて、翻りて女を還さむと欲ひて曰く「前に汝が聘ひしを受けて吾れ便ち許し婚せてき。今既に斯の若くば、請

ふ王女を還せ。伽羅の己富利知伽、報へて云く「配合夫婦を、安にぞ更に離くる事を得む。亦た息兒あり。之を棄て、何か往かむ。遂に經はるに於りて、刀伽、古波、布那牟羅(呼)の三の城を拔りつ。亦た北の境の五の城を拔れり。是月、近江毛野臣を遣て、安羅に使はし、勅して新羅を勸めて、更に南加羅、喙已吞を建て遣む。百濟、將軍尹貴、麻那、甲背、麻南等を遣して、安羅に往赴て、式ちて詔勅を聽はらしむ。新羅、蕃國の官家を破りしことを恐りて、大人を遣さずして、夫智奈麻禮、奚奈麻禮等を遣はして、安羅に往赴て式ちて詔勅を聽はらしむ。於是、安羅、新たに高堂を起りて、勅使を引て昇る。國の主・後に隨ちて階を昇る。國內の大人、預ひて堂に昇る者、一一。百濟の使の將軍君等、堂の下に在り。凡て數日、再び三び堂上に讓謀りつ。將軍君等、庭に在ることを恨めり。夏四月、壬午の朔の戊子の日(旺)任那王・己能末多干岐、來朝けり。(己能末多と言ふは蓋し阿利斯等なり)大伴大連・金村に啓して曰さく「夫れ海表の諸蕃は、胎中天、皇の内官家を置き給ひしより、本土を棄てずして、其の地を封せること良に以有り。今、新羅、元より封し所賜る眼に違ひ、數ば境を越えて以て來り侵す。請ふ天、皇に奏して臣が國を救助ひ給へ」。大伴大連、乞の依に奏聞す。是月、使を遣して己能末多干岐を送り、并せて任那に在る近江毛野臣に詔して、奏す所を推問て、相疑ふことを和解は遣む。於是毛野臣、能川に次り、一本に曰く、任那の久斯牟羅に次る)新羅、百濟の二國の王を召集ふ。新羅王・佐利遲は、久遲布禮(一本に云く、久禮爾師知、于奈師磨里)を遣し、百濟は恩率・彌勝利を遣して、毛野臣の所に赴集へて、二の王は自ら來參す。毛野臣、大きに怒りて、二國の使を責問て云く「小なるを以て大なるに事ふるは天の道なり。(一本に云く、大なる木の端には大なる木を以て之に續ぎ、小なる木の端には小なる木を以て之に續ぐ。)何故ぞ二國の王・躬ら來集ひて天、皇の勅を受けず、輕く使を遣せるや。今縱し汝が王、自ら來て勅を聞はるとも、吾れ背て勅せし。必ず追逐退さむ」。久遲布禮、恩率・彌勝利、

心に怖畏を懷きて、各歸りて王に告ぐ。是に因て新羅、改めて其の上臣・伊叱夫禮智干岐(新羅、大臣を以て上臣と爲す。一本に云く伊叱夫禮智奈末。後人)衆、三千を率て、來りて勅を聽はらしむと請す。毛野臣、遙かに兵仗の圍み繞る衆、數千人あるを見て、能川より任那の己叱己利の城に入る。伊叱夫禮智干岐、多々羅原に次りて、敢て歸らず。待つこと三月、頻に勅を聞まはらむと請す。終に宣ることを肯せず。伊叱夫禮智が所將る士卒等、聚落に食を乞ひ、毛野臣の儼人・河内馬飼、首御狩に相遇へり。御狩、他門に入り隠れて、乞者の過ぐるを待ちて、手を捲りて遙かに撃つまねす。乞者見て云く「謹みて待つこと三月、勅の旨を聞はらむと行めども、尙ほ宣ることを肯せず。勅の聽はる使を惱はす。乃ち知りぬ、欺誑りて上臣を誅戮さむとありけりと云ふ事を」。乃ち以て所見を具に上臣に述す。上臣、四村を抄掠む。(金官、背伐、安多、委陀、是を四村と爲ふ。一本に云く、多々羅、須那羅、和多、費智を四村と爲ふ也)盡くに人物を將て、其の本國に入りぬ。或の曰く、多々羅等の四村の掠められしは、毛野臣の過なり。此の文、古寫本に無し。蓋し後人の加筆、今本に添入せしなるべし。秋九月、許勢男人大臣・薨せぬ。

二十四年(庚戌年)の春二月、丁未の朔の日、詔して曰はく「磐余彦の帝(神)、水間城の王(神)、皆な博物之臣の明哲き佐に頼れり。故、道臣・讓を陳べて、神日本(武)以ちて盛なり。大彦・略を申べて、膳瓊殖(神)用ちて降くまじき。繼體くる君に及びて、中興之功を立てむと欲る者、曷れか昔より賢哲の讓謀に頼らざらむ乎。爰に小泊瀬天皇(武)の、天下に王たるに降びて、幸に前の聖に承けて、隆へ平ぐこと日久し。俗、漸くに敝くして寤めず。政、浸に衰へて改めず。但だ其人を須るること、各類を以て進め、大略ある者は其の短ぬ所を問はず。高才ある者は其の失つ所を非らず。故れ宗廟を奉つことを獲て、社稷を危ふくせず。是に由りて之を觀れば、豈に明佐に非ずや。朕れ帝業を承くること今に二十四年、天下・清泰にして、内外・虞無し。土壤膏腴て、穀稼有實なり。竊かに恐ら

くは、元・元・斯に由りて俗を生し、蒼生・此に藉りて驕を成さむことを。故、人を令て廉節を擧げ令め、大なる道を宣揚げて、鴻なる化を流通はさむ。能官之事、古へより難しとす。爰に朕が身に暨びて、豈に慎まざらめや。

秋九月、任那の使・奏して云さく『毛野臣、遂に久斯牟羅に於きて舍宅を起造りて、淹留むこと二歳、(一本云、二歳者連去來歳數一也) 政を聴くに懶くす。爰を以て日本人と任那人と、頻りに兒息を以て、評訟こと決め難く、元より能く判ること無し。毛野臣、樂みて誓湯を置るて曰く、實ならむ者は爛れじ、虚ならむ者は必ず爛れむと。是を以て湯に投りて爛れ死ぬる者衆し。また吉備韓子・那多利斯布利を殺しつ。(凡日本人、蕃女を娶りて所生を韓子と爲ふ也) 恆に人民を憫まし、終に和解ふること無し』と。於是、天皇、其の行狀を聞しめして、人を遣して徵入らしむ。而るに肯て來ずして、願に河内母馬飼首・御狩を以て、京に奉詣らしめて奏して曰さく『臣れ未だ勅の旨を成さずして京郷に還入らむことは、勞に往きて虚しく歸るのみ、慚慙く安措きことなり。伏して願くば、陛下・國命を成るを待たせ給へ。朝に入でて罪を謝まり申さむ』と。使を奉りて後、更に自ら諷りて曰く『其の調吉士は、亦た是れ皇華の使なり。若し吾より先に取歸りて、依實に奏聞さば、吾が罪過・必ず應に重からむ矣』。乃ち調吉士を遣て、衆を率ひて伊斯積牟羅城を守ら遣む。是に阿利斯等、其の細碎しきことを事と爲て、期りし所を務めざるを知りて、頻りに歸朝でむことを勸むれども、尙ほ還る事を聽はず。是に由りて、悉に行迹を知りて、心に翻背ことを生せり。乃ち久禮斯己母を遣て新羅に使はして兵を請ひ、奴須久利を百濟に使はして兵を請は遣む。毛野臣、百濟の兵・來ると聞きて、迎へて背許に討つ。(背許は地の名なり。亦た熊備己富里) 傷つき死ぬる者半なり。百濟、則ち奴須久利を掠りて、柁・械・櫓・鎖して、新羅と共に城を圍み、阿利斯等を責め罵りて曰く『毛野臣を出す可し』と。毛野臣、城に嬰りて自ら固む。勢ひ擒にす可からず。於是、一國、便地を圖度りて淹留むこと弦晦に滿ちぬ。城を築きて還る。號けて久禮牟羅

城と曰ふ。還る時に、熊路に勝利積牟羅、布那牟羅、牟羅積牟羅、阿夫羅、久知波多積の五城を拔く。

冬十月、調吉士、任那より至りて奏して言さく『毛野臣、人と爲り傲很にして、治體に閑はず。竟に和解ふこと無

くして加羅を擾亂し、また個儻に・意の任にして、忍びて患を防がず。故、目頼子を遣して徵召す。(目頼子未詳也)

是歳、毛野臣、召されて對馬に到り、逢疾て死りぬ。送り葬るとき、河の尋して近江に入る。其の妻、歌よみて曰く、

枚方ゆ。笛吹き浜る。近江のや。毛野の若子い。笛吹き浜る。

目頼子、初め任那に到る時に、彼に在る郷家等、歌を贈りて曰く、

韓國を。如何に言ことぞ。目頼子・來たる。向放くる。豊岐の渡を。目頼子・來たる。

二十五年(辛丑)の春二月、天皇、病甚し。丁未の日(吐)天皇、磐余の玉穗宮に崩り給ふ。時に年八十一

二歳。冬十二月、丙申の朔の庚子の日(吐)藍野陵に葬しまつる。

或本に云く。天皇、二十八年・歲次・甲寅の年に崩り給ふ。而るを此に『二十五年、歲次・辛亥の年に崩

ります』と云へるは、百濟本記を取りて文を爲れり。其文に云く、太歳・辛未の年の三月、師・進みて安羅に至り

て、乞毛城を營る。是月に高麗、其の王・安を弒せり。又聞く、日本の天皇、及び太子、皇子、俱に崩薨ませり

と。此に由りて而言へるなり。辛亥の歳は二十五年に當れり。後に勘校者・知之也。

日本書紀 卷第十七 終

日本書紀 卷第十八

勾大兄廣國押武金日天皇... 安閑天皇
武小廣國押盾天皇... 宣化天皇

勾大兄廣國押武金日天皇 安閑天皇

勾大兄廣國押武金日天皇は、男大迹天皇(顯)の長子(又ひつぎのみこ)なり。母を日子媛と曰す。天皇、人と爲り墻宇・巖峻くして、窺ふことを得べからず。桓令・寛大にして、人君と坐す量まし有す。二十五年(癸)の春二月、辛丑の朔、の丁未の日(七)、男大迹天皇・大兄を立て、天皇と爲たまふ。即日、男大迹天皇・崩ります。是月、大伴金村大連・物部鹿鹿火大連を以て、大連と爲ること並びに故の如し。
元年(甲寅)の春正月、都を大倭國の勾金橋に遷す。因て宮の號とす。三月、癸未の朔、戊子の日(六)、有司、天皇の爲に、億計天皇(顯)の女・春日山田皇女(更名は山田赤見皇女)を納采りて皇后と爲たまふ。別に三の妃、許勢男人大臣の女・紗手媛、紗手媛が弟・香々有媛、物部木蓮子(木蓮子、此を伊陀麻と云ふ)の大連が女・宅媛を立て給ふ。

夏四月、癸丑の朔、内膳・卿・膳臣大麻呂、勅を奉りて、使を遣して珠を伊甚に求む。伊甚國造等、京に詣づること遅晩くして、時を踰えて進らず。膳臣大麻呂、大に怒りて、國造等を收縛りて、所由を推問ふ。國造・稚子直等、恐り懼ちて、後宮の内寢に逃げ匿れつ。春日皇后、直に入れるを知しめさずして、驚駭て隠れ給ひ、慚愧たまふこと比むこと無し。稚子直等、兼て闕がはしく入れる罪に坐りて、科・重きに當れり。謹みて専ら皇后の爲に伊甚の屯倉を獻りて、闕がはしく入れる罪を贖なはむと請す。因りて伊甚の屯倉を定め給ふ。今、分ちて郡と爲て、上總國に屬く。
五月、百濟より下部脩徳・嫡徳孫、上都都徳・己州己妻等を遣はして、來て常調を貢り、別に表上つれり。
秋七月、辛巳の朔、詔して曰はく『皇后、體・天子に同じと雖も、而も内外の名・殊に隔たれり。亦た以て屯倉の地を充て、式て椒庭を樹て、後代に迹を遺す可し』。酒も勅使を差はして良田を簡擇び給ふ。勅使、勅を奉はりて、大河内直・味張(更名は里枝)に宣ちて曰く『今、汝、宜しく膏腴たる畦雑田を奉進るべし』。味張・忽然に悵惜みて、勅使を欺誑きて曰さく『此の田は天旱するに澁せ難く、水潦するに浸り易し。功を費すこと極めて多く、收獲ること甚た少し』と。勅使、言す依に服命をすこと隠すところ無し。
冬十月、庚戌の朔、甲子の日(十五)、天皇、大伴大連・金村に勅して曰はく『朕、四はしらの妻を納れて、今に至るまで嗣なし。萬歳の後に朕が名絶えなむ矣。大伴伯父、今・何なる計をか作さむ。茲を念ふ毎に憂へ慮はること何で已まむ』。大伴大連・金村奏して曰さく『亦た臣も憂へまをす所なり。夫れ我が國家の天下に王とましますは、嗣有しますと嗣ましますまぬとを論はず。要須す物に因て名を爲す。請けたまはらく、皇后を始め次妃の爲に、屯倉の地を建て後代に留め使めて、前の迹を顯はさ令めむ』。詔して曰はく『可矣。宜しく早かに安置べし』。大伴大連・

金村、奏して稱さく「宜しく小墾田屯倉と國毎の田部とを以て、紗手媛に給賜はむ。櫻井屯倉(一本に云く、茅渚山屯倉を加取ふ)と國毎の田部とを以て、香々有媛に給賜はむ。難波屯倉と郡毎の鑊丁とを以ては、宅媛に給賜ひて、以て後に示して、式て昔を觀せしめたまへ。詔して曰はく「奏の依に施し行へ」。

閏十二月、己卯の朔の壬午の日(四)、三島に行幸し給ふ。大伴大連・金村、從つかへまつる焉。天皇、大伴大連を以て、良田を縣主・飯粒に問ひ給ふ。縣主・飯粒、慶悦ぶこと限り無く、謹み敬ひて誠の心を盡し、仍て上御野、下御野、上桑原、下桑原、井びに竹村の地、凡合て即拾町を奉獻る。大伴大連、勅を奉はりて宣りて曰く「率士の上、王の封に匪すと云ふこと莫く、普天の下、王の域に匪すと云ふこと莫し。故れ、先の天皇、顯ろき號を建て、鴻なる名を垂る。廣大なること乾坤に配び、光華はしきこと日月に象どれり。長く駕き速く撫で、横・都の外に逸で、區の域を登き鏡して、垣り無きに充ち塞がり、上は九坂に冠らしめ、下は八表に旁くし、禮を制めて以て功を成すことを告げ、樂を作りて以て治め定むることを彰す。福の應・尤に臻り、祥・慶こと往歲に符合へり矣。今、汝・味張、率士の幽けく徴しき百姓なり。忽爾に王の地を惜み奉り、輕く便に・宣ふ旨に背けり。味張、今より以後郡の司に勿・預はりそ。(季治云、此の下に、縣主飯粒を褒賞せる文ありしを、脱せしなるべし)。於是、縣主飯粒、喜び懼むこと懷に交てり。廻ち其子・鳥樹を以て、大連に送りて僅・暨と爲しつ。是に大河内直・味張、恐畏まり永悔しみて、地に伏して汗流ひつゝ大連に啓して曰さく「愚にして蒙き百姓、罪、萬死に當れり。伏して願はくは、郡毎に鑊丁を以て、春の時に五百の丁、秋の時に五百の丁を、天皇に奉獻らむこと、子孫に絶やさじ。此に藉りて生を祈み、永に鑿戒と爲む」と、別に狹井田六町を以て、大伴大連に賂なふ。蓋し三島の竹村の屯倉に、河内縣の部曲を以て田部と爲ることの元は是に起れり。

是月、麻城部連 枳葛噲が女、幡媛、物部大連・尾與が女の瓔珞を偷み取りて、春日皇后に獻る。事發覺るゝに至りて、枳葛噲、女の幡媛を以て采女の丁に獻り(是れ春日部采女也)、並に安藝國の過戸の麻城部屯倉を獻りて、以て女の罪を贖へり。物部大連・尾與、事の己に由ることを恐りて、自ら安みする事を得ず。乃ち十市部、伊勢國の來狹々、登伊(は二ツの名也)の贊土師部、筑紫國の膽狹山部を獻る。

武藏國 造・笠原直・使主と、同族・小杵と、國 造を相争ひて、(使主、小杵)年を経るに決め難し。小杵、性・阻しくして逆ふこと有り。心高びて順ふこと無し。密かに就きて、援を上毛野君・小熊に求めて、使主を殺さむと謀りつ。使主、覺りて逃出で、京に詣でて狀を言す。朝廷、臨斷め給ひて、使主を以て國 造と爲し、小杵を誅ひ給ふ。國 造・使主、悚まり喜ぶこと懷に交ちて、黙し已むこと能はず。謹みて國家の爲に、横渚、橋花、多末、倉樺の四處の屯倉を置き奉る。是歲、太歲・甲寅。

二年(一九五)の春正月、戊申の朔の壬子の日(五)、詔して曰はく「聞者、連年に穀 登て、境を接へて虞へ無し。元々蒼生・稼穡を樂しみ、業々黔首・飢饉を免る。仁風・宇宙に暢び、美聲・乾坤に塞がり、内外・清通りて國家・殷富めり。朕れ甚に欣ぶ焉。大に酬すること五日、天下の歡を爲す可し」。夏四月、丁丑の朔の日、勾舍人部、勾 靱部を置く。五月の丙午の朔の甲寅の日(九)、筑紫の穗波屯倉、鎌屯倉、豐國の膝崎屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉、(音を取りて讀む)、大拔屯倉、我鹿屯倉(我鹿、此をば阿阿と云ふ)、火國の春日部屯倉、播磨國の越部屯倉、牛鹿屯倉、備 後 國の後城屯倉、多福屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯倉、阿波國の藤原屯倉、膽年部屯倉、阿波國の春日部屯倉、紀國の經瀧屯倉(經瀧、此をば備世と云ふ)、河邊屯倉、丹波國の葦斯岐屯倉、(皆、音を取る)、近江國の葦浦屯倉、尾張國の間敷屯倉、入鹿屯倉、上毛野國の綠野屯倉、駿河國の稚豐屯倉を置く。

秋八月、乙亥の朔、日、詔して國々に大養部を置く。九月、甲辰の朔、内、午の日(三)、櫻井田部連、縣、犬養連、難波吉士等に屯倉の税を主宰らしむ。丙辰の日(十三)、別に大連に勅して曰はく、「宜しく牛を難波の大隅島と、媛島の松原とに放つ宜し。翼はくは名を後世に垂れむ」。冬十二月、癸酉の朔、己丑の日(十七)、天皇、勾金橋宮に崩りましぬ。時に年七十。是月、天皇を河内の舊市の高屋丘の陵に葬しまつる。皇后・春日山田皇女、及び天皇の妹・神前皇女を以て、是の陵に合せ葬れり。

武小廣國押盾天皇 宣化天皇

武小廣國押盾天皇は、男大迹天皇(四)の第二子なり。勾大兄廣國押武金日天皇(四)の同母弟にましむ。二年の冬、十二月、勾大兄廣國押武金日天皇崩りまして嗣をなす。群臣、劍・鏡を武小廣國押盾尊に奏上りて、天皇位即しめさしめ奉る。是の天皇、人と爲り器宇、清く通りて、神襟、朗かに邁え給へり。才地を以て人に矜り給はず。土君子の服ふ所と爲りませり。元年(丙辰年)の春正月、都を檜隈入野に遷さる。因りて宮の號と爲たまふ。二月の壬申の朔の日、大伴金村大連を以て大連と爲し、物部鹿鹿火大連を大連と爲たまふこと、並びに故の如し。また蘇我稻目宿禰を以て大臣と爲し、阿倍火麻呂臣を大、夫と爲たまふ。三月の壬寅の朔の日、有司、皇后を立て給はむことを請す。己酉の日(八)、詔して「前の正妃、億計天皇(五)の女、橘仲皇女を立て、皇后と爲む」と曰ふ。是れ一柱の男と三柱の女とを生みませり。長を石姫皇女と曰

す。次を小石姫皇女と曰す。次を倉稚綾姫皇女と曰す。次を上殖葉皇子と曰す。亦名は梶子、是は丹比公、偉那公、凡て二族の先なり。前の庶妃、大河内稚子媛、一はしらの男を生む。是は火焔皇子と曰す。是は稚田君の先なり。夏五月、辛丑の朔の日、詔して曰はく、「食は天下の本なり。黄金・萬貫ありとも、飢を療す可からず。白玉・千箱ありとも、何で能く冷を救はむ。夫れ筑紫國は、遐邇(よそ)の朝で届る所にして、去來の關門とする所なり。是を以て海表之國は、海水を候(ま)ひて以て來、賓まつり、天雲を望りて買ぎ奉る。胎中之帝(神)より、朕が身に泊ぶまで、穀稼を收めて、儲の糧を蓄へ積みたり。遙かに凶年に設へ、厚く良客(よききやく)を饗し、國を安みするの方、更に此に過ぐるは無し。故、朕れ阿蘇仍君(あそにん)を遣て河内國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ば遣めむ。蘇我大臣稻目宿禰は、宜しく尾張連を遣て、尾張國の屯倉の穀を運ば遣む宜し。物部大連・鹿鹿火は、宜しく新家連を遣て、新家屯倉の穀を運ば遣む宜し。阿倍臣は、宜しく伊賀臣を遣て、伊賀國の屯倉の穀を運ばしめ、官家を那津の口に脩立つ宜し。また其の筑紫國・肥國・豐國の、三國の屯倉、散けて縣隔に在り。運輸さむこと遙かに阻れり。儻如・須要、以ちて卒に備へ難けむ。亦た宜しく諸郡に課せて分移して、那津の口に聚め建てて、以て非常に備へて、永に民の命と爲べし。早かに郡縣に下して朕が心を知ら令めよ」。秋七月、物部鹿鹿火大連・薨せぬ。是年、太歲・丙辰。二年(丁巳年)の冬十月、壬辰の朔の日、天皇、新羅の任那に寇なふを以て、大伴金村の大連に詔して、其の子、磐と、狭手彦とを遣して、以て任那を助けしめ給ふ。是時、磐・筑紫に留りて、其國の政を執りて、以て三韓に備ふ。狭手彦、往きて任那を鎮め、加た百濟を救へり。四年(己未年)の春二月、乙酉の朔の甲午の日(廿)、天皇、檜隈の廣入野宮に崩りましぬ。時に年七十あまり。冬十一月、庚戌の朔の丙寅の日(十七)、天皇を大倭國の身狭の桃花島坂の上の陵に葬しまつる。皇后・橘皇

正調日本書紀 卷第十八 (宣化天皇)

女、及び其の孺子を以て、是の陵に合せて葬しまつる。(皇后の崩れまし、年、傳記に載するもの無し。孺子と云ふは蓋し未だ成人らずして薨せませる歟。(此の註は) (養人加註也))

二五〇

66A
250
914

日本書紀 卷第十八 終

昭和十五年十一月十六日印
昭和十五年十二月二十日發行

印刷 行 刷

著者 飯田武郷

版權繼承者 飯田季治

發行者 山縣精一

印刷者 大貫善次郎

東京市麹町區九段一丁目十六番地
欽傍書房內

日本書紀通釋刊行會

電話九段(33)四九七二番
新橋口座 東京一六六四六番

定價拾五圓

本製・刷印・社會式社刷印本製聯山

定限部百五

發行所

41
103_n

終